

令和6年度(2024 年度) 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第4期鎌倉市障害者基本計画(令和6年度(2024 年度)～令和 11 年度(2029 年度))
第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(令和6年度(2024 年度)～令和8年度(2026 年度))

～健やかで心豊かに暮らせるまち～
「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざして



令和8年(2026 年)9月
鎌倉市

目 次

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

- 1 計画の位置づけ.....1
- 2 計画期間3

第2章 障害者の状況

- 1 障害者数4
- 2 身体障害者の状況5
- 3 知的障害者の状況7
- 4 精神障害者の状況8
- 5 障害児支援の状況10
- 6 特別支援教育の状況11
- 7 雇用の状況.....14

第3章 第4期鎌倉市障害者基本計画

- 1 将来目標18
- 2 施策の体系19
- 3 施策の体系事業一覧21
- 4 個別事業の推進状況
 - (1)共生社会の推進.....25
 - (2)暮らしの環境整備.....31
 - (3)情報提供・意思疎通支援の充実.....35
 - (4)防災・防犯等の推進.....39
 - (5)保健・医療の推進41
 - (6)自立した生活の支援・意思決定支援の推進43
 - (7)子どもへの支援の充実55
 - (8)雇用・就労支援の推進.....61

第4章 第7期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行……………65
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ……67
- (3)地域生活支援の充実……………69
- (4)福祉施設から一般就労への移行等 ……72
- (5)障害児支援の提供体制の整備等 ……76
- (6)相談支援体制の充実・強化等……………80
- (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築……………84

2 障害福祉サービス等の実施状況

- (1)訪問系サービス……………86
- (2)日中活動系サービス ……87
- (3)居住系サービス ……92
- (4)相談支援……………93

3 障害児通所支援等の実施状況

- (1)障害児通所支援サービス……………95
- (2)障害児相談支援サービス……………97
- (3)家族支援体制整備……………97

4 地域生活支援事業の実施状況

- (1)必須事業……………98
- (2)その他実施する事業(市任意事業) ……100

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

- 1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会……………101
- 2 PDCA サイクル……………101
- 3 鎌倉市障害者支援協議会……………101

鎌倉市障害者福祉計画は、鎌倉市役所のホームページで閲覧できます。

- ・「第4期鎌倉市障害者基本計画」
- ・「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/keikakusho1.html>

第1章 鎌倉市障害者福祉計画の概要

1 計画の位置づけ

「鎌倉市障害者福祉計画」は「鎌倉市障害者基本計画」、「鎌倉市障害福祉サービス計画」及び「鎌倉市障害児福祉計画」で構成しています。

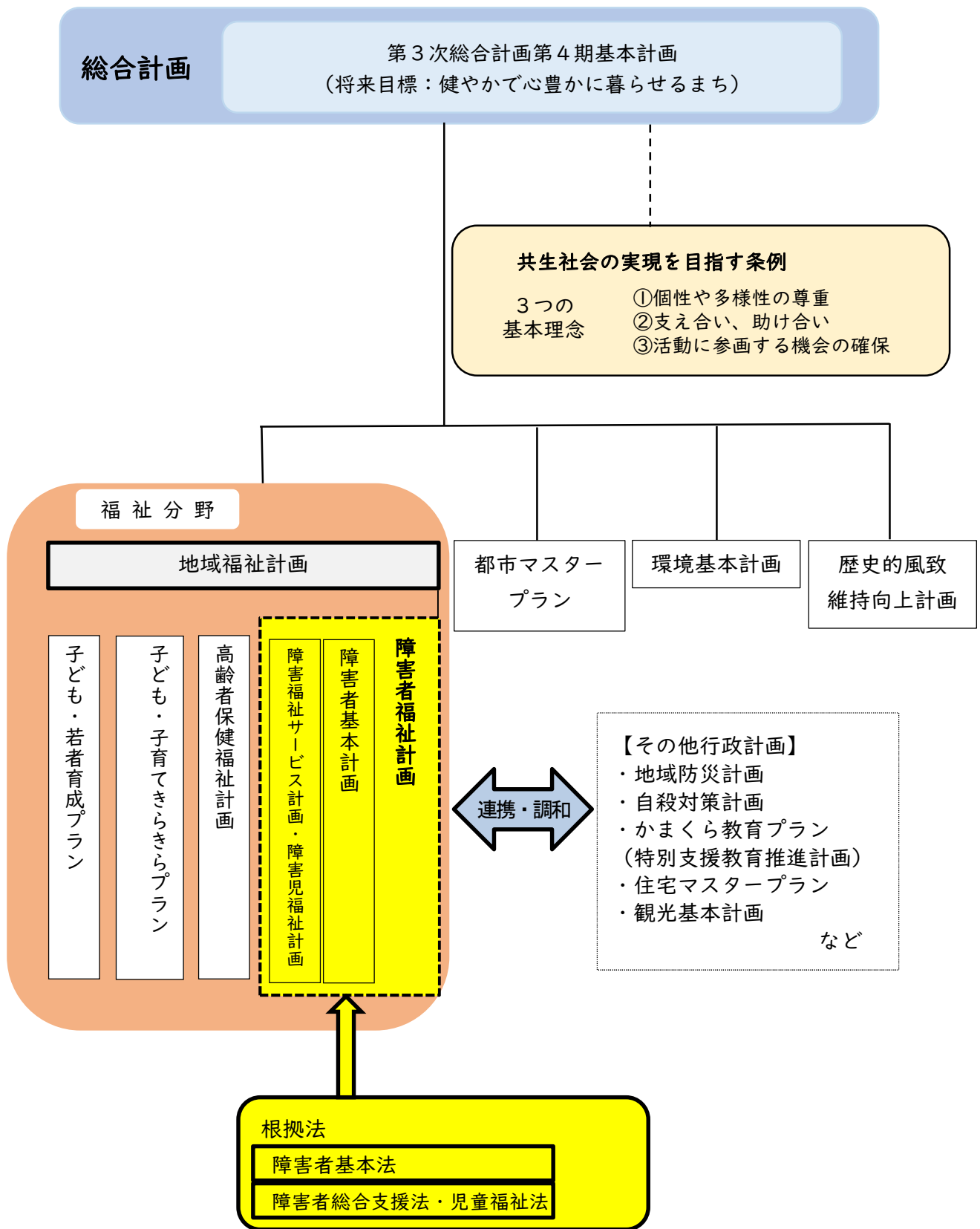
「鎌倉市障害者基本計画」は、障害者基本法第 11 条第3項に基づく市町村障害者計画です。障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が策定している「障害者基本計画」及び神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例に基づく計画」を基本とし、鎌倉市における障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた計画となります。福祉だけでなく、保健医療、教育、就労雇用など、広い分野にわたって鎌倉市の障害者施策の総合的な展開、推進を図るための計画に位置付けています。また、本計画は、社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置付けています。

「鎌倉市障害福祉サービス計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画です。国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保と障害者総合支援法で定める業務の円滑な実施に関する計画となります。「鎌倉市障害者基本計画」の中で、福祉・生活支援などの施策となっている障害福祉サービスの給付などに関して、具体的な成果目標や見込量などを設定しているものです。

なお、児童福祉法の改正により、平成 30 年度(2018 年度)から障害児福祉計画を定めることとなりました。障害者総合支援法の障害福祉計画と一体的に策定することができるため、「鎌倉市障害児福祉計画」は「鎌倉市障害福祉サービス計画」と一体的に策定をしています。

「鎌倉市障害者福祉計画」は、「第3次鎌倉市総合計画」の部門別計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市地域防災計画」「鎌倉市自殺対策計画」「鎌倉市特別支援教育推進計画」「鎌倉市住宅マスタープラン」など関連する他の行政計画とも連携しながら、また、本市で策定している「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」や「鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例」などの関連条例についても考慮しながら、施策の推進を図っていきます。

計画の位置付け図



2 計画期間

① 鎌倉市障害者基本計画

「第3期鎌倉市障害者基本計画」は平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの6年間を計画期間としており、「第4期鎌倉市障害者基本計画」は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。

② 鎌倉市障害福祉サービス計画・鎌倉市障害児福祉計画

「第6期鎌倉市障害福祉サービス計画(第2期障害児福祉計画)」は令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までを計画期間としており、「第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(第3期鎌倉市障害児福祉計画)」は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までを計画期間とします。

各計画について、国の障害者福祉政策の大幅な見直し等が行われた場合には、計画期間中에서도見直しを行うこととします。

	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
鎌倉市 障害者基本計画	第4期					
鎌倉市 障害福祉サービス 計画	第7期					
鎌倉市 障害児福祉計画	第3期					

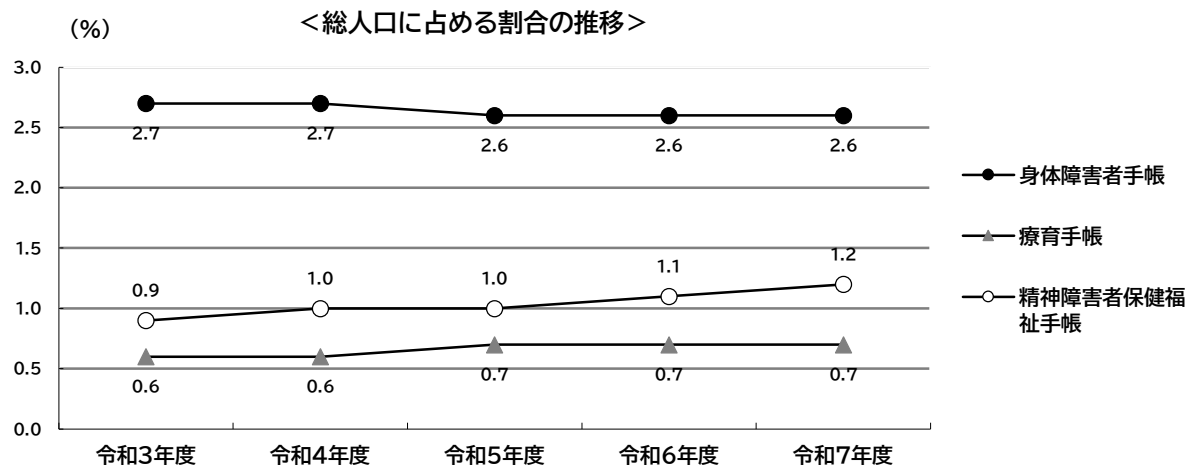
第2章 障害者の状況

1 障害者数

2-1-1 障害者手帳所持者数の推移

	総人口	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計
令和3年度 (2021 年度)	172,932 人	4,740 人 (2.7%)	1,082 人 (0.6%)	1,571 人 (0.9%)	7,393 人 (4.3%)
令和4年度 (2022 年度)	172,669 人	4,657 人 (2.7%)	1,100 人 (0.6%)	1,676 人 (1.0%)	7,433 人 (4.3%)
令和5年度 (2023 年度)	171,914 人	4,483 人 (2.6%)	1,148 人 (0.7%)	1,791 人 (1.0%)	7,422 人 (4.3%)
令和6年度 (2024 年度)	170,919 人	4,393 人 (2.6%)	1,189 人 (0.7%)	1,910 人 (1.1%)	7,492 人 (4.4%)
令和7年度 (2025 年度)	170,034 人	4,400 人 (2.6%)	1,228 人 (0.7%)	1,975 人 (1.2%)	7,603 人 (4.5%)
上記年度期間の 増減率	▲1.7%	▲7.2%	13.5%	25.7%	2.8%

(資料)障害福祉課
※()内の数値は、総人口に対する割合
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、各前年度3月 31 日現在
各年度4月1日現在



2-1-2 年齢区分別障害者手帳所持者数の状況

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計
18 歳未満 (構成比率)	80 人 (1.1%)	329 人 (4.3%)	69 人 (0.9%)	478 人 (6.3%)
18～39 歳 (構成比率)	148 人 (1.9%)	480 人 (6.3%)	497 人 (6.6%)	1,125 人 (14.8%)
40～64 歳 (構成比率)	823 人 (10.8%)	343 人 (4.5%)	1,195 人 (15.7%)	2,361 人 (31.0%)
65 歳以上 (構成比率)	3,349 人 (44.1%)	76 人 (1.0%)	214 人 (2.8%)	3,639 人 (47.9%)
合 計 (構成比率)	4,400 人 (57.9%)	1,228 人 (16.1%)	1,975 人 (26.0%)	7,603 人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター、障害福祉課 令和7年(2025 年)4月1日現在
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和7年(2025 年)3月 31 日現在
※ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢区分は、「19 歳以下」「20～39 歳」「40～64 歳」「65 歳以上」

2 身体障害者の状況

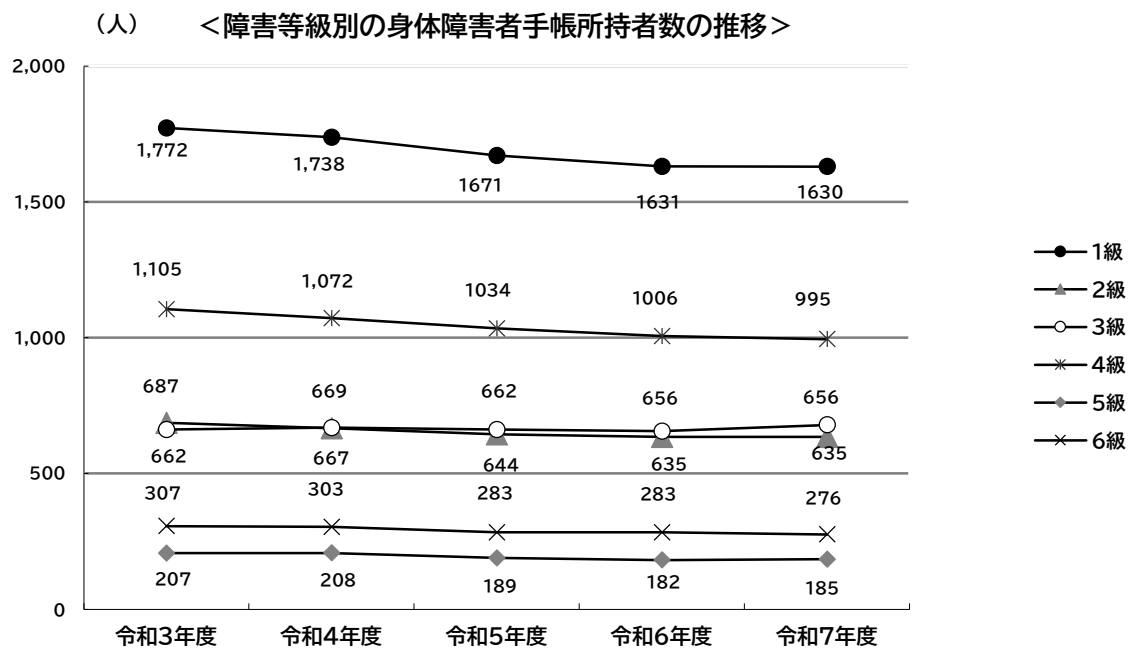
2-2-1 障害等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	1,772 人 (37.4%)	687 人 (14.5%)	662 人 (13.9%)	1,105 人 (23.3%)	207 人 (4.4%)	307 人 (6.5%)	4,740 人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	1,738 人 (37.3%)	667 人 (14.3%)	669 人 (14.4%)	1,072 人 (23.0%)	208 人 (4.5%)	303 人 (6.5%)	4,657 人 (100.0%)
令和5年度 (2023年度) (構成比率)	1,671 人 (37.3%)	644 人 (14.4%)	662 人 (14.8%)	1,034 人 (23.0%)	189 人 (4.2%)	283 人 (6.3%)	4,483 人 (100.0%)
令和6年度 (2024年度) (構成比率)	1,631 人 (37.1%)	635 人 (14.5%)	656 人 (14.9%)	1,006 人 (22.9%)	182 人 (4.2%)	283 人 (6.4%)	4,393 人 (100.0%)
令和7年度 (2025年度) (構成比率)	1,630 人 (37.1%)	635 人 (14.4%)	679 人 (15.4%)	995 人 (22.6%)	185 人 (4.2%)	276 人 (6.4%)	4,400 人 (100.0%)
前年度比	99.9%	100.0%	103.5%	98.9%	101.7%	97.5%	100.2%
上記年度期間 の増減率	▲8.0%	▲7.6%	2.6%	▲10.0%	▲10.6%	▲10.1%	▲7.2%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在

※ 1級(重度)⇔ 6級(軽度)

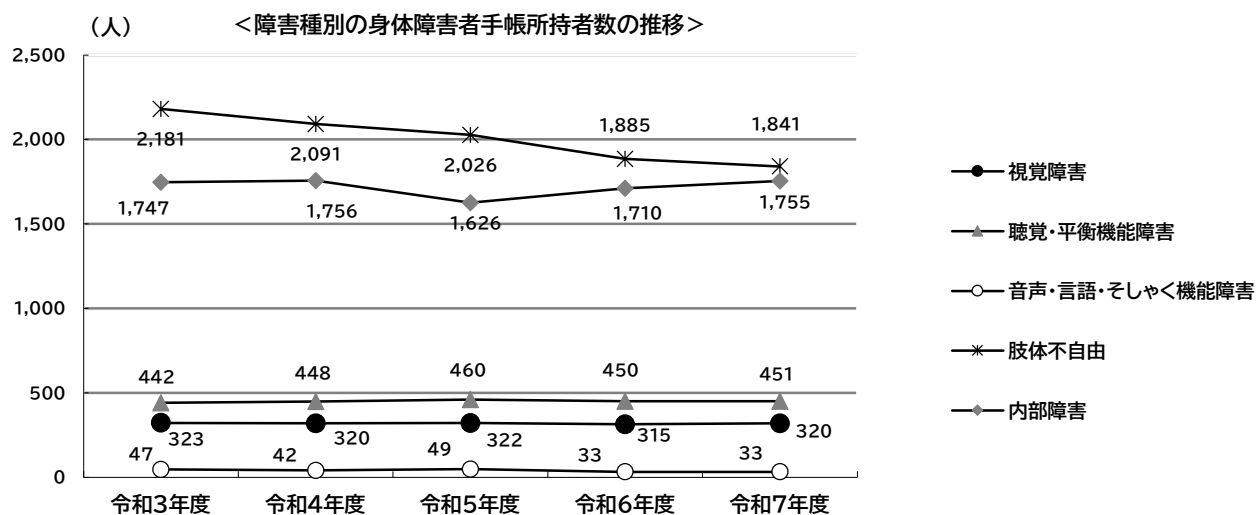


2-2-2 障害種別の身体障害者手帳所持者数の推移

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	323人 (6.8%)	442人 (9.3%)	47人 (1.0%)	2,181人 (46.0%)	1,747人 (36.9%)	4,740人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	320人 (6.9%)	448人 (9.6%)	42人 (0.9%)	2,091人 (44.9%)	1,756人 (37.7%)	4,657人 (100.0%)
令和5年度 (2023年度) (構成比率)	322人 (7.2%)	460人 (10.2%)	49人 (1.1%)	2,026人 (45.2%)	1,626人 (36.3%)	4,483人 (100.0%)
令和6年度 (2024年度) (構成比率)	315人 (7.2%)	450人 (10.2%)	33人 (0.8%)	1,885人 (42.9%)	1,710人 (38.9%)	4,393人 (100.0%)
令和7年度 (2025年度) (構成比率)	320人 (7.2%)	451人 (10.2%)	33人 (0.9%)	1,841人 (41.8%)	1,755人 (39.9%)	4,400人 (100.0%)
前年度比	101.6%	100.2%	100.0%	97.7%	102.6%	100.2%
上記年度期間の 増減率	▲0.9%	2.0%	▲29.8%	▲15.6%	0.5%	▲7.2%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在



2-2-3 障害種別・年齢区分別の身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
18歳未満 (構成比率)	4人 (0.1%)	14人 (0.3%)	0人 (0.0%)	49人 (1.1%)	13人 (0.3%)	80人 (1.8%)
18～39歳 (構成比率)	15人 (0.3%)	18人 (0.4%)	1人 (0.1%)	85人 (1.9%)	29人 (0.6%)	148人 (3.3%)
40～64歳 (構成比率)	63人 (1.4%)	59人 (1.3%)	7人 (0.2%)	414人 (9.4%)	280人 (6.4%)	823人 (18.7%)
65歳以上 (構成比率)	238人 (5.4%)	360人 (8.2%)	25人 (0.6%)	1,293人 (29.4%)	1,433人 (32.6%)	3,349人 (76.2%)
合 計 (構成比率)	320人 (7.2%)	451人 (10.2%)	33人 (0.9%)	1,841人 (41.8%)	1,755人 (39.9%)	4,400人 (100.0%)

(資料)障害福祉課

令和7年(2025年)4月1日現在

3 知的障害者の状況

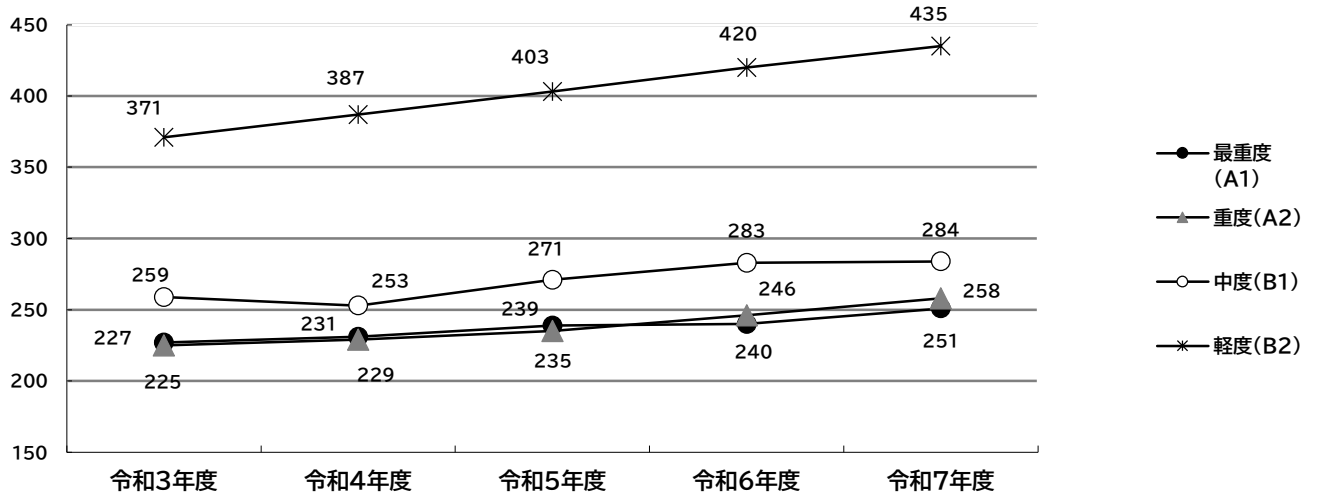
2-3-1 障害程度別の療育手帳所持者数の推移

	最重度(A1) IQ20 以下	重度(A2) IQ21～35	中度(B1) IQ36～50	軽度(B2) IQ51 以上	合 計
令和3年度 (2021年度) (構成比率)	227人 (21.0%)	225人 (20.8%)	259人 (23.9%)	371人 (34.3%)	1,082人 (100.0%)
令和4年度 (2022年度) (構成比率)	231人 (21.0%)	229人 (20.8%)	253人 (23.0%)	387人 (35.2%)	1,100人 (100.0%)
令和5年度 (2023年度) (構成比率)	239人 (20.8%)	235人 (20.5%)	271人 (23.6%)	403人 (35.1%)	1,148人 (100.0%)
令和6年度 (2024年度) (構成比率)	240人 (20.2%)	246人 (20.7%)	283人 (23.8%)	420人 (35.3%)	1,189人 (100.0%)
令和7年度 (2025年度) (構成比率)	251人 (20.5%)	258人 (21.0%)	284人 (23.1%)	435人 (35.4%)	1,228人 (100.0%)
前年度比	104.6%	104.9%	100.4%	103.6%	103.3%
上記年度期間の 増減率	10.6%	14.7%	9.7%	17.3%	13.5%

(資料)障害福祉課

各年度4月1日現在

(人) <障害程度別の療育手帳所持者数の推移>



2-3-2 障害程度別・年齢区分別の療育手帳所持者数の状況

	最重度(A1) IQ20 以下	重度(A2) IQ21～35	中度(B1) IQ36～50	軽度(B2) IQ51 以上	合 計
18歳未満 (構成比率)	50人 (4.1%)	63人 (5.1%)	54人 (4.4%)	162人 (13.2%)	329人 (26.8%)
18～39歳 (構成比率)	106人 (8.6%)	76人 (6.2%)	101人 (8.2%)	197人 (16.0%)	480人 (39.1%)
40～64歳 (構成比率)	84人 (6.9%)	98人 (8.0%)	97人 (7.9%)	64人 (5.2%)	343人 (27.9%)
65歳以上 (構成比率)	11人 (0.9%)	21人 (1.7%)	32人 (2.6%)	12人 (1.0%)	76人 (6.2%)
合 計 (構成比率)	251人 (20.5%)	258人 (21.0%)	284人 (23.1%)	435人 (35.4%)	1,228人 (100.0%)

(資料)障害福祉課

令和7年(2025年)4月1日現在

4 精神障害者の状況

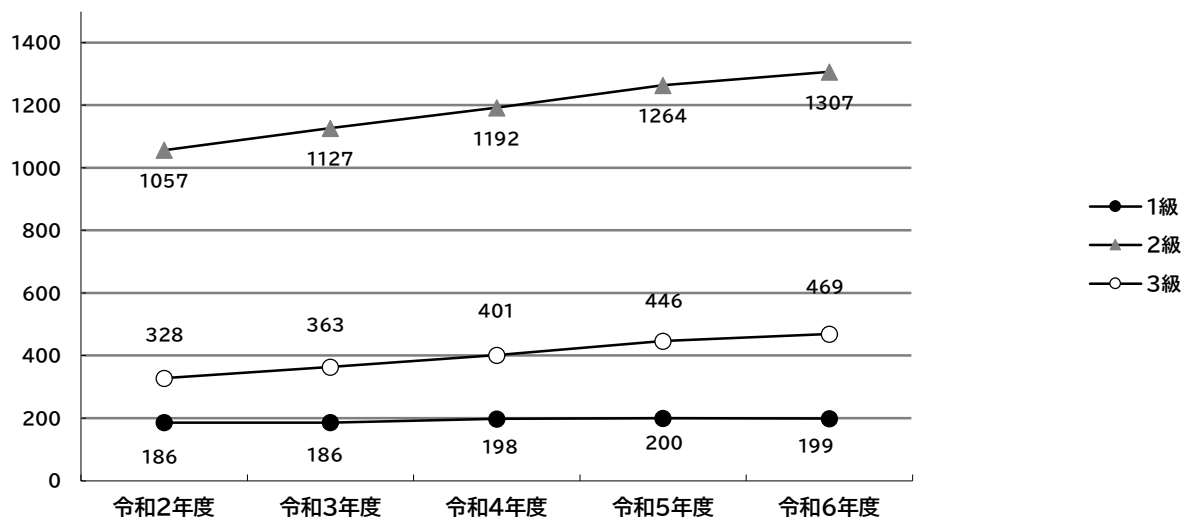
2-4-1 障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	合 計
令和2年度 (2020 年度) (構成比率)	186 人 (11.8%)	1,057 人 (67.3%)	328 人 (20.9%)	1,571 人 (100.0%)
令和3年度 (2021 年度) (構成比率)	186 人 (11.1%)	1,127 人 (67.2%)	363 人 (21.7%)	1,676 人 (100.0%)
令和4年度 (2022 年度) (構成比率)	198 人 (11.0%)	1,192 人 (66.6%)	401 人 (22.4%)	1,791 人 (100.0%)
令和5年度 (2023 年度) (構成比率)	200 人 (10.5%)	1,264 人 (66.2%)	446 人 (23.3%)	1,910 人 (100.0%)
令和6年度 (2024 年度) (構成比率)	199 人 (10.1%)	1,307 人 (66.2%)	469 人 (23.7%)	1,975 人 (100.0%)
前年度比	99.5%	103.4%	105.2%	103.4%
上記年度期間の 増減率	7.0%	23.7%	43.0%	25.7%

(資料)神奈川県精神保健福祉センター

各年度3月 31 日現在

(人) <障害等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>



2-4-2 年齢区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	精神障害者保健福祉手帳所持者数
19 歳以下 (構成比率)	69 人 (3.5%)
20～39 歳 (構成比率)	497 人 (25.2%)
40～64 歳 (構成比率)	1,195 人 (60.5%)
65 歳以上 (構成比率)	214 人 (10.8%)
合 計 (構成比率)	1,975 人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター

令和7年(2025 年)3月 31 日現在

2-4-3 自立支援医療費(精神通院医療)受給者証認定者数の推移

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
令和2年度 (2020年度)	2,852人
令和3年度 (2021年度)	2,624人
令和4年度 (2022年度)	2,772人
令和5年度 (2023年度)	2,880人
令和6年度 (2024年度)	2,887人
上記年度期間の 増減率	1.2%

(資料)神奈川県精神保健福祉センター 各年度3月31日現在

2-4-4 年齢区分別の自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数の状況

	自立支援医療(精神通院医療)受給者証認定者数
19歳以下 (構成比率)	46人 (1.6%)
20～39歳 (構成比率)	720人 (24.9%)
40～64歳 (構成比率)	1,713人 (59.4%)
65歳以上 (構成比率)	408人 (14.1%)
合 計 (構成比率)	2,887人 (100.0%)

(資料)神奈川県精神保健福祉センター 令和7年(2025年)3月31日現在

5 障害児支援の状況

2-5-1 療育、言語、リハビリ相談・巡回相談の受付件数

	新規相談受付件数			巡回相談					
				巡回回数			相談件数		
	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ	発達	言語	リハビリ
令和4年度 (2022年度)	125件	129件	86件	45回	45回	23回	133件	99件	54件
令和5年度 (2023年度)	175件	139件	70件	68回	55回	21回	167件	102件	38件
令和6年度 (2024年度)	124件	99件	87件	87回	65回	22回	212件	124件	33件

(資料)発達支援室

2-5-2 5歳児すこやか相談事業の実施状況

	対象児童数	支援が必要な児童数	支援が必要な児童の割合
令和4年度 (2022年度)	1,077人	137人	12.7%
令和5年度 (2023年度)	1,073人	157人	14.6%
令和6年度 (2024年度)	998人	150人	15.0%

(資料)発達支援室

2-5-3 児童発達支援センターあおぞら園の実利用児童数

	児童発達支援 (基本的生活習慣・情緒・ 社会性等の発達の援助)	保育所等訪問支援	障害児相談支援
令和4年度 (2022年度)	30人	5人	39人
令和5年度 (2023年度)	31人	4人	45人
令和6年度 (2024年度)	30人	4人	72人

(資料)発達支援室

2-5-4 発達支援指導実利用児童数

	①リハビリ指導 (転びやすい・手先が不器用 等の感覚運動発達の指導)	②言語指導 (ことばの遅れ・発音が 不明瞭・吃音等の指導)	③発達指導 (友だちとのかかわりや集団 生活上の心配に対する個別指導 やグループ指導)
令和4年度 (2022年度)	50人	109人	58人
令和5年度 (2023年度)	51人	134人	57人
令和6年度 (2024年度)	58人	135人	48人

(資料)発達支援室

2-5-5 幼稚園・保育所等への障害児の通園状況

	私立幼稚園		公立保育所		私立保育所等		合計	
	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数	児童数	施設数
令和4年度 (2022年度)	32人	6箇所	35人	5箇所	53人	20箇所	120人	31箇所
令和5年度 (2023年度)	40人	9箇所	33人	5箇所	73人	19箇所	146人	33箇所
令和6年度 (2024年度)	39人	9箇所	25人	4箇所	81人	24箇所	145人	44箇所

(資料)発達支援室、保育課

※幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数
 保育所児童数は、障害児保育推進特別対策事業費補助金対象児童数等
 私立保育所等施設数は、認可私立保育所と認定こども園数

6 特別支援教育の状況

2-6-1 小学校の特別支援学級児童数及び学級数

	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
知的障害	41人	12学級	52人	14学級	58人	15学級
自閉症・情緒障害	86人	16学級	85人	17学級	99人	21学級
肢体不自由	7人	1学級	8人	1学級	7人	1学級
弱視	0人	0学級	0人	0学級	0人	0学級
病弱・身体虚弱	1人	1学級	1人	1学級	1人	1学級
難聴	2人	1学級	1人	1学級	2人	1学級
合 計	137人	31学級	147人	34学級	167人	39学級

(資料)教育指導課

令和6年(2024年)5月1日現在

※ 市立小学校全16校中

※ 弱視級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-1 参考 令和6年度(2024年度)小学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	弱視	病弱・ 身体虚弱	難聴
第一小学校	14人	—	0人	—	—
第二小学校	8人	—	—	—	—
御成小学校	15人	7人	—	—	—
七里ガ浜小学校	2人	—	—	—	—
腰越小学校	9人	—	—	—	—
西鎌倉小学校	16人	—	—	—	—
深沢小学校	23人	—	—	—	—
富士塚小学校	10人	—	—	—	—
小坂小学校	15人	—	—	—	—
玉縄小学校	7人	—	—	—	—
大船小学校	13人	—	—	1人	2人
植木小学校	4人	—	—	—	—
今泉小学校	11人	—	—	—	—
関谷小学校	7人	—	—	—	—
稲村ガ崎小学校	3人	—	—	—	—

(資料)教育指導課

令和6年(2024年)5月1日現在

※ 市立小学校全16校中

※ 弱視級については、在籍児童無しのため閉級中

2-6-1 中学校の特別支援学級生徒数及び学級数

	令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
知的障害	30人	9学級	30人	9学級	30人	9学級
自閉症・情緒障害	28人	9学級	36人	9学級	11人	52学級
肢体不自由	1人	1学級	0人	0学級	1人	2学級
病弱・身体虚弱	1人	1学級	0人	0学級	0人	0学級
合 計	60人	20学級	66人	18学級	42人	63学級

(資料)教育指導課

令和6年(2024年)5月1日現在

※ 市立中学校全9校中

※ 病弱・身体虚弱級については、在籍生徒無しのため閉級中

2-6-1 参考 令和6年度(2024年度)中学校ごとの特別支援学級設置状況及び児童数

	知的障害、 自閉症・情緒障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱
第一中学校	4人	—	—
第二中学校	3人	—	—
御成中学校	7人	2人	—
腰越中学校	9人	—	—
手広中学校	4人	—	—
深沢中学校	18人	—	—
大船中学校	13人	—	—
玉縄中学校	19人	—	—
岩瀬中学校	5人	—	0人

(資料)教育指導課

令和6年(2024年)5月1日現在

※ 市立中学校全9校中

※ 病弱・身体虚弱級については、在籍生徒無しのため閉級中

2-6-2 言語・難聴・情緒通級指導教室への通級児童数(小学校)

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
	児童数	児童数	児童数
難聴	5人	5人	5人
言語	163人	181人	175人
情緒	104人	107人	110人
合 計	272人	293人	290人

(資料)教育指導課

令和6年(2024年)5月1日現在

※ 言語・難聴通級指導教室(ことばの教室):御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

※ 情緒通級指導教室(つどいの教室):今泉小学校、深沢小学校

2-6-3 特別支援学校等在学児童生徒数(本市在住のみ)

	小学部	中学部	高等部	合 計
知的障害教育部門	22 人	14 人	54 人	90 人
肢体不自由教育部門	3人	8人	5人	16 人
聴覚障害教育部門	1人	0人	0人	1人
視覚障害教育部門	0人	1人	1人	2人
その他の教育部門	0人	1人	1人	2人
合 計	26 人	24 人	61 人	111 人

(資料)障害福祉課

令和6年(2024 年)5 月 1 日現在

※神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校、平塚ろう学校、平塚盲学校、横浜南支援学校、秦野支援学校、横浜市立盲特別支援学校及び私立聖坂支援学校の児童生徒数

※その他の教育部門は、重心、病弱

2-6-4 特別支援学校高等部卒業生の進路状況(本市在住のみ)

	在宅	療養介護	地域活動支援センター	生活介護事業所	就労継続支援事業所 A 型	就労継続支援事業所 B 型	自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練)	就労移行支援事業所	神奈川県能力開発センター	障害者職業能力開発校	専攻科	大学	就職	その他	合 計
令和4年度 (2022 年度)	0人	1人	0人	5人	0人	4人	2人	3人	0人	0人	1人	1人	2人	0人	19 人
令和5年度 (2023 年度)	2人	0人	1人	5人	0人	8人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	6人	0人	24 人
令和6年度 (2024 年度)	3人	2人	1人	16 人	0人	22 人	2人	3人	1人	0人	0人	0人	6人	1人	57 人

(資料)障害福祉課

※ 各年度末における神奈川県立鎌倉支援学校、藤沢支援学校、横浜市立盲特別支援学校及び私立聖坂支援学校の高等部卒業生の進路

※ 並行利用者を含む。

7 雇用の状況

【1】ハローワーク藤沢管内の状況

2-7-1 ハローワーク藤沢管内の人口

	人口	構成比率
鎌倉市	170,034 人	19%
藤沢市	443,488 人	49%
茅ヶ崎市	244,975 人	27%
寒川町	48,381 人	5%
合 計	906,878 人	100.0%

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和7年(2025 年)4月1日現在

2-7-2 雇用状況

(企業全体の常用労働者数が 43.5 人以上の事業主から、報告を求め、集計作成したもの)

		ハローワーク藤沢(現所管)
企業数		409 箇所
法定常用労働者数		65,396.0 人
障害者数		1,471.5 人
実雇用率	令和4年 (2022 年)6月1日	2.03%
	令和5年 (2023 年)6月1日	2.06%
	令和6年 (2024 年)6月1日	2.25%
雇用率達成企業割合	令和4年 (2022 年)6月1日	41.2%
	令和5年 (2023 年)6月1日	42.9%
	令和6年 (2024 年)6月1日	41.1%

※ 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計です。
重度障害者はダブルカウント、短時間労働者は 0.5 人として算定します。

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」 令和6年(2024 年)6月1日現在

2-7-3 ハローワーク藤沢における職業紹介状況

	新規求職申込件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他 障害者	合計
令和4年度 (2022 年度)	227 件	169 件	530 件	33 件	959 件
令和5年度 (2023 年度)	276 件	162 件	507 件	28 件	973 件
令和6年度 (2024 年度)	230 件	167 件	609 件	26 件	1,032 件
前年度比	83.3%	103.1%	120.1%	92.9%	106.1%

	就職件数				
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他 障害者	合計
令和4年度 (2022 年度)	61 件	87 件	177 件	17 件	342 件
令和5年度 (2023 年度)	63 件	97 件	212 件	1件	373 件
令和6年度 (2024 年度)	77 件	76 件	226 件	3 件	382 件
前年度比	122.2%	78.4%	106.6%	300.0%	102.4%

(資料)藤沢公共職業安定所発行「業務概況」

令和6年(2024 年)6月1日現在

【2】鎌倉市の取組状況

●鎌倉市障害者二千人雇用事業の状況（資料）障害福祉課

〔関連：61・62 ページ 個別事業の推進状況 8「雇用・就労支援の推進」〕

就労者数の定義

- ・鎌倉市内の事業所において就労している障害者
 - ・鎌倉市外の事業所において就労している鎌倉市民の障害者
- ※ 就労の形態、雇用契約の有無は問わない。

1 鎌倉市障害者二千人雇用就労者数の推移

	一般就労者数	福祉的就労者数	合計
事業開始時	—	—	1,411 人
令和5年度 (2023 年度)	1,113 人	938 人	2,051 人
令和6年度 (2024 年度)	1,210 人	976 人	2,186 人

令和7年(2025 年)3 月 31 日現在

※福祉的就労者数には、生活介護と地域活動支援センター分 295 人を含む。

2 令和6年度(2024 年度)鎌倉市障害者二千人雇用センターの状況

(1)相談・支援件数

		電話相談	来所相談	メール 相談	同行・訪問 支援	その他 (※)	合計
令和6年度 (2024 年度)	新規	52 件	157 件	5 件	13 件	2 件	229 件
	継続	891 件	1,259 件	522 件	176 件	12 件	2,860 件

※ その他の支援内容：FAX 送付、書類及び手紙送付、外部での面談

(2)登録者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他 (※)	合計
		重度		重度					
令和6年度 (2024 年度)	5 人	0 人	7 人	1 人	49 人	19 人	3 人	9 人	93 人

※高次脳機能障害は身体・精神に含む。

※その他の登録者：診断のみ、自立支援医療のみ、障害者手帳申請中

(3)一般就労者数(障害別)

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他 (※)	合計
		重度		重度					
令和6年度 (2024 年度)	2 人	0 人	4 人	0 人	16 人	7 人	0 人	7 人	36 人

※その他：診断のみ

(4)職場定着支援の実施状況

ア 職場定着支援の実施件数 468 件(※同一人物に対し、複数回実施含む。)

※職場訪問に限らず、電話相談その他の支援も含めた実施件数。

イ 障害別職場定着支援実施人数

	身体障害		知的障害		精神障害	発達障害	難病	その他	合計
		重度		重度					
令和6年度 (2024 年度)	2人	4人	25 人	0 人	40 人	9人	0 人	13 人	93 人

(5)企業等に対する支援の実施状況

ア 相談・支援件数(手段別)

	訪問・同行	来所	電話	メール	その他	合計
令和6年度 (2024 年度)	305 件	21 件	269 件	124 件	5 件	724 件

イ 相談・支援件数(相談者別)

	企業	就労継続支援 A 型	就労継続支援 B 型	就労移行支援	その他	合計
令和6年度 (2024 年度)	483 件	89 件	64 件	63 件	25 件	724 件

●ワークステーションかまぐらの状況 (資料)障害福祉課

[関連:63・64 ページ 個別事業の推進状況 9「市職員の障害者雇用の推進」]

1 ワークステーションかまぐら会計年度任用職員の状況

	知的障害	精神障害	合計
令和6年度 (2024 年度)	3 人	5 人	8 人

2 障害者就業支援会計年度任用職員の状況

就業支援会計年度任用職員 4 人(フルタイム再任用職員 1 人、会計年度任用職員 3 人)

※会計年度任用職員は、社会福祉士2人、精神保健福祉士 1 人

3 ワークステーションかまくらへの依頼作業の状況

(1)依頼の状況

庁内 38 課等から 802 件

(2)依頼作業の種別

種別	合計	割合	種別	合計	割合
仕分け	200 件	13.0%	読み合わせ	44 件	2.9%
紙折り	199 件	12.9%	伝票等記入	24 件	1.6%
押印	177 件	11.5%	会場準備	22 件	1.4%
シール貼り	173 件	11.2%	スキャン	14 件	0.9%
封入・封かん	159 件	10.3%	ライン引き	12 件	0.8%
印刷	108 件	7.0%	カメラ撮影	5件	0.3%
データ入力	105 件	6.8%	書類移し替え	3 件	0.2%
裁断	83 件	5.4%	ホチキス止め、はずし	1 件	0.1%
集配	57 件	3.7%	切り取り線入れ	1 件	0.1%
丁合い	54 件	3.5%	その他※	46 件	3.0%
並べ替え	52 件	3.4%	合計	1,539 件	100.0%

※その他は文書廃棄、製本、チェック作業などです。

4 障害者二千人雇用センターとの連携の状況

ワークステーション会計年度事務職員(ワークステーションスタッフ)がワークステーションかまくらで職務経験を積みつつ、一般企業等での就業が円滑に行われるように、障害者二千人雇用センター職員と定期的に処遇面談を行い、必要に応じて企業への同行支援等を行うとともに、研修会や処遇会議等を開催して連携を深めた。

第3章 第4期鎌倉市障害者基本計画

1 将来目標

障害者基本法第 1 条は、全ての国民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

また、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画では、将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」とし、この将来都市像の実現に向けた将来目標の 1 つを「健やかで心豊かに暮らせるまち」とし、その方向を「健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします」としています。この方向性は、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」と定めています。

さらに、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会を本市において実現するため、平成 31 年(2019 年)に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定、施行し、本計画の上位計画である「鎌倉市地域福祉計画」においては、「お互いを尊重し、支え合いながら、ともに生きるまち かまくら」を基本理念として掲げています。

以上のことを踏まえ、第4期鎌倉市障害者基本計画では、第3期同計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標として定めます。

障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、
健やかで安心して地域で暮らせるまち

2 施策の体系

将来目標の実現に向け、基本的視点を踏まえながら、8つの分野を柱として、様々な施策を実施、推進していきます。

第3次鎌倉市総合計画第4期基本
計画【第3編】施策の方針 第4章

「健やかで心豊かに
暮らせるまち」

将来目標

障害のある人もない人も、

将来目標実現に向けての基本的視点

- (1) 地域社会における共生
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

1 共生社会の推進

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進
- (2) 権利擁護の推進、虐待の防止

3 情報提供・意思疎通支援の充実

- (1) 配慮のある情報提供の推進
- (2) 意思疎通支援の充実

2 暮らしの環境整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの推進
- (2) 住宅入居の支援

4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進

だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



(2) 差別の禁止

(4) 障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援

5 保健・医療の推進

(1) 健康づくりの推進

(2) 医療サービスの充実

7 子どもへの支援の充実

(1) 早期発見、早期療育の推進

(2) 障害特性に応じた保育、教育の充実

6 自立した生活の支援 意思決定支援の推進

(1) 相談支援体制の構築

(2) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

(3) 障害福祉サービスの質の向上等

(4) 経済的自立の支援

8 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

(2) 多様な雇用の促進

3 施策の体系事業一覧

(1) 共生社会の推進	
① 障害を理由とする差別の解消の推進	
市職員向け研修	
障害者差別解消支援地域協議会	
共生の意識形成のための周知・啓発	
障害者差別解消法の普及啓発	
障害者週間に合わせた啓発事業	
市民向け講演会	
発達障害等理解・啓発講演会	
ヘルプマークの普及	
インクルーシブ教育の推進	
学校における福祉教育の推進	
ピアサポーターの活用	
② 権利擁護の推進、虐待の防止	
成年後見センターの運営	
成年後見制度協議会(仮称)	
成年後見制度の利用支援	
市長申立	
障害者虐待防止センターの運営	
虐待防止の周知啓発	
鎌倉市障害者支援協議会	
(2) 暮らしの環境整備	
① バリアフリーのまちづくりの推進	
鎌倉市重度障害者住宅設備等に対する補助	
駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	
歩道段差切下げ事業の推進	
公衆トイレのユニバーサルデザイン化	
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	
② 住宅入居の支援	
グループホーム運営事業補助金の交付	
鎌倉市障害者グループホーム家賃助成	
地域生活支援拠点整備事業	
精神障害者を取り残さない地域包括ケアシステム	
高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	
鎌倉市居住支援協議会活動支援	
住宅入居等の支援	
(3) 情報提供・意思疎通支援の充実	
① 配慮のある情報提供の推進	
ICTを活用した障害福祉サービスに関する情報発信	
市発行物の点字化、音声化	
ホームページの音声読み上げ等の対応	
市長定例記者会見における同時手話通訳の実施	
市政情報番組(J:COM)における手話通訳の実施	
図書の郵送貸出し	
録音・点字図書の貸出し	
サピエ図書館からの録音図書の借用及び視覚障害者への貸出し	
音声コード読上げ装置や活字文書読上げ装置の設置	
各種ボランティア等の養成講座の充実	
点訳者養成等への支援	
情報バリアフリー機器の設置	
② 意思疎通支援の充実	
失語症等成人中途言語障害者への支援	
手話通訳者の設置	
手話通訳者、要約筆記者の派遣	
手話講習会等の開催	
要約筆記講習会の開催	
(4) 防災・防犯等の推進	
① 防災対策の推進	
災害時における要支援者の登録	
避難行動要支援者の個別避難計画の作成	
災害時における要援護者の緊急受入体制の整備	
緊急時あんしんカード	
防災・安全情報メール配信サービス	
Eメール 119 番通報システム	
NET119 緊急通報システム	
ファックス 119 番通報	
電話リレーサービス	
② 防犯対策の推進	
消費生活出前講座の実施	
防犯教室の実施	
市内巡回の実施	
鎌倉市くらし見守りネットワークの運用	
消費生活相談の実施	

(5)保健・医療の推進	
① 健康づくりの推進	
家庭訪問	
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	
5歳児すこやか相談の実施	
発達相談	
発達支援指導	
鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査の実施	
障害者施設訪問歯科検診事業への助成	
障害者歯科診療	
② 医療サービスの充実	
自立支援医療	
鎌倉市障害者医療費助成制度	
(6)自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
① 相談支援体制の構築	
重層的支援体制整備事業	
包括的支援体制の推進	
相談支援の充実	
障害福祉相談員による相談・支援	
民生委員・児童委員による相談・支援	
鎌倉市障害者支援協議会(再掲)	
鎌倉市基幹相談支援センター	
相談支援事業所連絡会	
相談環境の整備	

(6)自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
② 地域移行支援、在宅サービス等の充実	
窓口業務等の電子化・ICT化	
障害福祉サービスの給付	
障害児通所支援サービスの給付	
短期入所サービスの充実	
鎌倉市身体障害者等訪問入浴サービス事業	
地域移行の推進	
地域福祉活動による支援の推進	
精神障害者を取り残さない地域包括ケアシステム(再掲)	
精神保健福祉講演会	
精神保健福祉セミナーの開催	
相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら	
声かけふれあい収集	
神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	
障害者団体への支援	
障害者スポーツの紹介	
自発的活動支援事業補助金の交付	
地域生活支援拠点整備事業(再掲)	
地域活動支援センター事業	
地域生活支援事業	
地域生活支援事業の報酬単価見直し	
医療的ケア児等及びその家族への支援	
難病患者への支援	
③ 障害福祉サービスの質の向上等	
各種事業所連絡会を通じた市と関係機関の連携の促進	
地域生活支援事業の報酬単価見直し(再掲)	
鎌倉市障害者支援協議会を通じた関係機関の連携の促進	
ケアラー支援	
障害福祉相談員の活動支援	
ICTを活用した障害福祉サービスに関する情報発信(再掲)	
各種ボランティア等の養成講座の充実(再掲)	

(6) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
④ 経済的な自立の支援	
鎌倉市障害者福祉手当	
特別障害者手当	
障害児福祉手当	
神奈川県在宅重度障害者等手当	
外国籍障害者等福祉給付金	
障害基礎年金・年金生活者支援給付金の受付	
特別障害給付金の受付	
補装具費の支給と自己負担額の助成	
日常生活用具給付事業	
鎌倉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	
軽度・中等度難聴時補聴器購入等補助	
身体障害者補助犬登録等手数料の免除	
通所交通費	
鎌倉市障害者福祉タクシー利用料金・福祉有償運送料金・自動車燃料費助成	
身体障害者用自動車改造費助成	
有料袋(指定収集袋)の減免	
下水道使用料の減免	
自立支援医療(再掲)	
鎌倉市障害者医療費助成制度(再掲)	
障害児の障害福祉サービス利用者負担額等の助成	
(7) 子どもへの支援の充実	
① 早期発見、早期療育の推進	
家庭訪問(再掲)	
乳幼児健康診査・育児教室・健康相談(再掲)	
5歳児すこやか相談の実施(再掲)	
発達相談(再掲)	
発達支援システムネットワーク(再掲)	
発達支援指導(再掲)	
ファミリーサポートセンターの運営	
サポートファイルの活用	
発達支援サポートシステムの推進	
児童発達支援センターにおける支援の実施	
医療的ケア児等及びその家族への支援(再掲)	
特別児童扶養手当の支給	
鎌倉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業(再掲)	
軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助(再掲)	

(7) 子どもへの支援の充実	
② 障害特性に応じた保育、教育の充実	
障害児保育の推進	
巡回相談事業	
特別支援保育運営費補助金の交付	
発達支援コーディネーター養成事業	
出張相談事業	
ペアレント・トレーニング事業	
特別支援教育の推進	
特別支援学級の充実	
就学相談	
学級介助員の配置	
スクールアシスタントの配置	
言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)	
機能訓練	
情緒通級指導教室(つどいの教室)	
教育相談体制の充実	
障害児の子どもの家への受入れ	
(8) 雇用・就労支援の推進	
① 継続的な就労支援の推進	
就労移行支援の利用推進	
庁内就労体験実習の推進	
仕事応援ガイドブック	
鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金の交付	
鎌倉市障害者二千人雇用センターの運営	
鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会の開催	

(8)雇用・就労支援の推進	
	② 多様な雇用の促進
	障害者雇用の推進
	障害者雇用奨励金の支給
	障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議への参加
	障害者法定雇用率未達成事業所の訪問
	総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点
	労働環境調査の実施(障害者)
	障害者雇用啓発講演会の開催
	障害者就職面接会の開催
	市職員の障害者雇用の推進
	鎌倉市障害者就労移行支援金の給付
	デジタル就労支援センターKAMAKURA の運営
	鎌倉市農業就労体験セミナーの開催
	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

1 共生社会の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 市職員向け研修	職員課 障害福祉課	職員対応要領にのっとり、市職員が適切に対応できるようになるため、職員向け研修を実施します。	・1級職員(新採用職員)27人に向けて合理的配慮及び手話に関する研修を実施した。 ・2級2年目職員及び希望者37人に向けて合理的配慮に関する研修を実施した。 ・3級2年目職員及び希望者20人に向けて視覚障害者への対応研修を実施した。
2 障害者差別解消支援地域協議会	障害福祉課	障害を理由とする差別に関する事例の共有や差別の解消に資する取組等について協議をします。	第4期計画から新規項目 (関連項目:1-(1)-4「障害者差別解消法の普及啓発」) 参考:鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 年間2回開催
3 共生の意識形成のための周知・啓発	地域共生課 福祉総務課	共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報紙、講演会等を通じて周知・啓発を行ったりします。	職員の共生意識の醸成に向け、新採用職員及び中堅主事職員研修を実施した。 ・新規採用職員研修…29人 ・中堅主事研修…19人
4 障害者差別解消法の普及啓発	障害福祉課	市民、事業者等へ障害者差別解消法の普及啓発を行い、障害者の権利擁護を推進します。	・市が作成した障害者差別解消法のリーフレットの窓口配架 ・市広報や、鎌倉市商工会議所の会報「かまくら」3月号への記事掲載 ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 年間2回開催
5 障害者週間に合わせた啓発事業	障害福祉課	毎年「障害者週間(12/3～12/9)」に合わせて、障害者団体をはじめとする活動内容を記載したパネル等の掲示物を鎌倉駅地下道「ギャラリー50」等に展示します。また、障害者の社会参加と経済的自立の一助とするため、障害者の手作り品などの販売を市役所で行うふれあいショップを開催します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○ふれあいフェスティバルの開催・鎌倉ふれあいショップの開催 ・12月5-6日にふれあいショップを大船駅東口ベデストリアンデッキで開催し、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者への理解の促進に向けて、多くの来場者に足を運んでいただいた(6団体が出店)。 ・同時期に障害者団体等の活動内容についてのパネル等を地下道ギャラリーに展示した。 ・市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者各施設の手作り品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。(運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜と第2・4金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで89回実施)
6 市民向け講演会	障害福祉課	市民等への啓発を目的とした障害理解に関する講演会を企画、開催します。	第4期計画から新規項目 (関連項目:6-(1)-7「鎌倉市基幹相談支援センター」) 参考:市民向け講演会実施(令和5年(2023年)12月3日 鎌倉市福祉センター)
7 発達障害等理解・啓発講演会	発達支援室	子どもの発達・発育に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催を通して、市民への理解・啓発に努めます。	療育にかかわる専門家に依頼し、発達障害等啓発講演会を3回実施し、延べ154人が参加した。

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・1級職員(新採用職員)に向けて合理的配慮及び手話に関する研修を実施した。 ・係長級1年目及び2年目職員並びに希望者(計19人)に向けて法的な観点から合理的配慮を学ぶ研修を実施した。なお、本研修については録画データを庁内全職員向けに公開している。	研修を受講できていない層がいること。	障害に関する知識を習得するための研修を受講できていない層に向けて研修を実施する。
年間2回開催し、小学校4年生から中学校3年生までの子どもを対象とした、障害者差別解消啓発のためのチラシを作成した。	障害を理由とする差別に関する事例が少なかったこともあるが、チラシの作成に時間を要し、事例共有があまりできなかった。	蓄積された事例の共有を通じて、障害者差別解消に効果的な取組を検討する。
共生社会の実現に向けて、市民及び職員の共生意識の醸成に向け、共生まちづくり講座及び新採用職員・中堅主事職員研修を実施した。 ・共生まちづくり講座…45人 ・新規採用職員研修…14人 ・中堅主事研修…19人 市民の共生社会への理解を深めるため、実際に課題に直面している市民等や事業者の課題解決につながるようなものを見極めて以下の内容で年2回の講演会等を実施。 ①教育指導課との合同研修 テーマ:発達特性のアセスメントと実践的支援 講演名:「子どもが変わる! 発達特性のアセスメントと実践的支援」 市民参加人数:115名 講師:星山麻木氏 実施日:令和6年11月15日 ②映画上映会及び振り返り テーマ:ヤングケアラー 上映作品:「coda コーダ あいのうた」 参加人数:29名 実施日:令和7年1月26日	講演会等のテーマについて、市民がかかえる課題等を見極めながら、より課題解決につながるテーマ設定を引き続き検討していきたい。	・引き続き、市民及び職員に向けて周知・啓発を行う。 (予定)共生まちづくり講座、新規採用職員研修及び中堅主事研修 ・R7年度は、引き続き、市民および教員を対象に、教育部局との合同研修を1回開催予定している。
・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会にて作成した小中学生向け障害者差別解消啓発チラシを、市内公立小中学校の児童生徒約7,300人に配付した。 ・市広報や、衛生時報に障害理解啓発記事を掲載した。	幼児や市内公立小中学校以外に在籍する児童生徒等の一部市民には周知ができていない。	市内の私立小中学校にも小中学生向け障害者差別解消啓発チラシを配布できるよう進めていく。
〇ふれあいフェスティバルの開催・鎌倉ふれあいショップの開催 ・12月3-4日にふれあいショップを大船駅東口ペDESTリアンデッキで開催し、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者への理解の促進に向けて、多くの来場者に足を運んでいただいた(5団体が出店)。 ・同時期に障害者団体等の活動内容についてのパネル等を地下道ギャラリーに展示した。 ・市役所本庁舎ロビー等で「鎌倉ふれあいショップ」を開催し、障害者各施設の手作りの品や食品等の販売を通して、障害者への理解と製品の販売促進を図った。(運営委員会加入団体が順番に毎週火曜・木曜と第2・4金曜日を開催日として、市役所本庁舎1階ロビーで83回実施)		
・市民向け講演会実施 日時:令和7年(2025年)3月9日(日) 10:00~12:00 タイトル:「小さな『備え』一緒に始めてみませんか〜障害当事者目線でこれからの暮らしを考える〜」 内容:障害のある方やご家族の緊急時に、地域で暮らし続けるために今からできる備えについて、障害当事者及びご家族の体験や想いを聞くとともに、その備えのための事業の一つである「鎌倉市地域生活支援拠点等整備事業」について知る講演会 参加人数:113人		
療育にかかわる専門家に依頼し、発達障害等啓発講演会を3回実施し、延べ113人が参加した。毎年度100人を超える参加があり、子どもの発達・育育に関する理解の場に対するニーズがある。		

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
8 ヘルプマークの普及	障害福祉課	外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう、神奈川県で作成しているヘルプマークを窓口で配布し、普及を推進します。	障害福祉課や支所等にて、計1,003個のヘルプマークを配布。
9 インクルーシブ教育の推進	教育指導課	子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるような「地域で共に学び、共に育つ」教育環境づくりを進めます	第4期計画から新規 (関連項目:7-(2)-7「特別支援教育の推進」) 「特別支援教育推進計画」に基づき、インクルーシブ教育の推進と、教育相談コーディネーターや児童支援専任教諭・生徒指導担当教諭を中心とした校内支援体制の充実を図った。
10 学校における福祉教育の推進	教育指導課 福祉総務課	児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導を行います。 市社会福祉協議会及び関連部署と連携し、市内小中学校において、福祉体験を中心に、福祉施設訪問なども行い、福祉への理解と啓発に取り組みます。	道徳、社会科、家庭科、特別活動等の時間の中で共生について取扱った。
11 ピアサポーターの活用	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会委員にピアサポーターを登用し、当事者の声を市の施策に反映させます。	第4期計画から新規

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
障害福祉課や支所等にて、計694個のヘルプマークを配布。		
インクルーシブ教育の推進に向け、インクルーシブ教育実践モデル校の指定、推進事業要項の作成を実施した。		策定した要項、指定したモデル校において、インクルーシブ教育の推進に必要なノウハウについて研究を進めていく。
・福祉教育について、特別の教科(道徳、社会科、総合的な学習、学校の学習活動)全体を通して、車椅子やバラスポーツの体験学習などを市内小中学校で行った。 ・福祉に興味がある小学校高学年を対象に「夏休み子ども福祉体験」を開催。また、ミニ緑日の企画・運営に栄光学園生徒会及び鎌倉女学院 社会福祉委員会の協力を得ました。 ・開催日:令和7年7月23 日・27 日 ・内容:車いすユーザーのお話と車いす体験、要約筆記体験、盲導式ユーザーのお話と誘導体験、視覚障がい理解と点字体験、サウンドテーブルテニス体験、LGBTQ理解と手話体験、福祉体験後のミニ緑日 参加人数:市内小学校高学年 延べ94、保護者延べ21名	・障害や障害を持つ方々への理解を深めるとともに、児童生徒の人権意識を高めるため、福祉教育に引き続き取り組んでいく。 ・「夏休み子ども福祉体験」は、令和5、6年度は福祉センターで開催したが、来年度以降は、地域開催も検討していく必要がある。	・社会福祉協議会との連携の深化、学校外の様々な教育的資源の活用。 ・福祉教育については、鎌倉市社会福祉協議会の取組への支援を通じ、道徳教育や総合的な学習の時間の取組の中で今後も継続し、今後も体験的な学びの機会を通して、子どもたちのより主体的な学びとなるようにしていく。また、学校教育機関に限定せず、地域や企業向けに、福祉の視点を包含した社会教育プログラムの機会を設けることも検討する必要がある。
鎌倉市障害者支援協議会全体会及び精神保健福祉部に、精神障害のあるピアサポーターを登用した。 全体会:1名 精神保健福祉部:2名		

(2)権利擁護の推進、虐待の防止

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 成年後見センターの運営	高齢者いきいき課 障害福祉課	専門職による成年後見制度の利用にかかわる相談や、成年後見制度の市民への啓発事業等を行う成年後見センターを運営します。	鎌倉市成年後見センターの運営を鎌倉市社会福祉協議会へ委託した。 利用支援相談294件、専門相談22件、親族後見人相談3件、研修等7回・136人参加。
2 鎌倉市成年後見制度利用促進協議会	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度にかかわる相談機関や専門職、司法機関等で構成される「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置・運営し、地域において権利擁護を必要としている人などへの支援や相談体制の整備に向けて、関係機関・団体との地域連携ネットワークの形成を図ります。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○成年後見制度連絡会 連絡会を3回開催。 後見制度の進捗状況や動向について、情報共有を図った。 更なる情報共有と関係機関・団体との連携を図るため、連絡会を改組し、令和6年(2024年)4月に新たに「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」を設置するための協議を行った。
3 成年後見制度の利用支援	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度利用時の手数料等を助成します。	鎌倉市成年後見制度利用支援事業助成金 :15件(高齢者:4件・障害者:13件)、4,814千円を助成した。
4 市長申立	高齢者いきいき課 障害福祉課	成年後見制度を利用したくても、申立てができる配偶者や4親等内の親族がおらず、申立てができない人に、市長が家庭裁判所に申立てをします。	第4期計画から新規 参考:市長申立件数9件(高齢者:9件、障害者:0件)
5 障害者虐待防止センターの運営	障害福祉課	障害者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応等を行います。	虐待通報件数:8件
6 虐待防止の周知啓発	こども家庭相談課 高齢者いきいき課 障害福祉課	児童、高齢者、障害者の虐待防止のため、児童虐待防止推進月間等を利用して、周知啓発を行います。	・3課合同で本庁舎ロビーにおいて周知・啓発を図った。また、全介護事業所に向けて高齢者虐待防止研修を2回開催。 ・11月の虐待防止推進期間には市役所ロビーでのパネル展示を実施したほか、地域のイベントでの資料配布や広報紙を使つての啓発活動などを実施した。
7 鎌倉市障害者支援協議会	障害福祉課	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題等を協議します。分野ごとの専門部会では、事業所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、適宜施策への提言等を行います。	全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
鎌倉市成年後見センターの運営を鎌倉市社会福祉協議会へ委託した。 ・利用支援相談319件 ・専門相談13件 ・親族後見人相談12件 ・研修等7回 152人参加 ・市民後見人の養成・活動支援	鎌倉市成年後見センターの機能となる利用支援相談、専門相談、親族後見人支援、普及啓発、市民後見人養成・活動支援、鎌倉市成年後見制度利用促進協議会の運営などについて、引続き、周知していくことが必要。	成年後見制度及び権利擁護に関する事項の相談対応を引続き実施するとともに、市内在住・在勤者、支援関係者のニーズを的確に捉えて、講演会・研修会などによる普及啓発事業の充実に努めていく。
○鎌倉市成年後見制度利用促進協議会 更なる情報共有と関係機関・団体との連携を図るため、従前の連絡会を改組し、令和6年度から設置した。 協議会を3回開催。 成年後見制度の関係機関との連携及び情報共有を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを形成するために必要な事項を協議した。主に支援者向けの成年後見制度活用フローチャート等の検証を行った。	国で示されている第二期成年後見制度利用促進基本計画における、尊厳ある本人らしい生活をどう支えるかの視点を踏まえ、鎌倉市成年後見制度利用促進協議会を活用して、チーム支援の体制を強化する。	引続き、地域において権利擁護を必要としている人などへの支援や相談体制の強化・推進を図っていく。支援者がチームとなって本人や後見人などを見守る地域連携ネットワークの体制を整えていく。
鎌倉市成年後見制度利用支援事業助成金 ：23件(高齢者：12件、障害者：11件)、5,984千円(高齢者：2,964千円、障害者：3,020千円)を助成した。	様々な機会を捉えて、鎌倉市成年後見制度利用支援事業の周知を実施する。	引続き、市長申立での後見人等選任者への引継時に案内することや、支援機関への周知・啓発に努めることなどを通して、鎌倉市成年後見制度利用支援事業を利用してもらうように取組んでいく。
市長申立件数10件(高齢者：10件、障害者：0件)	市長申立が必要となるケースが増加傾向にあるため、後見人等候補者の選任、診断書等必要書類の取得など、支援関係者間で協力することで、迅速かつ円滑に申立てを実施する必要がある。	支援者向けの成年後見制度活用フローチャート等の利用を促し、支援関係者間で役割分担しながら、迅速かつ円滑に申立てを実施していく。
虐待通報件数：8件		
・3課合同で本庁舎ロビーにおいて周知・啓発を図った。また、全介護事業所に向けて高齢者虐待防止研修を2回開催。 ・11月の虐待防止推進期間には市役所ロビーでのパネル展示を実施したほか、地域のイベントでの資料配布や広報紙を使っでの啓発活動などを実施した。	・ヤングケアラーへの啓発の取組をはじめたばかりであり、更なる啓発が必要である。 ・介護事業所に向けての虐待防止研修については、事例を用いて実施することや質問事項を取りまとめて共有し、疑問点の解消に努めるなど、効果的な手法で実施することを検討したい。	・放課後かまぐらっ子等と連携しながらヤングケアラー等に関する効果的な啓発を行う。 ・引続き、地域のイベントや虐待防止研修等、様々な機会を捉えて、虐待防止の周知・啓発に努めていく。
全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)		

2 暮らしの環境整備

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

	事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1	鎌倉市重度障害者住宅設備等に対する補助	障害福祉課	重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレ等住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。	助成件数:3件 決算額:867千円
2	駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進	都市計画課 道路課 市街地整備課	駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。	バリアフリー化未実施駅の一つである、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者と調整を行った。
3	歩道段差切下げ事業の推進	道路課	バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切下げ等を順次実施します。	歩道段差切下げ事業:15箇所 決算額:16,280千円
4	公衆トイレのユニバーサルデザイン化	公的不動産活用課	公的不動産活用課が所管する公衆トイレ34箇所について、順次ユニバーサルデザイン化を進め、身体障害者を含め多くの方が利用しやすいトイレを整備します。	鎌倉駅東口公衆トイレに音声案内装置及び多機能トイレ室内に点字シートを設置。 決算額:音声案内装置350千円、点字シート244千円、合計594千円
5	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例	建築指導課	福祉施設等の用途で床面積が一定規模以上となる施設の新築、増築、改築、用途変更、大規模な修繕、大規模な模様替えを行う場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)及び神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、協議を行っていきます。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
助成件数:2件 決算額:593千円		
・バリアフリー化未実施駅である、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化に向けて、交通事業者等と調整を行った。	・湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化は、深沢地区の新しいまちづくりと連携し、駅舎改修に合わせて整備を予定しているが、まちづくりに係る工事と区域が輻輳するため、工事の着手時期について調整を要する。 ・大船駅周辺については再開発事業、鎌倉駅周辺については西口周辺整備計画の実施に合わせてバリアフリー化が推進されることとなるが、ともに事業実施の見込みが立っていないため(市街地整備課の所管は上記2駅とその周辺のみ。バリアフリー化が喫緊の課題なのは湘南深沢駅だと認識している)。	・湘南モノレール湘南深沢駅の早期バリアフリー化を図るため、駅舎改修に係る工事の着手時期について、交通事業者等と調整を行う。
歩道段差切り下げ事業:11箇所 決算額:8,965千円	限られた予算と職員により対応していくことになるため全箇所完成するまでには、まだ数年を要する。	
新たにユニバーサルデザイン化した公衆トイレはない。	既存の公衆トイレのスペースが狭く多機能トイレの設置が難しい箇所が多いので、大規模な改修が必要になる。	順次ユニバーサル化を進めていくこととしているが、公衆トイレを改修した箇所はない。
神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づき、協議を行った。		昨年度同様、新築等計画時に条例に基づく協議を行うことで、建築物についての一定のバリアフリー化が図られた。

(2)住宅入居の支援

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 グループホーム運営事業補助金の交付	障害福祉課	地域における障害者の自立した生活の場、親亡き後の障害者の居住の場を確保するため、事業者がグループホームを新築・改修等する際にかかる費用に対し、補助金を交付します。	新設件数:0件 初度調升補助件数:2件 ※初度調升…新しく事業を始める際、最初に必要な物品を購入するための費用
2 鎌倉市障害者グループホーム家賃助成	障害福祉課	グループホームに入居している障害者の自立生活を促進するため、入居している一部の障害者に対し、家賃を助成します。	対象者数:176人 決算額:14,397千円
3 地域生活支援拠点整備事業	障害福祉課	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備等を検討し、事業者と協力しながら、地域移行等の相談、グループホーム等の体験、短期入所等の緊急時受入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくり等の機能を整備していきます。	・鎌倉市障害者支援協議会における検討(全体会での意見交換、地域生活支援部会での検討) ・相談支援事業所連絡会における意見交換等 ・地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議の開催(5回)
4 精神障害者を取り残さない地域包括ケアシステム	障害福祉課	精神障害のあるなしや程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域づくりを行います。	障害者基本計画の個別事業としては第4期計画から新規項目(関連項目:第6期鎌倉市障害福祉サービス計画 成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」) 鎌倉市障害者支援協議会に保健・医療・福祉関係者で構成する精神保健福祉部会を設置し、民生委員に対する障害制度等の研修、鎌倉市居住支援協議会主催の研修へのピアサポーターの参加及び鎌倉市「衛生時報」への精神障害に関する記事の掲載等を行い、精神障害理解・啓発を行うとともに、精神障害者及びその家族等に対する情報提供手段について具体的な検討を行いました。
5 高齢者、障害者向けの市営住宅の確保	都市整備総務課	高齢者世帯や障害者世帯向けの市営住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を行っています。	高齢者世帯向け住宅を125戸、障害者世帯向け住宅を7戸、計132戸の市営住宅を確保している。
6 鎌倉市居住支援協議会活動支援	都市整備総務課	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進、不動産会社及び福祉関係者向けの住宅確保要配慮者の住まい探しに関する研修会の開催、その他必要な措置について協議を行います。	・住宅確保要配慮者を対象とした民間賃貸住宅等への入居に向けた住宅相談を実施した。 ・福祉関係事業者を対象に、住まい探しの流れ等に関する研修会を開催した。 ・不動産店関係者、福祉関係者を中心に、お互いの理解促進と連携関係構築を築くことを目的とした多職種合同の研修を開催した。
7 住宅入居等の支援	障害福祉課	施設から地域への移行時等に住宅への入居を支援します。	5件

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
新設件数:0件 初度調升補助件数:0件 ※初度調升…新しく事業を始める際、最初に必要な物品を購入するための費用		
対象者数:179人 決算額:15,874千円		
・令和6年(2024年)11月に、「鎌倉市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を制定し、事業の本格実施を開始。 ・市民向け講演会で地域生活支援拠点等整備事業について取り扱った(参考:1 共生社会の推進 (1)障害を理由とする差別の解消の推進 6 市民向け講演会)。 ・地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議の開催(1回) ・地域生活支援拠点等整備事業運営委員会の開催(1回) ・事業所等に向けた説明会等を開催(15回)		
鎌倉市障害者支援協議会に保健・医療・福祉関係者で構成する精神保健福祉部会を設置し、鎌倉保健福祉事務所主催の地域移行人材養成研修の周知及び参加、鎌倉市「衛生時報」への精神障害に関する記事の掲載等を行い、精神障害理解・啓発を行うとともに、精神障害者及びその家族等に対する情報提供手段について具体的な検討を行った。		
高齢者世帯向け住宅を125戸、障害者世帯向け住宅を9戸、計134戸の市営住宅を確保している。 空室となっていた身体障害者同居世帯(3人以上の世帯)向け住宅(1戸)について常時募集を行い、入居に至った。	本市では高齢者単身向けの住宅を整備している。単身者が死亡した際に住宅内に残置物があるため、住宅を新規入居者に貸せない場合がある。	指定管理者と連携する等、体制を強化する。
・住宅確保要配慮者を対象とした民間賃貸住宅等への入居に向けた住宅相談を実施した。 ・福祉関係事業者を対象に、住まい探しの流れ等に関する研修会を開催した。 ・不動産店相互の関係構築や、福祉関係者からの情報共有を目的に、不動産店交流会を実施した。	住宅確保要配慮者に対して、市の他部局やの関係団体、関係事業者(福祉関係事業者、不動産店関係者など)との包括的な支援体制がとれていない。	住宅確保要配慮者の居住支援体制の構築に向け、取組や検討を行う。
障害者相談支援事業所3者に委託して実施。 実績:5件		

3 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 配慮のある情報提供の推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 ICTを活用した障害福祉サービスに関する情報発信	障害福祉課	障害福祉サービスについて、インターネットのほか、ICT を活用した新たなツールによる情報発信に取り組みます。	第4期計画から新規項目
2 市発行物の点字化、音声化	広報課 障害福祉課	広報かまくら、福祉の手引き、鎌倉市障害者福祉計画等について、点字版や音声版を、また市民便覧について点訳版を作成し、希望者に提供しています。また、広報かまくらの特集について、手話、字幕等で解説する動画を作成し、YouTube 及び市ホームページで公開しています。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○声の広報・広報点字版の作成 鎌倉朗読・録音奉仕会の声の広報、鎌倉市点訳赤十字奉仕団に広報点字版を依頼作成し、利用者に送付するほか、YouTube 及び市ホームページで公開した。 テープ・デジター・CD版:21人 点字版:4人 603千円(声の広報:495千円、点訳版108千円) ○暮らしのガイドブックのSPコード版の作成 実績なし(音声読み上げに対応したPDF版のホームページ掲載を行った) ○発行物の点字化、音声化 ・鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の点字版、音声版作成 ・福祉の手引点字版、音声版作成 ・市封筒への「鎌倉市役所」の点字記載
3 ホームページの音声読み上げ等の対応	広報課	市ホームページを、音声読み上げ、文字の拡縮、コントラストの設定等に対応できるものにします。	テキスト(HTML)版「広報かまくら」の掲載や、音声読み上げに対応したページ作成を行った。
4 市長定例記者会見における同時手話通訳の実施	広報課	聴覚障害者等に対してわかりやすい情報発信をするため、市長定例記者会見で、手話通訳者を配置し、同時手話通訳をしています。また、字幕を付けた記者会見動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開しています。	引き続き、市長定例記者会見で、手話通訳者を配置し、同時手話通訳を行う他、字幕を付けた記者会見動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開した。
5 市政情報番組(J:COM)における手話通訳の実施	広報課	誰に対してわかりやすい情報発信を目指すし、市政情報番組(J:COM)では手話通訳者を配置しています。	第4期計画から新規項目
6 図書の郵送貸出し	中央図書館	図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、貸出図書を無料で郵送します。	登録者 33人 延べ利用者 191人 貸出点数 334点
7 録音・点字図書の貸出し	中央図書館	視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書(カセットテープ・CD・デジター)・点字図書を無料で郵送貸出しします。	登録者 43人 延べ利用者数 55人 貸出点数 169点 図書館システムでの検索ができるようデジター図書登録を進めた。 DAISY図書 受入数 273点
8 サビエ図書館からの録音図書の借用及び視覚障害者への貸出し	中央図書館	インターネット上の図書館サービスを利用して、視覚障害者が希望する録音図書を借用して貸出しを行います。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○サビエ図書館のサービスの一部(相互貸借)加入の検討 (中央図書館)サビエ図書館加入6年目 相互貸借:114件
9 音声コード読上げ装置や活字文書読上げ装置の設置	中央図書館	視覚障害者のための情報支援である音声コード(SPコード)の読み上げ装置や活字を読み上げる装置の窓口設置を行います。	(中央図書館)音声読書機 1台、デジター再生機2台、活字文字読み上げ装置1台設置。 拡大読書器は寄贈があったため、旧・拡大読書器を地域館へ置いたことで、拡大読書器のある図書館が2館になった。
10 各種ボランティア等の養成講座の充実	福祉総務課	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社会福祉協議会を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実させるため、NPO などとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	第4期計画から新規項目
11 点訳者養成等への支援	生活福祉課	点訳ボランティアの養成講座や学校での点訳指導等を行う市赤十字点訳奉仕団の支援などにより、視覚障害者の情報取得等の手段についての選択の機会を確保し、社会に参加しやすい環境を整えます。	第4期計画から新規項目
12 情報バリアフリー機器の設置	障害福祉課	窓口やイベント等市民対応時における情報バリアを取り除くための機器の導入を進めます。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
障害者本人及びその支援者である家族等が、受給できる手当や障害福祉サービスを利用するために必要な情報等を迅速かつ簡易に入手するためのスマートフォンアプリを導入し、市が届けたい情報を届けたい相手に適切なタイミングで提供できる環境を整備した。 決算額:5,846千円		
○鎌倉朗読・録音奉仕会の声の広報、鎌倉市点訳赤十字奉仕団に広報点字版を依頼作成し、利用者に送付するほか、YouTube及び市ホームページで公開した。 テープ・デジター・CD版:19人 点字版:4人 603千円(声の広報:495千円、点訳版108千円) ○暮らしのガイドブックの点訳版を作成した。(178千円) ○発行物の点字化、音声化 ・鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書の点字版、音声版作成 ・福祉の手引点字版、音声版作成 ・市封筒への「鎌倉市役所」の点字記載	広報かまくら等の発行物では、二次元コード等を使用することで、提供できる情報量が増えた一方で、点字版・音訳版では二次元コードに対応できないため、二次元コードの活用が情報取得する上でのバリアとなることがある。	点字版・音声版の発行物では、二次元コードに関する説明文を添える等の対応をしていく。
テキスト(HTML)版「広報かまくら」の掲載や、音声読み上げに対応したページ作成を行った。	ページを更新する作業によってアクセシビリティへの意識の違いがあり、操作研修などを通じ意識の統一が必要。	引き続き、ホームページ研修等を行うことで、職員のアクセシビリティへの意識向上を図る。
引き続き、市長定例記者会見で手話通訳者を配置し、同時手話通訳を行う他、字幕を付けた記者会見動画を作成し、YouTube及び市ホームページで公開した。	会見時間の長期化により、手話通訳者の派遣時間が長引くケースが多発しており、負担が増加している。	次第の順番を入れ替える等の対策を講じることで、派遣時間の短縮を図る。
市政情報番組(全12回)の手話通訳を実施した。	撮影日の急な変更等により、手話通訳者の負担が生じた。	手話収録を全て別撮りにすることで、急な日程変更が生じないようにする。
登録者数 35人 延べ利用者 162人 貸出点数 230点	利用者を増やしていくために、利用要件該当者への広報や周知を継続して行っていくことが課題である。	・展示等で周知を図る。 ・支援学校等の関連施設へサービスについて周知を行っていく。
登録者数 48人 延べ利用者数 65人 貸出点数 216点 図書館システムで検索ができるようにデジター図書登録を進めた。	利用者を増やしていくために、利用要件該当者への広報や周知を継続して行っていくことが課題である。借りるだけでなく、視覚障害者から館内で点字データで読書を楽しみたいという要望があったが、点字ディスプレイ等の関連機器がないため、購入及び設置が課題である。	・展示等で周知を図る。 ・館内でも読書を楽しめるように、視覚障害者等のインターネット端末と関連ソフトウェア、点字ディスプレイを購入し、館内に設置を予定している。
相互貸借数108件借用した。 国立国会図書館の視覚障害者等用ホームページから、図書館が制作した視覚障害者等のための録音図書データをダウンロード開始した。 2,364ダウンロード。	サビエ図書館の参加館から郵送で借用しているため、利用者への提供に時間を要するのが課題である。	・サビエ図書館のホームページからダウンロード可能になる会員へ変更し、利用者への提供時間を短縮する。 ・国立国会図書館の視覚障害者等用ホームページから図書館が制作した録音図書をダウンロードできるよう、継続してデータ提供を行う。
(中央図書館)音声読書機 1台、デジター再生機2台、活字文字読み上げ装置1台設置。令和5年度に故障した音声読書機、デジター図書再生機2台は、補助金を活用して、買い替えを行った。	視覚障害者から館内で点字データで読書を楽しみたいという要望があったが、点字ディスプレイ等の関連機器がないため、購入及び設置が課題である。(再掲) 音声読書機と接続して利用していたディスプレイ画面が故障した為、買い替えが課題である。	・視覚障害者等のインターネット端末と関連ソフトウェア、点字ディスプレイを購入し、館内に設置を予定している。 ・視覚障害者等のインターネット端末(デスクトップパソコン)のディスプレイ画面と音声読書機を接続をする。
R6は、以下のとおり養成講座等を行った。 ボランティア連絡協議会会員に向けた研修 2回 ボランティア入門講座 1回 大町地区ボランティア入門講座(地域開催) 2回	大町地域での開催と同様に各地域での開催を検討し、より多くの活動者に対してボランティア活動への参加を呼びかけることが必要。	・鎌倉市社会福祉協議会の取組への支援を通じ、引き続き、養成講座等により広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。
市赤十字奉仕団が点訳奉仕活動を円滑に行えるよう、日本赤十字社鎌倉市地区より、助成金を支給した。(150千円)		
聴覚障害者及び高齢者等への窓口対応時及び介護認定調査や障害区分認定調査時等の聴こえを補助するために、対話支援機器(スピーカー)を購入し、庁内窓口へ配布した。 2,434千円		

(2)意思疎通支援の充実

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 失語症等成人中途言語障害者への支援	障害福祉課	失語症による中途障害への理解のための失語症基礎講座の開催や、グループ訓練会、言語聴覚士の派遣事業等を行います。	失語症基礎講座：2回 受講者数 55人 グループ訓練会：24回 参加者数148人 言語聴覚士等の派遣：7回
2 手話通訳者の設置	障害福祉課	聴覚障害者の市の手続き等の支援のために、障害福祉課の窓口にて、手話通訳者を設置します。	手話通訳者2人が交代で、開庁日に毎日設置。
3 手話通訳者、要約筆記者の派遣	障害福祉課	聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活等の相談のため、手話通訳者及び要約筆記者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図ります。	派遣回数：246回(手話通訳：210回・要約筆記：36回) 決算額 :1,406千円
4 手話講習会等の開催	障害福祉課	市民に、聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を担うための手話通訳者の養成を目指して、入門・基礎・応用の講習会を実施します。 また、初めて手話を学ぶ人向けの講座も併せて実施します。	はじめての手話講習会：8回 入門講習会：18回 基礎講習会：24回 応用講習会：20回
5 要約筆記講習会の開催	障害福祉課	主に、中途失聴者・難聴者への理解や情報保障を担うため、手書きやパソコンによる要約筆記者の養成講習会を実施します。	要約筆記講習会：8回

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
失語症基礎講座: 2回 受講者数 27人 グループ訓練会:24回 参加者数177人 言語聴覚士等の派遣:8回		
手話通訳者2人が交代で、開庁日に毎日設置。		
派遣回数:134回(手話通訳:114回・要約筆記:20回) 決算額 :1,457千円 利用率の高い対象者の転居や各機関の合理的配慮等により、派遣回数は減少したものの、派遣内容の複雑化や長時間対応により、1回あたりの派遣人数が増加している。		
はじめての手話講習会:8回 入門講習会:18回 基礎講習会:24回 応用講習会:20回		
要約筆記講習会:6回		

4 防災・防犯等の推進

(1)防災対策の推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 災害時における要支援者の登録	総合防災課 福祉総務課	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなるように、災害対策基本法の定めにより市町村で作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障害者等の要支援者に情報提供や避難誘導等の支援が行き渡りやすい環境整備を行います。	・令和5年度(2023年度)に新たに要支援者の対象となった2,815人に名簿への掲載に係る意向確認調査を実施した。 ・自治会町内会138組織に名簿情報の提供を行った。 ・警察、消防、民生委員児童委員協議会へ名簿情報の提供を行った。 ・避難行動要支援者対象者数(41,651人 うち障害者2,884人) ・避難行動要支援者登録者数(10,503人 うち障害者1,208人)
2 避難行動要支援者の個別避難計画の作成	総合防災課 福祉総務課	避難行動要支援者ごとの避難等を実施するための計画を作成します。	第4期計画から新規項目
3 災害時における要保護者の緊急受入体制の整備	福祉総務課	災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受入するため、施設と協定を締結し、緊急受入体制を推進します。	円滑な受け入れ体制の確保に向けて、協定施設を統括する組織(社会福祉協議会施設部会)と協議を行い、当面の方向性の確認を行った。
4 緊急時あんしんカード	障害福祉課	緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬等の情報が記載でき、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な対応ができるように、カードを配付します。	希望者には窓口で配布し、カードの普及、活用の促進に努めた。
5 防災・安全情報メール配信サービス	総合防災課	災害情報や防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスを行います。	防災安全情報提供システム及び自動メール配信サービス(瞬時に気象庁からの情報を配信するシステム)により、メール配信登録アドレス(27,389人)宛にメール配信を行った。
6 Eメール119番通報システム	消防本部 指令情報課	鎌倉市内に在住で、聴覚・言語等に障害のある方は、携帯やパソコン等のEメールアドレスを登録することにより、Eメールで119番通報することが可能となります。このシステムの周知を図り推進します。	通報:0件 新規登録者:0名 登録者:19名
7 NET119緊急通報システム	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等に障害があり音声による通報が困難な方への新たな119番通報サービスです。	通報:0件 新規登録者:0名 登録者:14名
8 ファックス119番通報	消防本部 指令情報課	聴覚・言語等の障害者のために、ファックスによる119番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119番(局番なし)でファックスを送信することで、消防車や救急車等の要請が行えます。	通報:0件
9 電話リレーサービス	消防本部 指令情報課	119番通報時、聴覚や発話に困難にある方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字及び音声通訳し、電話で双方をつなぐサービスです。なお、日本財団電話リレーサービスへの事前登録が必要です。	通報:0件

(2)防犯対策の推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 消費生活出前講座の実施	地域共生課	市内の各種団体等へ出向き、消費者被害防止のための講座を行います。	第4期計画から新規項目
2 防犯教室の実施	地域のつながり課	市内の関連施設に出向き、不審者侵入対応訓練を実施します。	第4期計画から新規項目
3 市内巡回の実施	地域のつながり課	青色回転灯付自動車による市内パトロールを実施する際、関連施設への立ち寄りを実施します。	第4期計画から新規項目
4 鎌倉市くらし見守りネットワークの運用	地域共生課	関係機関や事業者等と連携を図り、消費者被害等を発見し、必要に応じて「消費者安全確保地域協議会」で協議の上、必要な支援につなげます。	第4期計画から新規項目
5 消費生活相談の実施	地域共生課	鎌倉市消費生活センターで、消費者トラブルを解決するための助言、あっせんを行います。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・令和6年度(2024年度)に新たに要支援者の対象となった2,740人に名簿への掲載に係る意向確認調査を実施した。 ・自治会町内会133組織に名簿情報の提供を行った。 ・警察、消防、民生委員児童委員協議会へ名簿情報の提供を行った。 ・避難行動要支援者対象者数(41,612人 うち障害者2,874人) ・避難行動要支援者登録者数(11,015人 うち障害者1,235人)	自治会によっては、名簿を受理してもらえない場合がある。	名簿を受理してもらえない自治会町内会に対して、避難行動要支援者支援制度の趣旨や、名簿の活用的重要性を促していく。
個別避難計画について、福祉専門職等と意見交換やテストケースの作成を行った。	福祉専門職等に、個別避難計画の必要性について幅広く共有していき、作成を推進していくことが重要である。また、要支援者に対しても、個別避難計画の重要性を理解してもらい、積極的な制度の活用を促す必要がある。	課題を踏まえ、福祉専門職等が作成の優先度が高い対象者の個別避難計画を作成した場合、報償を支給することを制度化し、個別避難計画の作成を推進していく。
円滑な受け入れ体制の確保に向けて、協定施設を統括する組織(社会福祉協議会施設部会)と協議を行い、当面の方向性の確認を行った。	緊急受け入れ時のガイドラインの必要性が共通認識されたが、検討組織の立ち上げに時間を要している。	緊急受け入れ時のガイドラインの検討組織の立ち上げに向けて、引き続き取り組んでいく。
希望者には窓口で配布し、カードの普及、活用の促進に努めた。		
防災安全情報提供システム及び自動メール配信サービス(瞬時に気象庁からの情報を配信するシステム)により、メール配信登録アドレス(27,033人)宛にメール配信を行った。	未登録者に対する情報提供が困難となっている。	災害情報を市民が即座に取得できるよう、防災訓練や講話等の場を活用し、メール登録者数の更なる増加を図っていく。
通報:0件 登録者削除:3名(転出、死去等) 登録者:16名	登録者減、新規登録者なし。障害者の方が不利益を被ることなく、本通報サービスが有効に活用されるか、また、市民等に広く本通報サービスが認知されているか。	継続的に障害者の方に対応する119番通報サービスがあることを広報がまくら等の掲載やあらゆる機会で開催を図ります。
通報:0件 新規及び見直し等追加登録者:3名 登録者:17名	登録者3名増、障害者の方が不利益を被ることなく、本通報サービスが有効に活用されるか、また、市民等に広く本通報サービスが認知されているか。	継続的に障害者の方に対応する119番通報サービスがあることを広報がまくら等の掲載やあらゆる機会で開催を図ります。
通報:0件	市民等に広く本通報サービスが認知されているか。	継続的に広報がまくら等の掲載、その他、救急講習等市民と接する場においても周知を図ります。
通報:0件	市民等に広く本通報サービスが認知されているか。	継続的に広報がまくら等の掲載、その他、救急講習等市民と接する場においても周知を図ります。

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
実施回数19回、参加者数246人		
・不審者侵入対応訓練実施回数 49回(内訳) 保育園・幼稚園 15回 子どもの家(会館)13回 小学校 21回	障害のある方が訓練に参加できない場合がある。	障害があったとしても可能な限り訓練に参加できるようプログラムの見直しを行う。
・関連施設立寄り回数 9,130回(内訳) 幼稚園・保育園・こども園 4,480回 子どもの家(会館)・小学校 3,513回 中学校・公共施設 1,137回	市内の刑法犯認知件数が、令和4年から増加傾向にある。	引き続き青色回転灯付自動車による市内巡回を実施し、市民が犯罪被害に遭うことのないよう、地域防犯力の向上に努めていく。
見守りが必要と思われる相談者について、地域包括支援センターや警察等と連携し支援にあたった。		
相談件数1,612件(苦情1,525件、問合せ87件)		

5 保健・医療の推進

(1)健康づくりの推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 家庭訪問	こども家庭相談課	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。	実人数:1,787人 延べ人数:1,881人
2 乳幼児健康診査・育児教室・健康相談	こども家庭相談課	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。	4か月児健康診査:824人(受診率99.4%) お誕生前健康診査:836人(受診率97.2%) 1歳6か月児健康診査:973人(受診率98.6%) 2歳児歯科健康診査:493人(受診率49.3%) 3歳児健康診査:1,099人(受診率104.9%)
3 5歳児すこやか相談の実施	発達支援室	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に見出し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。	市内在住の5歳児全員に実施:1,073人 (公立保育所5箇所、私立保育所27箇所、私立幼稚園17箇所、認定こども園5箇所 計54箇所) 支援が必要な児童数:157人
4 発達相談	発達支援室	子どもの発達の心配や生活上の悩み等について、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。	新規相談:延べ384人 小児神経科相談:14人
5 発達支援指導	発達支援室	言語機能、運動発達、知的発達等に支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。	発達支援指導(実人数:242人 延べ:2,005人) ひよこグループ(実人数:44人 延べ:269人)
6 鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者健康診査の実施	保険年金課 市民健康課	40歳～74歳の鎌倉市国民健康保険被保険者にはメタボリックシンドロームに着目した鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導を、75歳以上の人に対しては後期高齢者健康診査を実施し、壮年期からの生活習慣病の発症・重症化の予防やフレイル予防を通じて健康寿命の延伸及びQOL(生活の質)の維持・向上を目指します。	第4期計画から新規項目
7 障害者施設訪問歯科検診事業への助成	障害福祉課	鎌倉市歯科医師会と県鎌倉保健福祉事務所で、障害者施設を訪問し、検診や歯みがき指導及び医院の紹介等を行う事業について、助成をします。	訪問事業所数:10施設 利用者数:254人
8 障害者歯科診療	市民健康課	鎌倉市口腔保健センターで、障害者歯科診療を実施します。	診療日数:76日 患者数:663人

(2)医療サービスの充実

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 自立支援医療	障害福祉課	精神通院医療、更生医療、育成医療について、自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○自立支援医療(精神通院医療) 受給者:2,880人 ○自立支援医療(更生医療) 受給者:179人 決算額:89,342千円 ○自立支援医療(育成医療) 受給者:0人 決算額:0円
2 鎌倉市障害者医療費助成制度	障害福祉課	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。	対象者数(令和6年(2024年)3月末):3,963人 決算額:549,189千円

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
実人数:1,694人 延べ人数:1,694人	虐待疑い事例、育児能力が低下している家庭、経済的不安定さを抱える家庭の増加。	引き続き、関係機関と連携しながら、対応していく。
4か月児健康診査:778人(受診率98.2%) お誕生前健康診査:848人(受診率101.1%) 1歳6か月児健康診査:867人(受診率99.3%) 2歳児歯科健康診査:638人(受診率67.5%) 3歳児健康診査:971人(受診率96.6%)	未受診児に対する受診勧奨等、早期からの支援に向け、フォロー体制を強化していく。	引き続き、きめ細やかに受診勧奨を行っていく。
市内在住の5歳児全員に実施:998人 (公立保育所4箇所、私立保育所23箇所、私立幼稚園16箇所、認定こども園6箇所 計49箇所) 支援が必要な児童数:150人	電子申請での相談票の回収率が伸びなかった。各園を通して保護者に申請の促し対応が必要。	5歳児検診の検討に向けて、すこやか相談での相談票回収率を上げるため、更なる検討をする。保護者が回答しやすいよう、内容修正する。
新規相談:延べ310人、継続相談:延べ277人 小児神経科相談:13人	相談内容の複雑化により、対応する職員も幅広い知識や専門性が求められる。職員の専門性向上の取組が必要である。	相談の低年齢化、複雑化に対応できるよう、研修を行い職員のスキルアップを図る。
発達支援指導(実人数:241人 延べ:2,674人) ひよこグループ(実人数:56人 延べ:232人)	発達に関する相談のニーズが増えており、指導人数も増加傾向にあるため、指導室等の部屋の不足が生じている。	保護者へ相談内容に沿った支援、民間施設も含めた相談場所の情報提供を行い、適切な場での支援に繋げる。
・特定健診受診対象者数:22,064名 特定健診受診者数:7,783名(35.3%)(令和7年(2025年)5月28日時点) ・後期高齢者健康診査(受診率:33.8%) 対象者:34,176人(うち早期移行61人) 受診者:11,548人(うち早期移行12人)	・受診者数の低迷 令和6年度の実施目標は37.0%(第3期鎌倉市データヘルス計画第4期鎌倉市特定健康診査等実施計画より)であったが、未達成。 受診をより促すための取り組みが必要。 ・障害の原因となる疾患の早期発見・早期治療の必要性を健康教育や相談等を通じて住民に伝えていき、未受診者に対する受診勧奨を強化していく。	・受診勧奨の強化 受診傾向に応じたはがきによる受診勧奨を行う。 ・引き続き75歳以上の被保険者に対して受診券のみならず、健康教育・相談等で受診勧奨を行う。
訪問事業所数:11施設 利用者数:342人		
診療日数:93日 患者数:925人	令和5年10月から、診療頻度を週1回から週2回に増やしたが、日によっては予約枠の空きが目立つ。	市民への周知等を引き続き図っていく必要がある。

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
○自立支援医療(精神通院医療) 受給者:2,887人 ○自立支援医療(更生医療) 受給者:230人 決算額:83,944千円 ○自立支援医療(育成医療) 受給者:0人 決算額:0円		
対象者数(令和7年(2025年)3月末):3,624人 決算額:541,486千円		

6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1)相談支援体制の構築

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 重層的支援体制整備事業	福祉総務課	重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「参加支援事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「地域づくり事業」の5事業を一体的に実施します。すべての相談支援機関が分野を問わず相談を受けつけ、地域づくりについても、すべての世代を対象に生活支援体制整備を実施し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を地域に整備することで、地域活動の活性化を図っていきます。	第4期計画から新規項目
2 包括的支援体制の推進	福祉総務課	福祉課題を抱えた市民を包括的に支援するため、重層的支援体制整備事業交付金を活用して相談支援包括化推進員を配置し、基幹相談支援センターの多機関協働の取組を推進するなど、支援関係機関間の役割分担及び情報連携を行い、福祉相談の総合調整機能の強化を図ります。	第4期計画から新規項目
3 相談体制の充実	障害福祉課	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障害者の個々の状況に応じた支援を行います。	・指定特定、指定障害児相談支援事業所：16箇所 ・委託相談支援事業所：3箇所 ・鎌倉市基幹相談支援センターの運営
4 障害福祉相談員による相談・支援	障害福祉課	鎌倉市障害福祉相談員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。	①実践活動延べ156件 ②相談・助言活動延べ25件 合計181件の相談を実施した。
5 民生委員・児童委員による相談・支援	生活福祉課	民生委員・児童委員による地域の障害者及び家族への相談・支援を行います。	民生委員の活動状況：194件 (障害者に関する相談件数)
6 鎌倉市障害者支援協議会(再掲)	障害福祉課	地域の関係者が集まり、情報の共有や地域の課題等を協議します。分野ごとの専門部会では、事業所連絡会等からの課題を扱う等して協議を重ね、様々な取組を進めます。全体会では、専門部会の協議結果をとりまとめ、適宜施策への提言等を行います。	全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)
7 鎌倉市基幹相談支援センター	障害福祉課	地域の障害者相談支援の中核として、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成を行うほか、鎌倉市障害者支援協議会の事務局運営等を行います。	・総合相談支援事業 総合相談窓口、相談支援事業所の支援、関係機関連携 相談支援者育成(相談支援専門員研修会1回、管理者会3回、事例検討会4回、相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習8回) 相談支援事業所訪問13箇所 市職員向け研修2回 ・鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 ・市民向け講演会実施(令和5年(2023年)12月3日 鎌倉市福祉センター)
8 相談支援事業所連絡会	障害福祉課	相談支援事業所が定期的に集まり、情報共有や課題についての協議、勉強会等を実施します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○各種事業所連絡会 相談支援事業所連絡会 6回
9 相談環境の整備	障害福祉課	来庁や電話での相談が難しい障害者に対して、相談しやすい環境を整えます。また、ふと気になった時にインターネット等で、気軽に障害者に関する制度を調べられるような情報提供ツールの活用を検討します。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
関係する部署や事業者が多岐にわたるため、連携強化の観点から、庁内連携会議や民間事業者との合同研修等で情報共有を行い、具体の事例を通じ、事業理解を深め、関係を構築し、円滑に事業を進めた。 ・庁内連携会議 課長級会議、担当者会議(支援会議部会、地域づくり部会)各3回 ・相談支援機関等との合同研修 1回(参加者数56名)	・担当者会議において、支援会議部会と地域づくり部会両部会の内容が重複することがあり、スムーズな庁内連携をしていくためには、会議体の整備が必要。 ・合同研修をより良いものにしていくため、参加事業者の要望等をアンケートから吸い上げ、整理が必要。	・より効率的な庁内連携を行うため、R7より重層的支援体制整備事業に係る庁内連携会議を「鎌倉市福祉支援会議」に改めて位置づけ、要綱に基づく会議体を効果的に運営することを通じて、引き続き連携をはかっていく。 ・事業者アンケートを踏まえ、要望に沿った合同研修を検討していく。
鎌倉市相談支援包括化推進業務を事業者に委託し、複雑化・複合化した事例について、各分野のケース会議、支援会議への出席等を通じ、課題の解きほぐしや各相談支援機関の役割を整理し、必要に応じて助言を行った。また、相談支援機関間の連携を推進するために相談支援機関等との合同研修や各分野ごとのミニ研修を実施した。 各分野における既存の支援会議への参加…37回 相談支援機関等との合同研修の開催…1回(参加者数56名) ミニ研修の開催…2回(参加者数35名)	相談支援機関との関係構築。	鎌倉市相談支援包括化推進業務において、事業者と市内相談支援機関間の関係が十分に構築されるよう、引き続き、相談支援機関との密な連携を促していく。
・指定特定、指定障害児相談支援事業所:18箇所 ・委託相談支援事業所:3箇所 ・鎌倉市基幹相談支援センターの運営		
①実践活動延べ176件 ②相談・助言活動延べ41件 合計217件の相談を実施した。	相談員が対応できない相談があること。	
民生委員の活動状況:175件 (障害者に関する相談件数)	精神障害者の難しいケースへの対応や、病識のない家族や当事者等への対応など民生委員の介入を拒否するケースへの対応が課題である。	マニュアルの見直し
全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)		
・総合相談支援事業 総合相談窓口、相談支援事業所の支援、関係機関連携 相談支援者育成(相談支援専門員研修会、管理者会、事例検討会、相談支援専門員初任者・現任者インターバル実習等) 相談支援事業所訪問15箇所 市職員向け研修2回 ・鎌倉市障害者支援協議会の企画運営 ・市民向け講演会実施(参考:1 共生社会の推進 (1)障害を理由とする差別の解消の推進 6 市民向け講演会)		
・相談支援事業所連絡会を実施(管理者会及び事例検討会)		
障害者本人及びその支援者である家族等が、受給できる手当や障害福祉サービスを利用するために必要な情報等を迅速かつ簡易に入手するためのスマートフォンアプリを導入し、市が届けたい情報を届けたい相手に適切なタイミングで提供できる環境を整備した。		

(2)地域移行支援、在宅サービス等の充実

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 窓口業務等の電子化・ICT 化	障害福祉課	市役所での手続き等を電子化することにより、障害者への負担を減らします。	第4期計画から新規項目
2 障害福祉サービスの給付	障害福祉課	障害のある方、難病等のある方の自立を支援するため、相談、介護、機能訓練等サービスの充実を図ります。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○在宅生活の支援 ・居宅介護 決算額:281,575千円 ・重度訪問介護 決算額:90,735千円 ○日中活動の支援 ・生活介護 決算額:1,091,737千円 ・移動支援 決算額:92,442千円 ・日中一時 決算額:9,659千円 ○就労移行支援の利用促進 ・就労移行支援 決算額:132,091千円
3 障害児通所支援サービスの給付	障害福祉課	心身に障害又は発達遅れのある児童の生活能力向上のために必要な訓練、療育的支援の充実等を図ります。	第4期計画から新規項目
4 短期入所サービスの充実	障害福祉課	自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどのために、圏域での拠点事業所配置事業での利用を含め、障害者が身近な地域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。	事業所数:7箇所 ・市内福祉型事業所 4箇所 ・市内医療型事業所 2箇所 ・短期入所拠点事業所配置事業 1箇所 (湘南東部あんしんネット)
5 鎌倉市身体障害者等訪問入浴サービス事業	障害福祉課	家族の介助による入浴が困難な重度障害者を対象に、居室に浴槽を運んで入浴を行う訪問入浴サービスを実施します。	対象者数:11人 決算額:5,493千円
6 地域移行の推進	障害福祉課	障害者個々人が、自ら選んだ住まいで安心して自分らしく暮らすために、地域での生活を支援する体制を推進します。	・地域移行者:1人(地域移行支援利用して退院) ・鎌倉市居住支援協議会(都市整備総務課所管)への参加
7 地域福祉活動による支援の推進	生活福祉課 福祉総務課	民生委員・児童委員の実施する地域福祉活動を支援するほか、鎌倉市社会福祉協議会への補助金交付を通じ、地域福祉活動による地域移行支援を推進します。	・サマースクール及びふれあいフェスティバル関係の事業中止 【中止理由】 令和5年度(2023年度)当初は依然新型コロナウイルスが蔓延していたため。 ・民生委員児童委員が地域福祉活動を円滑に行えるよう民生委員児童委員協議会に対し運営費補助金を支給した。
8 精神障害者を取り残さない地域包括ケアシステム(再掲)	障害福祉課	精神障害のあるなしや程度にかかわらず、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された地域づくりを行います。	障害者基本計画の個別事業としては第4期計画から新規項目(関連項目:第6期鎌倉市障害福祉サービス計画 成果目標2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」) 鎌倉市障害者支援協議会に保健・医療・福祉関係者で構成する精神保健福祉部会を設置し、民生委員に対する障害制度等の研修、鎌倉市居住支援協議会主催の研修へのピアサポーターの参加及び鎌倉市「衛生時報」への精神障害に関する記事の掲載等を行い、精神障害理解・啓発を行うとともに、精神障害者及びその家族等に対する情報提供手段について具体的な検討を行いました。

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・自立支援医療(精神通院)受給者証の更新申請書について、職員が端末上で情報入力した上で出力できるようにした。 ・障害者タクシー利用券等の申請をe-kanagawaから行えるようにした。 ・事業者による書類提出が必要な事業のうち、複数事業において、書類提出をe-kanagawaから行えるようにした。		
・居宅介護 決算額:326,774千円 ・重度訪問介護 決算額:117,851千円 ・同行介護 決算額:31,631千円 ・行動介護 決算額:29,555千円 ・生活介護 決算額:1,098,077千円 ・自立訓練(宿泊型・機能訓練・生活訓練) 決算額:45,785千円 ・就労移行支援 決算額:166,496千円 ・就労継続支援(A型・B型) 決算額:524,022千円 ・就労定着支援 決算額:12,069千円 ・療養介護 決算額:67,412千円 ・短期入所(福祉型・医療型) 決算額:60,002千円 ・共同生活援助 決算額:655,603千円 ・施設入所支援 決算額:259,350千円 ・地域移行支援 決算額:642千円 ・計画相談支援 決算額:6,227千円		
・児童発達支援 決算額:208,316千円 ・放課後等デイサービス 決算額:543,034千円 ・保育所等訪問支援 決算額:5,120千円 ・障害児相談支援 決算額:19,903千円		
事業所数:8箇所 ・市内福祉型事業所 5箇所 ・市内医療型事業所 2箇所 ・短期入所拠点事業所配置事業 1箇所 (湘南東部あんしんネット)		
対象者数:11人 決算額:6,040千円		
・地域移行者:2人(地域移行支援利用して退院・退所) ・鎌倉市居住支援協議会(都市整備総務課所管)への参加		
・民生委員児童委員が地域福祉活動を円滑に行えるよう民生委員児童委員協議会に対し運営費補助金を支給した。 ・地域移行支援を主としているボランティア団体に対して、活動支援を行った。	・ボランティア団体の活動内容を広く周知し、支援が必要な方がスムーズに利用できるようにする必要がある。	・鎌倉市社会福祉協議会の取組への支援を通じ、引き続き、ボランティア団体の活動内容を広く周知していく。
鎌倉市障害者支援協議会に保健・医療・福祉関係者で構成する精神保健福祉部会を設置し、鎌倉保健福祉事務所主催の地域移行人材養成研修の周知及び参加、鎌倉市「衛生時報」への精神障害に関する記事の掲載等を行い、精神障害理解・啓発を行うとともに、精神障害者及びその家族等に対する情報提供手段について具体的な検討を行いました。		

	事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
9	精神保健福祉講演会	障害福祉課	精神障害者への理解を深めるため、市民向けに講演会を開催し普及啓発を図ります。	講演会1回開催 「支える人をひとりにはしない〜ケアを担う子どもとその家族に何が起きているのか〜」と題し、ケアラーについて取り扱った。
10	精神保健福祉セミナーの開催	障害福祉課	専門職による講義を通じて、市民が精神障害者を取り巻く環境を理解し、共に生きる地域社会作りを目指します。	セミナー全7回を開催。 参加者:11名
11	相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会で作成した「相談支援のための精神保健福祉情報ガイド☆かまくら」を更新及び配布し、精神保健福祉相談に関して支援者等の手助けとなる情報を広く周知します。	ホームページへの掲載、市内医療機関等への配布や窓口等で配架、配布
12	声かけふれあい収集	環境センター	クリーンステーション(ごみ集積場)まで、ご自分でごみや資源物を選び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をするとともに、ごみや資源物の収集を行います。	実施世帯数:636世帯 対象者数:752人 (うち障害者数:42人)
13	神奈川県障害者スポーツ大会への参加支援	障害福祉課	障害者の社会参加や交流を図るため、神奈川県・相模原市共催の障害者スポーツ大会への参加を支援します。	令和5年度(2023年度)から、応募手続きや現地での受付等は、主催団体が実施することとなったため、市は希望者から応募用紙の送付依頼があった際に、対応している。
14	障害者団体への支援	障害福祉課	障害者の社会参加や交流を図るため、障害者団体のスポーツ、レクリエーション等の活動を支援します。	団体へ助成 決算額:576千円
15	障害者スポーツの紹介	スポーツ課	①ニュースポーツを紹介するイベント「スポーツ・レクリエーションフェア」等にて、バラスポーツの体験会等を行います。 ②市立小中学校と連携し、バラスポーツ選手による実技指導や経験談を聞く等、選手とのふれあい体験を行います。	①「2023かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和5年(2023年)11月19日 鎌倉武道館 176人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験イベントにおいて、ポッチャの実技体験を行った。 ②「車椅子バスケットボール体験」 ・令和6年(2024年)1月26日 今泉小学校4年 87人 ・令和6年(2024年)1月30日 山崎小学校4年 94人 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験及びバラスポーツ選手の経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。
16	自発的活動支援事業補助金の交付	障害福祉課	障害者の自立した日常生活及び社会生活に向け、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図るため、障害者やその家族、地域住民等による地域での自発的な活動に対して補助金を交付します。	第4期計画から新規項目
17	地域生活支援拠点整備事業(再掲)	障害福祉課	地域における障害者の生活を支えるための拠点について、面的な整備等を検討し、事業者と協力しながら、地域移行等の相談、グループホーム等の体験、短期入所等の緊急時受入れ、専門性のある人材の確保、地域の体制づくり等の機能を整備していきます。	・鎌倉市障害者支援協議会における検討(全体会での意見交換、地域生活支援部会での検討) ・相談支援事業所連絡会における意見交換等 ・地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議の開催(5回)
18	地域活動支援センター事業	障害福祉課	障害者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動等を行う機会を提供し、地域との交流等となる地域活動支援センター事業を実施します。	I型(2箇所)、II型(1箇所)、III型(8箇所)において、障害者の日中活動の場を確保した。
19	地域生活支援事業	障害福祉課	移動支援、日中一時支援等のサービスを充実させ、日中活動の支援を行います。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧日項目 ○日中活動の支援 ・移動支援 決算額:92,442千円 ・日中一時 決算額:9,659千円
20	地域生活支援事業の報酬単価見直し	障害福祉課	国の報酬改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて移動支援及び日中一時支援事業の報酬単価の見直しを行います。	第4期計画から新規項目
21	医療的ケア児等及びその家族への支援	保育課 発達支援室 障害福祉課 教育指導課	医療的ケア児等及びその家族が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、庁内各課や関係機関と連携を図りながら具体的な施策について検討を進めます。	第4期計画から新規項目
22	難病患者への支援	障害福祉課	難病患者に対して、神奈川県と連携を図り、受けられる制度の案内を行うなど、必要な支援を行います。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
講演会1回開催 『ひきこもるには理由(ワケ)がある！？～「何も知らない」「何もできない」からはじまる対話的関わり～』と題し、斎藤環筑波大学名誉教授による講演を実施した。 参加者:111名		
全9回 26名参加		
ホームページへの掲載、市内医療機関等への配布や窓口等で配架、配布		
実施世帯数:663世帯 対象者数:787人 (うち障害者数:46人)		
令和5年度(2023年度)から、応募手続きや現地での受付等は、主催団体が実施することとなったため、市は希望者から応募用紙の送付依頼があった際に、対応している。		
団体へ助成 決算額:576千円		
①「2024かまくらスポーツ・レクリエーションフェア」 ・令和6年(2024年)11月17日 鎌倉武道館 172人 ・年齢や体力に関係なく実施できるニュースポーツ等の体験イベントにおいて、ポッチャなどの実技体験を行った。 ②「車椅子バスケットボール体験」 ・令和6年(2024年)10月1日 小坂小学校4年 105人 ・令和6年(2024年)10月10日 玉縄中学校1年 150人 ・各校の児童を対象に車椅子バスケットボールの実技体験及びパラスポーツ選手の経験談を聞くなどのふれあい体験を行った。 ③「パラサーフィン体験会」 ・令和6年(2024年)8月18日 由比が浜海水浴場 4人 ・障害者自身がスポーツを体験することで、スポーツの魅力を感じ、スポーツを継続して取り組んでいただくきっかけづくりの場の提供を目的として、パラサーフィン体験会を実施した。	②「車椅子バスケットボール体験」 ・バスケットに限らず、種目数を広げ体験の場を増やしたい。 ③「パラサーフィン体験会」 ・募集時の広報不足により、参加者人数が伸び悩んでいるため、広報紙、HP、X、LINE、町内会回覧などを効率よく利用していきたい。	②「車椅子バスケットボール体験」 ・種目を広げるため、スポーツ協会などの関係団体への聞き取りをする予定です。 ③「パラサーフィン体験会」 ・令和7年に実施した内容をもとに広報手段の検討を進めていく。
0件	事業の周知が課題である。	関係団体等への周知を行う。
・令和6年(2024年)11月に、「鎌倉市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱」を制定し、事業の本格実施を開始。 ・市民向け講演会で地域生活支援拠点等整備事業について取り扱った(参考:1 共生社会の推進 (1)障害を理由とする差別の解消の推進 6 市民向け講演会)。 ・地域生活支援拠点等整備事業に関する検討会議の開催(1回) ・地域生活支援拠点等整備事業運営委員会の開催(1回) ・事業所等に向けた説明会等を開催(15回)		
I 型(2箇所)、II 型(1箇所)、III 型(8箇所)において、障害者の日中活動の場を確保した。	障害者の日中活動の場を確保できるよう、生産活動の機会の提供や地域住民に対して障害への理解・啓発を行う必要がある。	障害理解のための講演会の開催、障害理解に対する冊子の配布、障害者支援協議会による地域との交流事業、障害者支援施設等の手作り品等の販売を行う鎌倉ふれあいショップの開催を予定。
・移動支援 決算額:92,508千円 ・日中一時 決算額:17,867千円	サービス報酬やヘルパーの不足により、サービスが行き届かない場面がある。	サービス報酬単価の見直しを実施する。 ヘルパーの養成講座の受講料補助を開始し、ヘルパーの確保に努める。
○移動支援 ・身体介護有無の区別を廃止 ・「通園・通学・通所支援加算」の時間帯区分を統合し、最大78単位(780円相当)引き上げ ○日中一時支援 ・時間帯区分を細分化し、短時間利用の報酬が高くなるよう、全体として約2割程度単位数引き上げ		
・鎌倉市発達支援システム推進協議会にて相談実績の共有、「鎌倉市医療的ケア児受入れガイドライン」の策定に向けた議論を行い、令和7年3月に策定した。 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置 相談者数:年間16人 相談等対応実績:年間92件 ・学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定や、学校看護師の職責の改定を通じ、医療的ケアが必要な児童・生徒が安全にケアを受け、生活できるような学習環境を整えた。	・保育園の受け入れ体制の整備及びガイドラインの未策定が課題。 ・学校で医療的ケアを実施することの教育的意義、留意点を学校の教職員に正しく理解させていくことに課題がある。	・ガイドラインの策定及び医療的ケア児の受け入れ。 ・学校訪問や学校とのケースごとのカンファレンス等を通じ、広くその意義や留意点を周知していく。
難病患者に対して適宜必要な情報提供を行うとともに、神奈川県(保健福祉事務所)との連携を図った。 障害者手帳未所持の難病患者に対して、給付可能な各種サービス(障害福祉サービス、補装具、日常生活用具等)の給付を行った。		

(3)障害福祉サービスの質の向上等

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 各種事業所連絡会を通じた市と関係機関の連携の促進	障害福祉課	居宅介護等同種の障害福祉サービスを提供する事業所の連絡会に市も参加し、情報共有や、課題の協議、勉強会の実施など、市と関係機関の連携を促進します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○各種事業所連絡会 相談支援事業所連絡会 6回 居宅介護事業所連絡会 6回 児童通所支援事業所連絡会 6回
2 地域生活支援事業の報酬単価見直し(再掲)	障害福祉課	国の報酬改定や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて移動支援及び日中一時支援事業の報酬単価の見直しを行います。	第4期計画から新規項目
3 鎌倉市障害者支援協議会を通じた関係機関の連携の促進	障害福祉課	鎌倉市障害者支援協議会を通じて、関係機関が情報共有し、地域の課題等を協議することにより、家族を含めた障害者の地域生活を支える取組を進めます。	第4期計画から新規 (関連項目:1-(2)-7「鎌倉市障害者支援協議会」) 全体会 3回 専門部会 9回(地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会 各3回)
4 ケアラー支援	福祉総務課	ケアラーを包括的に支援するため、(仮称)鎌倉市ケアラー支援条例を制定し、条例に基づく施策を検討、実施します。	第4期計画から新規項目
5 障害福祉相談員の活動支援	障害福祉課	鎌倉市障害福祉相談員が地域で活動するために、関係機関等との連携の支援をします。	①実践活動延べ156件 ②相談・助言活動延べ25件 合計181件の相談を実施した。
6 ICTを活用した障害福祉サービスに関する情報発信(再掲)	障害福祉課	障害福祉サービスについて、インターネットのほか、ICTを活用した新たなツールによる情報発信に取り組みます。	第4期計画から新規項目
7 各種ボランティア等の養成講座の充実	福祉総務課	ボランティアの水準に合わせた段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座を開催する市社会福祉協議会を支援します。ボランティアの研修などの内容を充実させるため、NPO などとの連携・協働を検討し、講座の充実を図ります。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
各種事業所連絡会に参加し、各事業所と情報交換等を行うとともに、お互い顔の見える関係の構築を行った。 ・相談支援事業所連絡会 ・居宅介護事業所連絡会 ・児童通所支援事業所連絡会 ・就労支援事業所連絡会	連絡会が組織されていない事業所への働きかけ。	グループホーム連絡会の立ち上げに向けて、鎌倉市障害者支援協議会の地域生活支援部会にて検討を行う。
○移動支援 ・身体介護有無の区別を廃止 ・「通園・通学・通所支援加算」の時間帯区分を統合し、最大78単位(780円相当)引き上げ ○日中一時支援 ・時間帯区分を細分化し、短時間利用の報酬が高くなるよう、全体として約2割程度単位数引き上げ		
鎌倉市障害者支援協議会の組織の整理を行い、相談支援事業所連絡会を鎌倉市障害者支援協議会の中に位置づけ、相談支援を通じて抽出された地域課題等を協議会で協議することとした。あわせて、その他の各種事業所連絡会等についても新たに関係団体に位置付け、協議会と連携を図っていくこととした。		
・R6年4月に鎌倉市ケアラー支援条例を制定した。 ・ケアラー支援条例制定に伴い、ケアラー支援に関する施策について、鎌倉市地域福祉計画に位置付けることとし、計画内にて進捗管理を行うこととした。 ・当課ではケアラー当事者同士の支え合いを推進するため、要綱を策定し、ピアサポートに資する交流事業を行う団体又は法人に対して、必要な経費の一部について補助金を交付を開始した。 ・補助額:同一の団体で、1回あたり1万円、当該年度で6回まで(年6万円)R6実績:0件	・地域福祉計画がR7年度で終了するため、R8年度から第2期計画に位置付けるにあたり、計画全体の構成を鑑み、施策の管理等の方法を検討する必要がある。 ・ピアサポート活動補助金制度について、より広い周知が必要だった。	・第2期計画策定を見込み、幅広く市民や関係機関の意見を聴取しながら、地域福祉計画推進委員会において、ケアラー支援の在り方について、引き続き検討・点検していく。 ・ピアサポートの活動補助金制度について、幅広い周知を行っていく。
①実践活動延べ176件 ②相談・助言活動延べ41件 合計217件の相談を実施した。		
障害者本人及びその支援者である家族等が、受給できる手当や障害福祉サービスを利用するために必要な情報等を迅速かつ簡易に入手するためのスマートフォンアプリを導入し、市が届けたい情報を届けたい相手に適切なタイミングで提供できる環境を整備した。 5,846千円		
R6は、以下のとおり養成講座等を行った。 ボランティア連絡協議会会員に向けた研修 2回 ボランティア入門講座 1回 大町地区ボランティア入門講座(地域開催) 2回	大町地域での開催と同様に各地域での開催を検討し、より多くの活動者に対してボランティア活動への参加を呼びかけることが必要。	・鎌倉市社会福祉協議会の取組への支援を通じ、引き続き、養成講座等により広く参加者を募ることができるよう取り組んでいく。

(4)経済的な自立の支援

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 鎌倉市障害者福祉手当	障害福祉課	在宅の障害児者に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。	・身体障害及び知的障害支給対象者 延24,464月 決算額:48,928千円 ・精神障害支給対象者 延1,869月 決算額:3,738千円 ・決算額:合計52,666千円
2 特別障害者手当	障害福祉課	重度の障害のため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20 歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。	件数:1,184件 決算額:32,995千円
3 障害児福祉手当	障害福祉課	重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20 歳未満の方を対象に、国の手当を支給します。	件数:485件 決算額:7,351千円
4 神奈川県在宅重度障害者等手当	障害福祉課	在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。	対象者:183人
5 外国籍障害者等福祉給付金	障害福祉課	公的年金の受給要件を制度上満たすことができない在日外国人の障害者を対象に、福祉給付金を支給します。	対象者:1人 決算額:312千円
6 障害基礎年金・年金生活者支援給付金の受付	保険年金課	国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定の条件を満たす方からの障害基礎年金の申請及び年金生活者支援給付金の申請を受け付けます。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○障害基礎年金の受付 新規請求:44件、額改定請求:1件 受給権者:2559人 (令和6年(2024年)3月末時点)
7 特別障害給付金の受付	保険年金課	国民年金の任意加入対象期間に加入をしていなかったことで障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方からの特別障害給付金の申請を受け付けます。	新規請求:0件 受給権者:16人 (令和6年(2024年)3月末時点)
8 補装具費の支給と自己負担額の助成	障害福祉課	身体障害児者及び難病患者等の身体機能を補完又は代替するために、身体障害児者及び難病患者等が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器等の用具(補装具)費を給付し、自己負担額の助成を行います。	補装具(障害者) 件数:179件、決算額:22,026千円 補装具(障害児) 件数:84件、決算額:7,946千円
9 日常生活用具給付事業	障害福祉課	障害児者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障害の特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。	日常生活用具(障害者) 件数:3,450件、決算額:35,066千円 日常生活用具(障害児) 件数:193件、決算額:2,123千円
10 鎌倉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	障害福祉課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	件数:1件 決算額:143千円
11 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助	障害福祉課	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を補助します。	件数:7件 決算額:419千円
12 身体障害者補助犬登録等手数料の免除	環境保全課	狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。	0件
13 通所交通費	障害福祉課	在宅の障害者が福祉施設に訓練や作業のために公共交通機関等を利用して通所する場合に、交通費を支給します。	延べ利用人数:5,218人 決算額:38,524千円
14 鎌倉市障害者福祉タクシー利用料金・福祉有償運送料金・自動車燃料費助成	障害福祉課	重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。	・タクシー利用券 支給者数:1,186人 決算額:14,992千円 ・自動車燃料利用券 支給者数:778人 決算額:11,812千円 ・福祉有償運送利用券 支給者数:11人 決算額:12千円
15 身体障害者用自動車改造費助成	障害福祉課	身体障害者が自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。	件数:4件 決算額:324千円

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・身体障害及び知的障害支給対象者 延23,959月 決算額:47,918千円 ・精神障害支給対象者 延1,895月 決算額:3,790千円 ・決算額:合計51,708千円		
件数:1,180件 決算額:33,945千円		
件数:446件 決算額:6,952千円		
対象者:182人		
対象者:1人 決算額:312千円		
新規請求:63件、額改定請求:1件 受給権者:2,617人 (令和7年(2025年)3月末時点)		
新規請求:0件 受給権者:16人 (令和7年(2025年)3月末時点)		
補装具(障害者) 件数:232件、決算額:17,375千円 補装具(障害児) 件数:77件、決算額:12,028千円		
日常生活用具(障害者) 件数:3,707件、決算額:33,141千円 日常生活用具(障害児) 件数:200件、決算額:1,663千円		
件数:1件 決算額:191千円		
件数:4件 決算額:252千円		
0件	該当する身体障害者への周知	当該事業の「福祉の手引」への掲載による案内を継続する。
延べ利用人数:5,480人 決算額:41,100千円		
・タクシー利用券 支給者数:1,068人 決算額:14,459千円 ・自動車燃料利用券 支給者数:781人 決算額:12,315千円 ・福祉有償運送利用券 支給者数:5人 決算額:25千円	タクシー利用券の利用率が、6割弱と低調となっている。当事者団体からも利用しやすい制度変更が求められている。	タクシー券、福祉有償運送券の1回あたりの利用上限枚数を1,000円を超えた場合、助成券2枚までから、1,500円を超えた場合、助成券3枚まで、2,000円を超えた場合、1回4枚までに変更した。
件数:4件 決算額:40千円		

	事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
16	有料袋(指定収集袋)の減免	ごみ減量対策課	在宅で腹膜透析を実施している方、ストーマ装具を使用している方を対象に、一定枚数の指定収集袋を無料で交付します。	腹膜透析実施者:34人 ストーマ装具使用者:287人
17	下水道使用料の減免	下水道経営課	重度の障害者等がいる世帯に対し、下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○水道料金、下水道使用料の減免 引き続き事業を実施。 下水道使用料減免 申請数:計231件 身体障害者:199件 知的障害者:18件 精神障害者:12件 重複障害者:2件
18	自立支援医療(再掲)	障害福祉課	精神通院医療、更生医療、育成医療について、自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。	第4期計画から項目名等変更 第3期計画旧項目 ○自立支援医療(精神通院医療) 受給者:2,880人 ○自立支援医療(更生医療) 受給者:179人 決算額:89,342千円 ○自立支援医療(育成医療) 受給者:0人 決算額:0円
19	鎌倉市障害者医療費助成制度(再掲)	障害福祉課	一定の障害者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。	対象者数(令和6年(2024年)3月末):3,963人 決算額:549,189千円
20	障害児の障害福祉サービス利用者負担額等の助成	障害福祉課	障害児を育てる家庭の経済的負担を軽減するため、障害福祉サービスの利用者負担額等を助成します。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
腹膜透析実施者:30人 ストーマ装具使用者:295人		
○下水道使用料の減免 引き続き事業を実施。 下水道使用料減免 申請数:計220件 身体障害者:196件 知的障害者:11件 精神障害者:13件		
○自立支援医療(精神通院医療) 受給者:2,887人 ○自立支援医療(更生医療) 受給者:230人 決算額:83,944千円 ○自立支援医療(育成医療) 受給者:0人 決算額:0円		
対象者数(令和7年(2025年)3月末):3,624人 決算額:541,486千円		
決算額:26,718千円		

7 子どもへの支援の充実

(1)早期発見・早期療育の推進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 家庭訪問(再掲)	こども家庭相談課	家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により生活に困難がある人に対し、保健師等が訪問し、家庭生活に対する助言を行います。	実人数:1,787人 延べ人数:1,881人
2 乳幼児健康診査・育児教室・健康相談(再掲)	こども家庭相談課	乳幼児の健やかな発育・発達を目指し、節目の時期に健康診査等を実施します。	4か月児健康診査:824人(受診率99.4%) お誕生前健康診査:836人(受診率97.2%) 1歳6か月児健康診査:973人(受診率98.6%) 2歳児歯科健康診査:493人(受診率49.3%) 3歳児健康診査:1,099人(受診率104.9%)
3 5歳児すこやか相談の実施(再掲)	発達支援室	子どもの健やかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。	市内在住の5歳児全員に実施:1,073人 (公立保育所5箇所、私立保育所27箇所、私立幼稚園17箇所、認定こども園5箇所 計54箇所) 支援が必要な児童数:157人
4 発達相談(再掲)	発達支援室	子どもの発達の心配や生活上の悩み等について、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援を行います。	新規相談:延べ384人 小児神経科相談:14人
5 発達支援システムネットワーク	発達支援室	医療、保健、福祉、教育、労働その他関係機関が相互に緊密な連携を図り、特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じた一貫した支援を行います。	新規対象ケース:なし 児童福祉法のサービス利用対象児は主に障害児相談支援として相談支援事業所が対応する。
6 発達支援指導(再掲)	発達支援室	言語機能、運動発達、知的発達等に支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導を行います。	発達支援指導(実人数:242人 延べ:2,005人) ひよこグループ(実人数:44人 延べ:269人)
7 ファミリーサポートセンターの運営	こども家庭相談課	育児の手助けをしてほしい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、特別支援学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供を行います。	特別支援学校・支援学級への送迎:95件 送迎及び帰宅後の預かり:17件 その他の支援:247件 計359件の支援を行った。
8 サポートファイルの活用	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもがライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、保護者と関係機関が子どもの情報を共有するツールであるサポートファイルの周知と有効活用に向けた取組を行います。	庁内配架先:障害福祉課、教育指導課、教育センター 児童福祉サービス事業者へメールで送付 保護者向け学習会:1回実施
9 発達支援サポートシステムの推進	発達支援室	発達支援に関する理解と具体的な支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を実施するとともに、講座受講者の有効活用を図ります。	サポーター養成講座(基礎講座)通年講座:7日間 7講座(延べ:289人) サポーター養成講座(基礎講座)夏季集中講座:3日間 7講座(延べ:527人) フォローアップ講座(基礎講座全講座修了者):1日間(57人)
10 児童発達支援センターにおける支援の実施	発達支援室	指定管理者による運営へと移行し、地域の中核的な療育施設として、児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援の3事業と医療的ケア児の受入れも実施しています。	実利用児数:31人 延べ:5,835人 ・令和3年度(2021年度)から児童発達支援センターの運営に指定管理者制度を導入している。
11 医療的ケア児等及びその家族への支援(再掲)	保育課 発達支援室 障害福祉課 教育指導課	医療的ケア児等及びその家族が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、庁内各課や関係機関と連携を図りながら具体的な施策について検討を進めます。	第4期計画から新規項目
12 特別児童扶養手当の支給	こども家庭相談課	在宅で障害児(20歳未満)を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、国の手当を支給します。	資格者数:201人 (受給者:157人・支給停止44人)
13 鎌倉市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業(再掲)	障害福祉課	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。	件数:1件 決算額:143千円
14 軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助(再掲)	障害福祉課	障害者総合支援法による補聴器支給の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用を助成します。	件数:7件 決算額:419千円

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
実人数:1,694人 延べ人数:1,694人	虐待疑い事例、育児能力が低下している家庭、経済的不安定さを抱える家庭の増加。	引き続き、関係機関と連携しながら、対応していく。
4か月児健康診査:778人(受診率98.2%) お誕生前健康診査:848人(受診率101.1%) 1歳6か月児健康診査:867人(受診率99.3%) 2歳児歯科健康診査:638人(受診率67.5%) 3歳児健康診査:971人(受診率96.6%)	未受診児に対する受診勧奨等、早期からの支援に向け、フォロー体制を強化していく。	引き続き、きめ細やかに受診勧奨を行っていく。
市内在住の5歳児全員に実施:998人 (公立保育所4箇所、私立保育所23箇所、私立幼稚園16箇所、認定こども園6箇所 計49箇所) 支援が必要な児童数:150人	電子申請での相談票の回収率が伸びなかった。各園を通して保護者に申請の促し対応が必要。	5歳児検診の検討に向けて、すこやか相談での相談票回収率を上げるため、更なる検討をする。保護者が回答しやすいよう、内容修正する。
新規相談:延べ310人、継続相談:延べ277人 小児神経科相談:13人	相談内容の複雑化により、対応する職員も幅広い知識や専門性が求められる。職員の専門性向上の取組が必要である。	相談の低年齢化、複雑化に対応できるよう、研修を行い職員のスキルアップを図る。
新規対象ケース:なし 児童福祉法のサービス利用対象児は主に障害児相談支援として相談支援事業所が対応する。		
発達支援指導(実人数:241人 延べ:2,674人) ひよこグループ(実人数:56人 延べ:232人)	発達に関する相談のニーズが増えており、指導人数も増加傾向にあるため、指導室等の部屋の不足が生じている。	保護者へ相談内容に沿った支援、民間施設も含めた相談場所の情報提供を行い、適切な場での支援に繋げる。
特別支援学校・支援学級への送迎:204件 送迎及び帰宅後の預かり:18件 その他の支援:177件 計399件の支援を行った。	ファミリーサポートセンター事業は、有償ボランティア活動の位置づけで、支援会員の居住地域を中心とした市内での活動が原則となっており、公共交通機関を利用した地域への送迎に対応できる人材が少なく、また、障害の内容、程度に等によっては対応できないことが課題となっている。	毎年開催している支援会員増員に向けたこどもの病気や発達発育、遊びなどの基礎知識を習得するための講習会(令和7年度においても年3回(1回4日間)実施予定)を通じて、引き続き支援会員登録数の底上げに努める。
庁内配架先:障害福祉課、教育指導課、教育センター 児童福祉サービス事業者へメールで送付 保護者向け学習会:1回実施	今後も関係機関、保護者への周知を図っていく必要がある。さらに利便性の向上のため、電子化などの検討も必要。	引き続き保護者学習会等でサポートファイルの活用を広げる。
サポーター養成講座(基礎講座) 1クール目:7日間 7講座(延べ:548人) 2クール目:7日間 7講座(延べ:325人) フォローアップ講座(基礎講座全講座修了者) 1クール目:1日間(56人) 2クール目:1日間(40人)	講座受講修了者で小中学校での活動希望者を名簿登録し、市内小中学校25校で活動するとともに、私立幼稚園9園で実施した。 サポーターの人数が不足しているため、増員する必要があるとともに、名簿登録者と活動を依頼する学校側とのマッチングについての課題がある。 活動の趣旨等、学校側とサポーターとの情報共有にも課題が残されている。	サポーターの人数不足については、既に活動しているサポーターの兼務希望を募ったり、新規募集をかけたりすることで解消を図る。 学校側とサポーターとの情報共有については、新規配置の際に活動の趣旨について丁寧な説明を行い、円滑な活動に繋げていく。
実利用児数:30人 延べ:5,458人 ・令和3年度(2021年度)から児童発達支援センターの運営に指定管理者制度を導入している。	改正児童福祉法等により、児童発達支援センターの中核機能の強化について示されたため、対応が必要。	令和8年度に向けた指定管理者更新において、中核機能の強化について求めていく。
・入所実績なし ・鎌倉市発達支援システム推進協議会にて相談実績の共有、「鎌倉市医療的ケア児受け入れガイドライン」の策定に向けた議論を行った。 ・医療的ケア児等コーディネーターを配置 相談者数:年間16人 相談等対応実績:年間92件 ・学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定や、学校看護師の職責網の改定を通じ、医療的ケアが必要な児童・生徒が安全にケアを受け、生活できるような学習環境を整えた。	・保育園の受け入れ体制の整備及びガイドラインの未策定が課題。 ・学校で医療的ケアを実施することの教育的意義、留意点を学校の教職員に正しく理解させていくことに課題がある。	・ガイドラインの策定及び医療的ケア児の受け入れ ・学校訪問や学校とのケースごとのカンファレンス等を通じ、広くその意義や留意点を周知していく。
資格者数:219人 (受給者:169人・支給停止50人)		
件数:1件 決算額:191千円		
件数:4件 決算額:252千円		

(2)障害特性に応じた保育、教育の充実

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 障害児保育の推進	保育課	障害のある子どもの状態に応じて、幼稚園、保育所及び認定こども園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育っていきよう関係機関と連携し、障害児保育を進めます。	公立保育所:5箇所 33人 民間保育所:19箇所 73人
2 巡回相談事業	発達支援室	幼稚園、保育所及び認定こども園に専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。	144回(延べ:307人)
3 特別支援保育運営費補助金の交付	発達支援室	特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制整備の促進のため、幼稚園、保育所及び認定こども園における特別な支援を必要とする子どもの保育に関する運営費について補助金を交付します。	交付園:9園 実人数:40人
4 発達支援コーディネーター養成事業	発達支援室	支援を必要とする子どもが所属する幼稚園・保育所等の職員を発達支援コーディネーターとして養成し、園内での理解促進と適切な支援を提供が可能となり、支援が必要な子どものライフステージに応じた地域支援を行います。	第4期計画から新規項目
5 出張相談事業	発達支援室	身近な地域で相談を受けることができる出張相談の実施により、支援を必要とする子どもとその保護者に相談しやすい環境を提供することで、地域の子育て支援体制の充実を図ります。	第4期計画から新規項目
6 ペアレント・トレーニング事業	発達支援室	保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切なかわりができることで支援が必要な子どものライフステージに応じた支援を行います。	障害者基本計画の個別事業としては第4期計画から新規項目 (関連項目:第6期鎌倉市障害福祉サービス計画 3 障害児通所支援等の実施状況 (3)家族支援体制整備) ペアレント・トレーニング:1クール 8回 5人
7 特別支援教育の推進	教育指導課	障害のあるなしにかかわらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。	「特別支援教育推進計画」に基づき、インクルーシブ教育の推進と、教育相談コーディネーターや児童支援専任教諭・生徒指導担当教諭を中心とした校内支援体制の充実を図った。
8 特別支援学級の充実	教育指導課	障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程による指導を行います。特別支援学級を市立小中学校全校に設置します。	七里が浜小学校に特別支援学級を設置。 令和6年度(2024年度)に稲村ヶ崎小学校に特別支援学級を設置するための準備委員会を開催し、消耗品・レイアウト・教育課程について検討した。
9 就学相談	教育指導課	特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談を行います。	一人ひとりの教育的ニーズに適した学びの場の選択となるように、就学相談でニーズの把握と支援に努めた。
10 学級助員の配置	教育指導課	市立小中学校全校に配置した学級助員が、特別支援学級及び通常学級に在籍する児童生徒の学校生活における支援を行います。	小・中学校の全25校の特別支援学級と通常学級に81人配置。
11 スクールアシスタントの配置	教育指導課	教員免許を有する会計年度任用職員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援を行います。	小学校の全16校に1名ずつ配置、複数教員が協力し合って指導を行う「チーム・ティーチング(TT)」や個別取り出し指導など、支援の必要な児童の学習指導を行った。
12 言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)	教育指導課	ことばや聞こえに支援や特別な訓練が必要な児童を対象に、個別指導を行います。	ことばの教室181人、きこえの教室5人の児童に、教育的ニーズに応じた個別指導を行った。
13 機能訓練	教育指導課	保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童生徒の運動機能を維持するための訓練を行います。	肢体不自由特別支援学級の自立活動に理学療法士を派遣して、機能訓練を行った。
14 情緒通級指導教室(つどいの教室)	教育指導課	人間関係づくりや集団参加を苦手とする児童を対象に、社会性を身につけるため、少人数グループのソーシャルスキルトレーニングを行います。	つどいの教室107人の児童に少人数指導によるソーシャルスキルトレーニングを行った。
15 教育相談体制の充実	教育センター	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細かな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラー(心理)やスクールソーシャルワーカー(福祉)の配置を進めます。	・小学校16校に月2回の教育相談員を派遣した。 ・中学校9校に週1回年間280時間、スクールカウンセラーを配置(県事業)。スクールカウンセラーの勤務日のうち、月半日程度小学校に訪問し相談活動を行った。 ・令和5年度(2023年度)は、スクールカウンセラー(県事業)の重点配置が拡充され、9校のうち4校が2名体制となった。 ・市で年間108日、県で年間70日スクールソーシャルワーカーが勤務し、要請に応じて学校に派遣した。
16 障害児の子どもの家への受入れ	青少年課	子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受け入れに伴う体制整備等、環境を整えます。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
公立保育所:4箇所25人 民間保育所:24箇所81人	統合保育の実施にあたり、障害児の加配配置保育士の確保が困難であること。	障害児に対する加配保育士の配置等が行えるよう、民間保育所及び認定こども園に対して、預かりを行う児童の障害の程度に応じた助成を行う。
174回(延べ:369人)	子どもの発達の状態や特性について相談需要が増えていることで、巡回相談件数も増加傾向にある。	園内での支援力を上げるため、巡回相談と併せて発達支援コーディネーターの活用を検討する。
交付園:9園 実人数:39人	市内園で市外居住の子どもに対する補助ができない状態について、県を交えて調整が必要。	県の施策・制度・予算に関する要望において、市の制度で対応できない児童を県の制度により支援する等、県内各市町村との調整等県の包括的支援を要望する。
受講者:12名(12園)	養成講座を受講した発達支援コーディネーターが活動しやすい環境づくりが必要。	令和6年度に施行的に実施した出張ケース会議を、令和7年度は発達支援コーディネーター設置園の周知を図り本格的に実施していくことで、コーディネーターの活動をサポートする。
実施回数:7回 参加者:8人	発達支援室に直接相談することが増えたこと等により、相談件数が減少傾向にある。	幼稚園・保育園での巡回相談時の保護者相談や、子育て支援センター等での出張講座へ幅を広げることで、相談できる場を広げていく。
障害者基本計画の個別事業としては第4期計画から新規項目(関連項目:第6期鎌倉市障害福祉サービス計画 3 障害児通所支援等の実施状況 (3)家族支援体制整備)ペアレント・トレーニング:1クール 8回 6人	ペアレント・トレーニングを受講した保護者をメンターとして活躍する場面を設け、更なる支援に繋げたい。	メンター参加型のフォローアップ講座を実施することで、子どもの特性に関わってきた保護者の経験を発信する場を設ける。
従来の推進計画を見直し、新たに「第Ⅲ期特別支援教育推進計画」を策定した。計画の中でインクルーシブ教育の推進を施策目標の一つとして重点的に位置付けた。	特別な支援を必要とする児童生徒への理解と指導力の向上、インクルーシブ教育の理解と啓発を進めていく。	学校訪問等を活用し、小・中学校に対し特別支援教育の理念を正しく伝えていくとともに、教員の指導力の向上をはかる。インクルーシブ教育については推進モデル校を指定し、インクルーシブ教育の推進に必要なノウハウの研究を行う。
稲村ヶ崎小学校に特別支援級を設置。 令和7年度(2025年度)に山崎小学校に特別支援級を設置するための準備委員会を開催し、消耗品・レイアウト・教育課程について検討した。	新設校における特別支援級での教育活動の正しい理解とインクルーシブ教育の推進への理解と啓発。	学校訪問等を活用し、小・中学校に対し特別支援教育の理念を正しく伝えていくとともに、教員の指導力の向上をはかる。
令和7年度(2025年度)入学予定の児童について、一人ひとりの教育的ニーズに適した学びの場の選択となるように就学相談でニーズの把握と支援に努めた。	一人ひとりの教育的ニーズは多様化しており、それに対応するための児童生徒理解と担当教員のスキルアップ、学校全体でのチーム支援の理解と啓発。	学校訪問等を活用し、就学後の児童の様子の観察等で状況を把握し、教育的ニーズに応じた支援教育への研究を行う。
小・中学校の全25校の特別支援学級と通常学級に83人配置。	学校のニーズに応じた助助員の配置の検討。そのための情報収集や学級助助員のスキルアップのためのフォローなど。	学級助助員連絡会において情報共有をする機会を設けるとともに、学校訪問等を活用し情報交換を行うことで、チーム支援のあり方を検討する。
小学校の全16校に1名ずつ配置。複数教員が協力し合って指導を行う「ティーム・ティーチング(TT)」や個別取り出し指導など、支援の必要な児童の学習指導を行った。	児童支援専任と情報を共有して、児童にとって効果的な指導ができるようにしていく。効果的とは、TTが個別指導かなど。	SA(スクールアシスタント)連絡会で情報共有に関する啓発を行うとともに、学校訪問で情報交換を行うことで、ノウハウの研究を行う。
ことばの教室175人、きこえの教室5人の児童に、教育的ニーズに応じた個別指導を行った。また、令和7年度(2025年度)中学校通級指導教室設置のための準備委員会を開催し、消耗品・レイアウト・教育課程について検討した。	ことば・きこえの教室の利用を希望する児童の増加への対応。担当教員及び学校職員への児童理解と指導力の向上。	担当者会を年に2回開催し、最新の特別支援の考え方や市が目指す共生の理念に基づいた支援教育について啓発する。また学校訪問等の活用により、現状把握に努める。
肢体不自由特別支援学級の自立活動に理学療法士を派遣して、機能訓練を行った。		
つどいの教室110人の児童に少人数指導によるソーシャルスキルトレーニングを行った。	つどいの教室の利用を希望する児童の増加への対応。担当教員及び学校職員への児童理解と指導力の向上。	担当者会を年に2回開催し、最新の特別支援の考え方や市が目指す共生の理念に基づいた支援教育について啓発する。また学校訪問等の活用により、現状把握に努める。
・小学校16校に教育相談員を月3回派遣した。 ・中学校9校に週1回年間280時間、スクールカウンセラーを配置(県事業)。スクールカウンセラーの勤務日のうち、月半日程度小学校に訪問し相談活動を行った。 ・令和6年度(2024年度)から市費スクールソーシャルワーカーを3名増員した。 ・市で年間108日×4名、県で年間70日×1名のスクールソーシャルワーカーが勤務し、要請に応じて学校に派遣した。	・子ども家庭センターをはじめとした関係機関との情報共有や、相談の記録に時間がかかっている。	・相談記録を電子化するための実証実験を開始した。
受入施設数 15施設、受け入れ 66人	障害児を受け入れるための施設整備及び障害児の対応に関して理解を深める必要がある。	継続して受入れを行う。

8 雇用・就労支援の推進

(1) 継続的な就労支援の推進

	事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1	就労移行支援の利用推進	障害福祉課	就労を希望する障害者に、一定期間、訓練等を行い、一般就労へつなげるための就労移行支援の利用を推進します。	・就労移行支援 決算額:132,091千円
2	庁内就労体験実習の推進	障害福祉課	知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携等して、市役所内の様々な業務で就労体験実習を行います。	ワークステーションにおいて、支援学校の生徒1人の研修を受け入れた。
3	仕事応援ガイドブック	障害福祉課	就労を希望する障害者が、障害福祉サービス事業や就労を支援する事業所への理解を深めることを目的に、「仕事応援ガイドブック」を作成し、市内事業所に関する情報を提供します。	・令和2年度(2020年度)に作成した「仕事応援ガイドブック」をリニューアルし、情報の更新を行った。300冊作成 ・ホームページへの掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布
4	鎌倉市障害者就労支援事業所開設補助金の交付	障害福祉課	就労を支援する事業所の整備を促進するため、就労移行支援または就労継続支援事業を行う事業所を鎌倉市内に開設する法人に対し、開設費用の一部を補助します。	第4期計画から新規項目
5	鎌倉市障害者二千人雇用センターの運営	障害福祉課	障害者の自立、社会参加に向け、障害者雇用を促進するため、働く希望のある障害者の一般就労に必要な能力の取得の支援、就労支援・生活支援及び職場定着支援を行い、併せて企業からの障害者雇用に関する相談受付や雇用管理における助言を行います。	第4期計画から新規項目
6	鎌倉市障害者二千人雇用推進協議会の開催	障害福祉課	障害者雇用の推進に向けての課題を把握するとともに、課題解決等に向けた協議を行います。	第4期計画から新規項目

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・就労移行支援 決算額:166,496千円		
就労移行支援事業所等からの実習希望がなかったため、実習受入を実施しなかった。	引き続き、支援学校及び市内事業所に対して周知を進めていく必要がある。	
令和5年度(2023年度)に作成した「仕事応援ガイドブック」について、引き続きホームページへの掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布を行った。	新たに開設された事業所等もあり、最新の情報を提供する必要があるため、改訂について検討する必要がある。	内容改訂を予定している。
就労継続支援A型事業所1件、就労継続支援B型事業所1件に対し、助成を行った。 決算額:2,000千円		
一般就労36人、福祉的就労23人、障害者相談2,860件、事業者相談724件、定着支援705件	事業者からの相談が減少傾向にあるため、企業への周知・啓発を行っていく必要がある。	ホームページ等での周知を予定している。
・第1回 令和6年(2024年)7月23日開催 ・第2回 令和7年(2025年)1月31日開催		

(2)多様な雇用の促進

事業名称	担当課等	事業内容	R5実績
1 障害者雇用の推進	障害福祉課 商工課 農水課	働く意欲のある障害者がいきいきと働けるよう、障害者2000人の雇用を目指し、地域の事業者等に働きかけ、障害者雇用を促進します。	障害者二千人雇用センターや、デジタル就労支援センターKAMAKURAの運営などを通じて就労支援を行った。当初目標として掲げた就労者数2,000人を達成し、令和5年度(2023年度)末において2,051人となった。
2 障害者雇用奨励金の支給	障害福祉課	障害者雇用を促進するため、知的障害者や精神障害者を雇用している中小企業の事業主及び就労継続支援A型事業所に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給します。	【雇用奨励金交付実績】 一般企業:9社 (知的8人・精神6人) 決算額:3,180千円 A型事業所:8事業所 (知的12人・精神18人(精神障害者保健福祉手帳不所持含む)) 決算額:2,160千円
3 障害者雇用連絡会・就労支援関係機関会議への参加	障害福祉課	ハローワーク、労働局、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、支援学校等、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。	障害者雇用連絡会議 :1回開催(令和6年(2024年)1月25日) (主催:よこすか障害者就業・生活支援センター) 就労支援事業所連絡会:1回開催(令和6年(2024年)2月6日) (主催:障害者二千人雇用センター)
4 障害者法定雇用率未達成事業所の訪問	障害福祉課	ハローワーク藤沢の協力を得て、障害者法定雇用率が未達成の事業所を訪問し、一人でも多くの障害者が就職できるよう、事業所の理解を求めていきます。	藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)と合同で市内の法定雇用率未達成事業所8箇所を訪問し、市内企業における障害者雇用の促進を図った。
5 総合評価競争入札における障害者雇用企業に対する加点	契約検査課	総合評価競争入札の評価項目に「障害者の雇用の有無」を設け、雇用している企業に対し、加点を行います。	実績なし
6 労働環境調査の実施(障害者)	商工課	若年者・女性・高齢者・障害者などの労働環境や雇用実態を調査し、課題を把握することで労働問題への啓発を図るとともに、本市の労働施策につなげます。	第4期計画から新規項目
7 障害者雇用啓発講演会の開催	障害福祉課	市内における障害者雇用を促進するため、市内企業が障害者雇用についての知識を深め、雇用に踏み出すきっかけとなるよう障害者雇用に関する情報を提供します。	第4期計画から新規項目
8 障害者就職面接会の開催	障害福祉課	障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接を行い、一人でも多くの障害者を雇用できるようハローワーク藤沢と協力し、就業機会・雇用機会を提供します。	湘南地域障害者ミニ面接会の実施 ・令和5年(2023年)10月13日 ・令和5年(2023年)11月28日 ・令和6年(2024年)2月9日 ※いずれも藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)主催、本市共催
9 市職員の障害者雇用の推進	職員課 障害福祉課	各職場における障害者雇用を推進します。併せて、就業意欲のある知的障害者及び精神障害者を市役所内に設置した「ワークステーションかまくら」において会計年度任用職員として採用し、庁内の事務作業等を行いながら、仕事のスキルや社会性を身に付け一般就労へのステップアップを支援します。	「ワークステーションかまくら」において、令和5年度(2023年度)は延べ567件の依頼を受けて、作業を行った。 会計年度障害者事務補助職員採用試験を実施し、令和5年(2023年)11月1日付で1人を採用した。また、2人の事務補助職員が一般企業等への就職につながった。 本市における令和5年(2023年)6月1日時点の法定雇用率は2.86%。
10 鎌倉市障害者就労移行支援金の給付	障害福祉課	障害者が自立に向けた生活を営むことを支援するため、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労へ移行し、一定の要件を満たす者に対して、就労移行支援金を給付します。	第4期計画から新規項目 (第3期計画関連項目:「就労支援の推進」) 参考:障害者二千人雇用センターの運営を通じて、障害者や企業に対する支援等を行った。 実績:一般就労者 35人 相談件数 障害者相談 3,191件 事業者相談 738件 定着支援 671件
11 デジタル就労支援センターKAMAKURAの運営	障害福祉課	様々な要因で就労に困難を抱える障害者やひきこもり状態にある者を対象に、社会参加と自立に向けた生活を支援するため、IT 業務を中心に在宅又は通所による就労の機会を提供します。	第4期計画から新規項目
12 鎌倉市農業就労体験セミナーの開催	障害福祉課	障害者やひきこもり状態にある者、就労に困難を抱える者を対象に、農業を通じた社会的居場所の提供や農業分野での就労を目指すためのスキル習得の機会を提供します。	第4期計画から新規項目
13 障害者就労施設等からの物品等の調達	各課 障害福祉課	障害者就労施設等からの市の物品調達や役務の提供を推進し、施設等の売上げの向上を図ります。	受託可能な業務及び事業所一覧を、ホームページに掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布した。市の調達目標額3,500千円に対しては、名刺印刷、除草・下草刈り作業などの役務や、敬老祝品などの物品購入などを合わせ、合計2,254千円の調達実績となった。

R6実績	R6の取組における課題	課題解決に向けてR7に予定している取組(対応)
・障害者二千人雇用センターや、デジタル就労支援センターKAMAKURAの運営などを通して就労支援を行った。令和6年度(2024年度)末において就労者数2,186人となった。	・18歳から65歳未満の精神障害者福祉手帳の交付を受けている人が増加していることなどを踏まえ、引き続き、障害者二千人雇用センター等における就労支援や、障害者雇用啓発講演会の開催などを通じた啓発を行っていく必要がある。	
【雇用奨励金交付実績】 一般企業:9社 (知的8人・精神6人) 決算額:3,180千円 A型事業所:6事業所 (知的10人・精神14人(精神障害者保健福祉手帳不所持含む)) 決算額:3,762千円	新たに障害者を雇用した事業所にも活用していただけるよう、引き続き、奨励金制度について企業・事業所への周知・啓発を行っていく必要がある。	ホームページ等での周知を予定している。
障害者雇用連絡会議:1回開催(令和7年(2025年)2月21日) (主催:よこすか障害者就業・生活支援センター) 就労支援事業所連絡会:1回開催(令和7年(2025年)2月12日) (主催:障害者二千人雇用センター)	就労支援事業所連絡会について、市内すべての就労支援事業所が参加しているものではないため、連携体制のさらなる充実のためにも、より多くの事業所に参加を呼びかけていく必要がある。	日頃から顔の見える関係性づくりに取り組む。
藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)と合同で市内の法定雇用率未達成事業所3箇所を訪問し、市内企業における障害者雇用の促進を図った。	本市の障害者雇用推進への取組について、さらなる周知が必要。 今後、障害者雇用率が引き上げられることから、引き続き、市内企業の障害者法定雇用率未達成事業所に対して、障害者雇用への理解を求めていく必要がある。	
実績なし		
市内事業所1,000社に調査を実施し、240社から回答を得た。	回答率が全体の3割に満たないため、市内の労働事情をより詳細に把握し、労働問題への啓発を図るために回答率を上げることが課題である。また、調査結果の活用を促進するため、認知度を向上させる必要がある。	回答者の利便性を考慮して郵送とe-kanagawaの併用を継続し回答率の向上を図るとともに、調査結果の活用を促すため、従来の周知方法に加えてSNSの活用を検討していく。
令和7年(2025年)1月17日開催 講師:富士ソフト企画株式会社社員ほか 参加者:14人		
湘南地域障害者ミニ面接会の実施 ・令和6年(2024年)5月24日(金) ・令和6年(2024年)6月28日(金) ・令和6年(2024年)9月27日(金) ・令和6年(2024年)10月25日(金) ・令和6年(2024年)11月22日(金) ・令和6年(2024年)12月20日(金) ・令和7年(2025年)1月24日(金) ・令和7年(2025年)2月7日(金) ・令和7年(2025年)3月7日(金) ※いずれも藤沢公共職業安定所(ハローワーク藤沢)主催、本市共催	求職希望者数に対して参加企業数が少ないため、参加企業数増加に向けた周知や働きかけが必要。	ホームページ等での周知を予定している。
・会計年度障害者事務補助職員採用試験を実施し、令和6年11月1日付で1人を採用した。 令和6年6月1日時点の障害者雇用率は2.30% ・「ワークステーションかまくら」において、令和6年度(2024年度)は延べ802件の依頼を受けて、作業を行った。 本市における令和6年(2024年)6月1日時点の法定雇用率は2.30%。	令和6年6月1日時点の障害者雇用率が法定雇用率2.80%を下回った。	積極的な障害者雇用に努め、令和7年6月1日付で会計年度障害者事務補助職員9名を採用し、障害者雇用率は3.06%となった。
給付人数:15人 決算額:1,500千円		
支援対象者:68人 一般就労者:8人		
・農業体験コース 年12回開催、参加者10人 ・就労特化コース 年20回開催、参加者6人(うち修了者3人)		
受託可能な業務及び事業所一覧を、ホームページへ掲載、就労支援事業所等への配布や窓口等で配架、配布した。市の調達目標額3,000千円に対しては、名刺印刷、除草・下草刈り作業などの役務や、敬老祝品などの物品購入などを合わせ、合計2,444千円の調達実績となった。	目標額を大きく下回る結果となった。これまで依頼していたテブ起こし、会議録作成などの役務がデジタル化の進展で代替されたことなどの影響がある。引き続き、障害者就労施設等からの物品や役務の調達について、努めていく必要がある。	庁内掲示板での周知を予定している。

第4章 第7期鎌倉市障害福祉サービス計画

1 障害福祉サービスの成果目標及び実績

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が示した基本指針に即して、必要な障害福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保に向けた本市の成果目標や今後の考え方を示しています。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち自立訓練等を利用し、地域生活(グループホーム、一般住宅等)に移行する人の目標値を設定しています。

また、地域移行を進める際には、施設入所者本人の意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認します。加えて、地域生活支援拠点の整備を通じて、地域における体験の機会・場の提供を目指します。

《福祉施設から地域生活への移行者数》

【国指針】

令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。

【目標等の考え方】

令和4年度(2022年度)末の入所者数(102人)のうち、6%(6.12人)を超える人数(7人)を目標値として設定します。

成果目標達成のため、地域生活支援拠点整備事業における機能のうち、特に「体験の機会・場の提供」、「専門的人材の確保・育成」及び「地域の体制づくり」の3機能の整備をすすめ、地域生活への移行を目指します。また、地域移行先として期待されるグループホームの整備を進めていきます。

ア 本市の目標

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度)の福祉施設から地域生活への移行者数	2人	

イ 実績

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度)の福祉施設から地域生活への移行者数	1人	グループホームへ入居。 ※死亡者や介護保険制度へ移行した者は含みません。

《施設入所者数の削減》

【国指針】

令和8年度(2026 年度)末時点で令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所者数(102 人)から5%以上削減する。

【目標等の考え方】

地域移行等により、一定の施設退所者は見込まれますが、施設入所支援利用のニーズは常に一定程度あり、目標値を設定することは困難かつ実態に沿わないと考え、目標値は設定しません。年度末時点での施設入所者数及び年度毎の新規入所者数の把握は引き続き行います。

ア 本市の目標

上述のとおり、目標未設定

イ 実績

項 目	数 値	備考
令和6年度(2024 年度) 新たな施設入所者数	3人	
令和6年度(2024 年度)末の 施設入所者数	104 人	
令和6年度(2024 年度)の 施設入所者削減数	-	2人増加

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステムのことです。

計画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

《保健、医療及び福祉関係者による協議の場》

【国指針】

- ア 協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定
- イ 協議の場における分野別の参加者数の見込みを設定
- ウ 協議の場における目標設定及び評価の実施回数見込みを設定

【目標等の考え方】

- 鎌倉市障害者支援協議会の精神保健福祉部会を協議の場に位置付け、目標を設定します。
- ア 精神保健福祉部会の開催回数は年3回を予定しているため、年3回と設定します。
 - イ 現時点での精神保健福祉部会の構成員を基に、設定します。
 - ウ 精神保健福祉部会の委員の任期は2年間であり、令和6年度が新委員の任期の初年度となります。回数見込みの設定は困難であるため、実施予定のみ設定します。

ア 本市の目標等

目標等	令和6年度(2024 年度)	備 考
開催回数	3回	
参加者数	9人	
目標の設定	第1回部会開催時に2か年にわたる目標を設定し、随時設定した目標の見直しを行う。	
評価の実施	随時目標に対する達成状況を確認する。	

イ 実績

項 目	令和6年度(2024 年度)	備考
開催回数	3回	
参加者数	7人	
目標の設定	実施	第1回部会開催時に活動指針及び活動目標を設定した ・活動指針 精神障害のある方が鎌倉市の地域でその人らしく安心して暮らせることを目指した協議、取組みをする ・活動目標(2か年) 1 暮らしやサービスについての、分かりやすく活用しやすい情報提供の検討をする 2 地域における啓発、交流、学びの場に参画し、精神保健福祉課題について、他分野にまたがる人材と、ともに方策を検討できる機会を創る
評価の実施	実施	令和6年度の実施内容を踏まえて、令和7年度以降に取り組み事項を検討した

(3)地域生活支援の充実

障害者等が地域で安心して暮らしていくために、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・育成」「地域の体制づくり」の5つの機能を有する地域生活支援拠点の整備を進めていきます。整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能を担う、「面的整備型」の手法により整備します。また、強度行動障害を有する障害者等の支援体制の充実を図るため、ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備を目指します。

《地域生活支援拠点の整備》

【国指針】

- ア 地域生活支援拠点の設置箇所数の見込みを設定
- イ 地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数の見込みを設定
- ウ 地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた支援の実施等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、見込みを設定

【目標等の考え方】

地域生活支援拠点が有する各機能の整備方針を示したうえで、見込みを設定します。

- ア 面的整備型の手法による地域生活支援拠点整備に向けて、有する機能ごとの事業所登録制を実施します。登録制の運用が開始されておらず、見込み数の設定が困難であるため、本計画期間においては見込み数を設定せず、次期計画での設定を目指します。
- イ 障害者等の緊急時における調整等を担う地域生活支援拠点コーディネーターを配置することを目指し、事業の運営状況を踏まえ必要な人数を精査していきます。
- ウ 地域生活支援拠点運営委員会を令和6年度から設置・運用開始します。鎌倉市障害者支援協議会と協調・連携しながら運用していくことから、鎌倉市障害者支援協議会と同程度の開催頻度を見込みます。

ア 整備方針

整備方針	令和6年度(2024 年度)
共通する事項	地域生活支援拠点等運営委員会を設置し、拠点等の整備状況及び運営状況について、検証及び検討を行う。
① 相談	コーディネーター業務委託
② 緊急時の受入れ・対応	・居室確保(委託) ・緊急時支援に関する報酬の創設

③ 体験の機会・場	①及び②の支援対象者の事例を用いて、令和7年以降の事業実施内容を検討する。
④ 専門的人材の確保・育成 ⑤ 地域の体制づくり	・既存の地域における取組を拠点等の取組に位置付けることについて、検討・調整。 ・上記3事業の実施状況を踏まえて、地域の必要な人材を含めた社会資源の整備を進めていく。

イ 本市の目標等

目標等	令和6年度(2024 年度)
設置箇所数	次期計画において見込量を設定するために、年度毎に事業毎の設置箇所数を把握する。
コーディネーターの配置人数	事業の運営状況を踏まえて必要人数を確保する。
検証及び検討の実施回数	年3回実施

ウ 実績

項 目	令和6年度(2024 年度)	備 考
設置箇所数	0 箇所	
コーディネーターの配置人数	1人	鎌倉市基幹相談支援センター内に配置。
検証及び検討の実施回数	1回実施	

《強度行動障害者支援》(新規)

【国指針】

令和8年度(2026 年度)末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備する。

【目標等の考え方】

令和4年度(2022 年度)に実施した、福祉に関する実態調査において強度行動障害に関する設問を追加し、実態把握に努めています。

今後、障害支援区分認定時の行動関連項目点数を判断基準とし、市が援護する障害者等のうち、強度行動障害を有する者の人数を把握します。

上述の方法で把握した、状況や支援ニーズ及び課題等について、地域の関係者で協議する場を設けます。

ア 本市の目標等

目標等	令和6年度(2024 年度)
支援ニーズの把握	各年度4月1日時点の支給決定対象者(障害支援区分認定対象者)のうち、強度行動障害を有する障害者等の人数を把握する。
支援体制の整備	支援体制整備に向けた協議を実施(仮)

イ 実績等

項 目	数 値 等	備 考
令和6年度(2024 年度)4月1日時点の支給決定対象者(障害支援区分認定対象者)のうち、強度行動障害を有する障害者等の人数	未把握	
令和6年度(2024 年度)支援体制の整備	未整備	

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援施設等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を利用して一般就労へ移行する人の数について、目標値を設定します。また、就労移行支援事業については、事業所毎の就労移行率に関する目標値も設定します。

併せて、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業についても利用者数及び事業所毎の就労定着率に係る目標値を設定します。

《就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数》

【国指針】

- ア 就労移行支援事業等を通じて、令和8年度(2026年度)中に一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。
- イ アのうち、就労移行支援事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上とする。
- ウ アのうち、就労継続支援A型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上を目指す。
- エ アのうち、就労継続支援B型事業を利用して一般就労に移行する者を、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指す。

【目標等の考え方】

令和3年度(2021年度)について、コロナ禍の影響により一般就労への移行者数が伸び悩んでいることを鑑み、目標値の設定に当たっては令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の実績の平均値を用い、国指針に定める倍率をかけた数値を目標値とします。

ア 実績及び目標値

項 目	数 値	備 考
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者数	23人	
令和4年度(2022年度)の一般就労移行者数	36人	
【目標】 令和6年度(2024年度)の一般就労移行者	32人	
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者	38人	令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の移行者数の平均値の1.28倍
令和6年度(2024年度)の一般就労移行者	62人	

項 目	数 値	備 考
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者	21人	
令和4年度(2022年度)の一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者	25人	
【目標】 令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者	25人	
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者	31人	令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の移行実績の平均値の1.31倍
令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労移行支援事業利用者	47人	

項 目	数 値	備 考
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者	2人	
令和4年度(2022年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者	4人	
【目標】 令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者	3人	
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者	3人	令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の移行実績の平均値の1.29倍
令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者	4人	

項 目	数 値	備 考
令和3年度(2021年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者	0人	
令和4年度(2022年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者	7人	
【目標】 令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者	4人	
【目標】 令和8年度(2026年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者	4人	令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)の移行実績の平均値の1.28倍
令和6年度(2024年度)の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者	9人	

《就労移行支援事業所における一般就労移行率》(新規)

【国指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

【目標値の考え方】

市内就労移行支援事業所4事業所のうち、一般就労移行率が5割以上の事業所は2事業所でした。継続して同水準の維持を目標値とします。

ア 本市の目標値

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度) 市内就労移行支援事業所のうち、 一般就労移行率が5割以上の事業者 の割合	5割	

イ 実績

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度) 市内就労移行支援事業所のうち、 一般就労移行率が5割以上の事業者 の割合	6割	市内就労移行支援事業所5事業所の うち、3事業所の一般就労移行率が5 割以上

《就労定着支援の利用者数》

【国指針】

就労定着支援事業の利用者数を令和3年度(2021年度)実績の1.41倍以上とする。

【目標値の考え方】

令和3年度(2021年度)の就労定着支援利用者数は、31人でした。

就労定着支援事業については、サービス内容からコロナ禍の影響を受けづらいと考え、目標値の設定に当たっては令和3年度(2021年度)実績を用います。

イ 本市の目標値

項 目	数 値	備 考
令和3年度(2021年度) 就労定着支援利用者数 (A)	31人	
【目標】 令和6年度(2024年度) 就労定着支援利用者数	35人	
【目標】 令和8年度(2026年度) 就労定着支援利用者数	44人	(A)の1.41倍以上

ウ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
就労定着支援利用者数	54人	

《就労定着支援事業所における就労定着率》

【国指針】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。
【目標値の考え方】 就労定着支援事業は市内3事業所で実施しており、3事業所ともに就労定着率が7割以上です。引き続き同水準の維持を目標値とします。

ア 本市の目標値

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度) 就労定着支援事業所における就労定着率	10割	

イ 実績

項 目	数 値	備 考
令和6年度(2024年度) 就労定着支援事業所における就労定着率	10割	市内就労定着支援事業所3事業所全ての就労定着率が7割以上

(5)障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供体制を整備することが求められています。

《児童発達支援センターの設置》

【国指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度(2026年度)末までに児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する。

児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である。

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

イ 地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能

ウ 地域のインクルージョン推進の中核機能

エ 地域の発達支援の入り口としての相談機能

【目標等の考え方】

児童発達支援センターについては、児童発達支援センターあおぞら園を設置し、運営については指定管理者制度を導入しています。障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業も同センターで実施しており、障害児支援における中核的な役割を担っています。

国指針におけるイ及びウについては、今後児童発達支援センターの機能強化に向けて児童発達支援センターと市で具体的な取り組みについて検討していきます。

国指針におけるエについては、現在その機能を鎌倉市発達支援室で担っているため、今後、役割分担について検討していきます。

ア 本市の目標等

項 目	数 値 等	備 考
令和6年度(2024年度) 児童発達支援センターの設置	1か所設置済み 指定管理者制度を継続する	
機能等	児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援	

イ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
児童発達支援センターの設置	1か所設置済み 指定管理者制度を継続する	
機能等	児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援	

《障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進》

【国指針】

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援事業等を活用しながら、令和8年度(2026 年度)末までに障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

【目標等の考え方】

保育所等訪問支援事業は、児童発達支援センターを含め市内5か所で実施しています。保育所等訪問支援事業の効果的な実施には、単純な事業所数の確保のみでなく、受け入れ側(保育園、幼稚園及び学校等を含む地域社会)の体制整備も重要です。こうした背景も捉え、慎重に障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を整備していきます。

具体的には、幼稚園、保育所等における障害児支援の中核となる人材育成のための発達支援コーディネーター養成事業の実施や、出張相談の実施(各子育て支援センターで専門職員による相談を実施)、ペアレント・トレーニングをはじめとした家族支援の充実等、地域支援機能を強化していきます。

ア 本市の目標等

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
保育所等訪問支援の実施事業所数	5か所	
発達支援コーディネーターの養成	養成研修の実施	
出張相談の実施	月3回実施	
ペアレント・トレーニングの実施	1単元 8講座	

ウ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
保育所等訪問支援の実施事業所数	5か所	
発達支援コーディネーターの養成	養成研修の実施	修了者 12名
出張相談の実施	年間7回実施	参加者8名
ペアレント・トレーニングの実施	1単元 8講座	

《主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保》

【国指針】

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所(児童発達支援及び放課後等デイサービス)を少なくとも1か所以上確保する。

【目標等の考え方】

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供する多機能型事業所が1つあります。その他、児童の状況に応じて重症心身障害児の支援を個別に行っている事業所もあります。

また、主に重症心身障害児を支援する事業所を確保したのみでは、障害の程度は比較的軽度だが医療的ケアを必要とする児童(いわゆる「歩ける医ケア児」)への対応についての課題は解消されません。

現状、児童発達支援センターを除く児童発達支援事業所で看護師等を配置する事業所は無く、放課後等デイサービスについても非常勤の看護職員等を配置する事業所が1か所のみとなっています。常時もしくは必要時に看護師等を配置し支援を行うことができる事業所についても、整備を進める必要があります。

ア 本市の目標等

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	

イ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所	

《医療的ケア児等支援のための協議の場及びコーディネーターの配置》(一部新規)

【国指針】

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育及び教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

【目標等の考え方】

令和元年度(2019年度)から、鎌倉市発達支援システムネットワークの推進委員会を医療的ケア児等についての協議の場に位置付けています。今後、医療的ケア児等についての専門的な協議を深めていきます。

また、医療的ケア児等コーディネーターについては横須賀三浦圏域において配置運用の方法の検討を重ね、各市町それぞれに設置する方針となりました。令和6年度から1名配置することを目指し、以降は運用状況を踏まえて必要な体制について検討していきます。

各市町へのコーディネーター設置後も、横須賀三浦圏域におけるランチコーディネーター(圏域の取りまとめ役)を通じて、横須賀三浦圏域市町及び県との連携を深め、医療的ケア児等が地域で適切な支援を受けられる体制構築を目指します。

ア 本市の目標等

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
協議の場	設置済み 鎌倉市発達支援システムネットワークに医療的ケア児等に関する専門部会を設置していく方針	
医療的ケア児等コーディネーター	1名配置	

イ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
協議の場	設置済み	医療的ケア児等に関する専門部会は未設置。
医療的ケア児等コーディネーター	1名配置	鎌倉療育医療センター小さき花の園に委託により配置

(6)相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を推進するために、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化が求められています。

また、令和6年(2024年)4月から、地域における協議会(鎌倉市における、鎌倉市障害者支援協議会)の構成員に対して守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務が課されることとなったことから、協議会において個別の事例検討を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備を図ることが重要とされています。

《基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化》

【国指針】

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが以下の体制を確保すること。

- ア 訪問等による専門的な指導・助言
- イ 相談支援事業所の人材育成支援
- ウ 相談機関との連携強化の取組実施
- エ 個別事例の支援内容の検証

加えて、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数見込み(オ)を設定する。

【目標等の考え方】

本市においては、平成28年度(2016年度)から鎌倉市基幹相談支援センターを委託し実施しています。国指針に掲げる目標については令和4年度の実績を基に設定します。具体的な内容及び件数等は以下のとおりです。

- ア 市内事業所等からの障害に関する相談への助言、関係機関紹介
- イ 相談支援事業所の人材育成支援
- ウ 相談機関との連携強化の取組実施
- エ 主任相談支援専門員の配置

なお、個別事例の支援内容の検証については、鎌倉市障害者支援協議会に設置した「地域事例みえるか会議」や「相談支援事業所連絡会」等を活用して、個別事例の検討や検証を行うこととしていることから、目標に設定しません。

ア 本市の目標等

項 目		【実績】 令和4年度(2022年度)	【目標】 令和6年度(2024年度)
基幹相談支援センター	設置	設置済み	設置済み
	指導・助言	1,462件(相談件数) 13か所(事業所訪問)	実施
	人材育成支援	7回	7回
	相談機関との連携強化	5回	5回
	主任相談支援専門員の人数	3人	3人

イ 実績

項 目		【実績】 令和6年度(2024年度)	備考
基幹相談支援センター	設置	設置済み	
	指導・助言	2,632件(相談件数) 15か所(事業所訪問)	
	人材育成支援	7回	事例検討会及び支援者向け研修会の実施
	相談機関との連携強化	5回	相談支援事業所連絡会の開催
	主任相談支援専門員の人数	3人	

《個別事例を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組(障害者支援協議会)》
(新規)

【国指針】

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これの取組を行うために必要な協議会の体制を確保、以下の項目について見込みを設定する。

ア 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数

イ 事例検討会への参加事業者・機関数

ウ 専門部会の設置数

エ 専門部会の実施回数

【目標等の考え方】

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組は、鎌倉市障害者支援協議会に設置した「地域事例みえるか会議」や「地域生活支援部会」等を活用し、推進していきます。特に、「地域事例みえるか会議」は鎌倉市の相談支援における中心的な役割を担う事業者が参画する会議となっています。

各会議体や地域における事業所等の連絡会等も含め、有機的なつながりを強めていくことが、協議会の機能の強化につながると考えます。その視点を基本とし、各項目の見込みを設定します。

イ 本市の目標等

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
事例検討実施回数	年1回以上を基本とし、必要に応じて実施	
参加事業者・機関数	候補者等選定作業中	
専門部会の設置数	3部会(2か年で実施) ・地域生活支援部会 ・精神保健福祉部会 ・こども応援部会	
専門部会の実施回数	各部会3回	

ウ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
事例検討実施回数	・地域事例みえるか会議:2回 ・相談支援事業所連絡会:5回	
参加事業者・機関数	・地域事例みえるか会議:4者(基幹 相談支援センター及び委託障害者 相談支援事業者3者) ・相談支援事業所連絡会:市内相談 支援事業所	相談支援事業所連絡会については、 各回ごとに参加者 数変動あり
専門部会の設置数	3部会(2か年で実施) ・地域生活支援部会 ・精神保健福祉部会 ・こども応援部会	
専門部会の実施回数	各部会3回	

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

そのため、市職員自身の知識向上を図るとともに、障害福祉サービス等の利用状況の把握に努めていきます。また、各障害福祉サービス等事業所の正確な請求事務実施及び適正な運営体制の確保のための取組が求められています。

《障害福

【国指針】

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定する。

【目標等の考え方】

神奈川県実施の研修については、初任者向けの内容を含むものも多く、新規配属職員数等を見込むことが困難なため、数値での見込みは設定しないこととし、実績の把握のみ行います。

(参考:県実施研修一覧)

- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・市町村職員新任研修(児童福祉主管課向け)
- ・市町村障害福祉担当職員研修
- ・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修
- ・早期療育普及研修
- ・身体障害者手帳、療育手帳交付担当職員研修
- ・市町村聴覚障がい理解講座
- ・市町村意思疎通支援担当者研修会
- ・精神保健福祉基礎研修
- ・障害支援区分認定調査員研修

ア 実績

- ・精神保健福祉基礎研修 3名
- ・身体障害者手帳、療育手帳交付担当職員研修 1名
- ・障害支援区分認定調査員研修 2名

《障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用》

【国指針】

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。

【目標等の考え方】

各障害福祉サービス等事業所から行われる請求内容から、誤りが多い点や、注意すべき点について分析を行います。また、各事業所からよくある問合せ等をまとめ、それらの結果を共有することで、請求誤り及び問合せの低減を図ります。

関係自治体等との情報共有体制については、請求等審査システムの提供事業者が開催する地域勉強会・意見交換会に継続して参加することで構築していきます。

また、障害福祉サービスはおおむね3年に一回報酬体系の見直し(報酬改定)が行われます。報酬改定への対応は各事業所にとって相当な負担となっているため、改定内容について早急に各事業所に向けて周知を行います。

ア 本市の目標等

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
審査結果共有体制(事業所向け)	体制構築に向けた協議を実施	
審査結果共有体制(関係自治体)	年1回以上	

イ 実績

項 目	令和6年度(2024年度)	備 考
審査結果共有体制(事業所向け)	未実施	
審査結果共有体制(関係自治体)	年1回実施	

2 障害福祉サービス等の実施状況

(1)訪問系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

事業名	令和6年度(2024年度)		計画対比
	見込量	実績	
居宅介護等訪問サービス(①～⑤)	8,331 時間/月	8,274.75 時間/月	99.3%
	289 人/月	297 人/月	102.8%
① 居宅介護	4,652 時間/月	4,319.25 時間/月	92.9%
	205 人/月	211 人/月	102.9%
② 重度訪問介護	1,969 時間/月	2,587.5 時間/月	131.4%
	8人/月	12 人/月	150.0%
③ 同行援護	1,174 時間/月	869 時間/月	74.0%
	43 人/月	45 人/月	104.7%
④ 行動援護	536 時間/月	499 時間/月	93.1%
	33 人/月	29 人/月	87.9%
⑤ 重度障害者等包括支援	0 時間/月	0 時間/月	-
	0 人/月	0 人/月	-

参考本市の訪問系サービス種類別事業者数

- 居宅介護事業所:31 箇所 ●同行援護事業所:7箇所
- 行動援護事業所: 3 箇所 ●重度障害者等包括支援:0箇所
- 重度訪問介護事業所:26 箇所

(令和7年(2025年)4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。)

(2)日中活動系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

見込量 延人日/月:月の利用見込人数×月の平均利用日数

実績 人日:1か月当たりの延べ利用日数

事業名		令和6年度(2024 年度)		計画対比
		見込量	実績	
① 生活介護		8,258 延人日/月	7,116 人日/月	86.2%
		431 人/月	403 人/月	93.5%
② 自立訓練	機能訓練	20 延人日/月	47 人日/月	235.0%
		1人/月	4 人/月	400.0%
	生活訓練	835 延人日/月	282 人日/月	33.8%
		54 人/月	31 人/月	57.4%
③ 就労移行支援		1,338 延人日/月	1,281 人日/月	95.7%
		70 人/月	76 人/月	108.6%
④ 就労継続支援	A 型	849 延人日/月	735 人日/月	86.6%
		40 人/月	40 人/月	100.0%
	B 型	4,488 延人日/月	4,178 人日/月	93.1%
		295 人/月	284 人/月	96.3%
⑤ 就労定着支援		35 人/月	36 人/月	102.9%
⑥ 就労選択支援(新規)		-	-	令和7年度(2025 年度) 事業実施開始
⑦ 療養介護		21 人/月	20 人/月	95.2%
⑧ 短期入所 (ショートステイ)	福祉型	484 人日/月	420 人日/月	86.8%
		87 人/月	82 人/月	94.3%
	医療型	8人日/月	19 人日/月	237.5%
		4人/月	4 人/月	100.0%
	合計	492 人日/月	439 人日/月	89.2%
		91 人/月	86 人/月	94.5%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和6年度実績数(令和7年(2025年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和7年(2025年)4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●生活介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	266 人(身体 28 人、知的 228 人、精神 10 人)
市外の事業所利用者数	163 人(身体 27 人、知的 132 人、精神 4 人)

【市内事業所(定員総数:474人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉薫風	60人	身体、知的
鎌倉療育医療センター小さき花の園在宅サービス支援部	20人	身体
すてっぷ鎌倉ときわ (令和6年(2024年)12月31日廃止)	20人	身体、知的、精神、難病患者等
鎌倉清和園	50人	知的
鎌倉由比	20人	知的
日日クラブ	60人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	40人	身体、知的
山崎薫風	20人	知的
鎌倉はまなみ	50人	知的
わんびいさん	20人	身体、知的
トライフル鎌倉	14人	知的
鎌倉プライエムきしろ	35人	身体、知的、精神
二階堂デイサービスセンター	35人	身体、知的、精神
みちテラス	30人	身体、知的、精神

令和7年度(2025年度)新規

事業所名	定員	主たる対象
うみテラス (令和7年(2025年)8月1日指定)	8人	身体、知的、精神、難病患者等

●自立訓練(生活訓練)

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	17人(知的4人、精神13人)
市外の事業所利用者数	14人(知的4人、精神10人)

【市内事業所(定員総数:54人)】

事業所名	定員	主たる対象
りりいふ	20人	精神
トライフル鎌倉	14人	知的、精神
mirai link 鎌倉 (令和7年(2025年)1月1日指定)	20人	知的、精神

●就労移行支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	28 人(身体4人、知的4人、精神 20 人)
市外の事業所利用者数	48 人(身体2人、知的6人、精神 39 人、難病等1人)

【市内事業所(定員総数:80 人)】

事業所名	定員	主たる対象
富士ソフト企画 就職予備校	20 人	精神
トライフル鎌倉	14 人	知的
就労サポートセンターねくすと	20 人	精神
バスセンター大船	20 人	身体、知的、精神、難病患者等
Will be (令和6年(2024 年)4月1日指定)	6 人	身体、知的、精神

令和7年度(2025 年度)新規

事業所名	定員	主たる対象
Cocorport 大船 Office (令和7年(2025 年)5月1日指定)	12 人	身体、知的、精神

●就労継続支援

A 型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	23 人(身体1人、知的9人、精神 13 人)
市外の事業所利用者数	17 人(身体1人、知的6人、精神 10 人)

【市内事業所(定員総数:92 人)】

事業所名	定員	主たる対象
ワークセンターかまくら愛の郷	12 人	身体、知的、精神
Biz パートナー大船	18 人	身体、知的、精神、難病患者等
ピースウェーブ (令和6年(2024 年)4月1日廃止)	15 人	身体、知的、精神
障害者雇用開発ネットワークカービー	10 人	知的
ココピアワークス鎌倉	17 人	身体、精神
NEXT HERO DiC 鎌倉 (令和6年(2024 年)9月1日指定)	20 人	身体、知的、精神、難病患者等

B 型事業所

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	205 人(身体7人、知的 63 人、精神 135 人)
市外の事業所利用者数	89 人(身体4人、知的 36 人、精神 48 人、難病等1人)

【市内事業所(定員総数:408 人)】

事業所名	定員	主たる対象
りっしん洞	20 人	精神
れぞみ	20 人	精神
Workshop レスカル	22 人	精神
笑ん座カフェ	40 人	知的、精神
ジャックと豆の木	10 人	精神
就労継続支援 B 型事業所工房ひしめき	60 人	知的
道工房	20 人	精神
みらたね	20 人	精神
もっこす	20 人	知的、精神
青い麦の家	20 人	精神
鎌倉はまなみ (令和7年(2025 年)3月 31 日廃止)	25 人	知的
アトリエそらのいろ	20 人	知的
ココピアワークス鎌倉	15 人	身体、精神
らぱんステップ	20 人	身体、知的、精神
かまくらふれんず	10 人	精神
第二レスカル	12 人	精神
就労継続支援 B 型 銀河 大船	20 人	身体、知的、精神
ピースウェーブ (令和6年(2024 年)4月1日指定)	14 人	身体、知的、精神
鎌倉 IT クリエイター・ファクトリー (令和7年(2025 年)2月1日指定)	20 人	精神

●就労定着支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	8 人(知的2人、精神6人)
市外の事業所利用者数	28 人(知的7人、精神 21 人)

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
就労サポートセンターねくすと	精神
富士ソフト企画 就職予備校	精神
パスセンター大船	身体、知的、精神

●療養介護

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	7人(身体4人、知的2人、難病等1人)
市外の事業所利用者数	13人(身体12人、知的1人)

【市内事業所(定員総数:72人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉療育医療センター小さき花の園	72人	特定なし

●短期入所(福祉型・医療型)

【サービス利用者の利用先(福祉型)】

市内の事業所利用者数	62人(身体3人、知的54人、障害児2人)
市外の事業所利用者数	30人(身体2人、知的18人、精神4人、障害児6人)

【市内事業所(福祉型)(定員総数:37人)】

事業所名	定員	主たる対象者
ショートステイパイル	8人	身体、知的、障害児
鎌倉清和園	4人	知的
障害者生活支援センター鎌倉清和	4人	身体、知的
鎌倉プライエムさしろ	20人	身体
稲村ガ崎さしろ (令和6年(2024年)8月1日指定)	1人	身体

【サービス利用者の利用先(医療型)】

市内の事業所利用者数	3人(障害児3人)
市外の事業所利用者数	2人(障害児2人)

【市内事業所(医療型)】

事業所名	定員	主たる対象者
鎌倉療育医療センター小さき花の園	1人	知的、障害児
鈴木病院短期入所事業所	1人	身体、知的、精神

【共生型サービスについて】

神奈川県域における介護保険サービス事業所等による共生型障害福祉サービス等事業所の指定状況

市内	県内
5事業所	62事業所

(資料)障害福祉情報サービスかながわ

令和7年(2025年)4月1日現在

神奈川県域における障害福祉サービス等事業所による共生型介護保険サービス事業所の指定状況

市内	県内
0事業所	25事業所

(資料)介護情報サービスかながわ

令和7年(2025年)4月1日現在

(3)居住系サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

事業名	令和6年度(2024年)		計画対比
	見込量	実績	
① 自立生活援助	0人/月	0人/月	-%
② 共同生活援助 (グループホーム)	259人/月	229人/月	88.4%
	精神障害の利用者 98人/年	精神障害の利用者 87人/年	88.8%
③ 施設入所支援	96人/月	103人/月	107.3%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和6年度実績数(令和7年(2025年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和7年(2025年)4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●共同生活援助

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	119人(身体4人、知的 83人、精神 32人)
市外の事業所利用者数	110人(身体7人、知的 57人、精神 46人)

【市内事業所(定員総数:197人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉清和ホーム(佐助ホーム)	7人	知的
鎌倉清和ホーム(長谷ホーム)	4人	知的
鎌倉清和ホーム(大船ホーム)	4人	知的
五所神社前レジデンス	6人	精神
びびら	5人	精神
虹の子ハウス「グラッシーズ」	6人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン1」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン2」	2人	知的
虹の子ハウス「ダンデライオン3」	2人	知的
かほんの丘	6人	精神
ビーンズ	6人	精神
グループホーム新星	4人	知的
グループホーム明星	4人	知的
グループホームエール	6人	知的
グループホームぼらん	4人	知的
グループホーム第1小袋谷	5人	知的
グループホーム第2小袋谷	5人	知的
グループホーム第3小袋谷	5人	知的
グループホーム第4小袋谷	5人	知的

事業所名	定員	主たる対象
松毬(まつぼっくり)の家	6人	知的
木犀(もくせい)の家	6人	知的
木蓮の家	5人	知的
大手毬の家	7人	知的
山桜の家	5人	知的
グループホーム・コンプリオ	4人	知的
グループホーム ハーゼ	7人	知的、精神
グループホームオハナ	4人	知的
紡ぎ舎・鎌倉	8人	知的、精神
カードル	4人	知的、精神
ぼじぶる玉縄	18人	知的、精神
グループホーム アンド・アール鎌倉山	13人	精神
グループホームつきの船	4人	身体、知的、精神
グループホームつきの光	4人	知的、精神
cercle 坂ノ下	5人	知的
グループホーム潮さいの家 (令和6年(2024年)7月1日指定)	6人	知的、精神

令和7年度(2025年度)新規

事業所名	定員	主たる対象
L-Base 鎌倉大船 (令和7年(2025年)8月1日指定)	4人	知的、精神
グループホームやしのき (令和7年(2025年)8月1日指定)	4人	知的、精神

●施設入所支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用者数	23人(知的23人)
市外の事業所利用者数	80人(身体11人、知的68人、精神1人)

【市内事業所(定員総数:50人)】

事業所名	定員	主たる対象
鎌倉清和園	50人	知的

(4)相談支援

①見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

②③見込量及び年間の実績

	令和6年度(2024年度)		計画対比
	見込量	実績	
① 計画相談支援	270人/月	237人/月	87.8%
※令和6年度 (2024年度)3月の 計画相談支援導入者数	—	997人	—
② 地域移行支援	4人/年	2人/年	50%
	精神障害の利用者4人/年	精神障害の利用者1人/年	25%
③ 地域定着支援	1人/年	0人/年	0%
	精神障害の利用者1人/年	精神障害の利用者0人/年	0%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和6年度実績数(令和7年(2025年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和7年(2025年)4月の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●計画相談支援

【本市の相談支援事業所名及び相談支援専門員数(相談員数は令和7年(2025年)3月時点)】

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ	9人	みどりの園鎌倉	1人
キャロットサポートセンター	2人	小さき花の園	3人
鎌倉地域支援室	7人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	2人
ハーモニー	4人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	2人
相談支援事業所 麦の穂	1人	虹の子相談支援事業所	4人
鎌倉プライエムきしろ	2人	鎌倉市発達支援室	6人
鎌倉市児童発達支援センター あおぞら園	2人	相談支援事業所めいげつ (令和7年(2025年)10月1日廃止)	1人
相談支援事業所 くつひも (令和6年(2024年)4月1日指定)	1人		

令和7年度(2025年度)新規

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
医療法人光陽会 ハートケア鎌倉居宅介護 支援センター (令和7年(2025年)4月1日指定)	2人	相談支援事業所この子キャリア応援団 (令和7年(2025年)7月1日指定)	1人
のびの木 Support (令和7年(2025年)6月1日指定)	1人		

●地域移行支援・地域定着支援

【市内事業所】

事業所名	主たる対象
地域生活サポートセンター とらいむ	精神
キャロットサポートセンター (令和7年(2025年)2月28日廃止)	知的
鎌倉地域支援室	身体、知的、精神、難病患者等

3 障害児通所支援等の実施状況

(1)障害児通所支援サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

見込量 延人日/月:月の利用見込人数×月の平均利用日数

実績 人日:1か月当たりの延べ利用日数

事業名	令和6年度(2024年度)		計画対比
	見込量	実績	
① 児童発達支援	1,547 人日/月	1,102 人日/月	71.2%
	140 人/月	116 人/月	82.9%
② 医療型児童発達支援	0 人日/月	0 人日/月	-%
	0 人/月	0 人/月	-%
③ 放課後等デイサービス	4,088 人日/月	4,127 人日/月	101.0%
	347 人/月	370 人/月	106.6%
④ 保育所等訪問支援	29 延人日/月	32 延人日/月	110.4%
	17 人/月	23 人/月	135.3%
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	0人日/月	0 人日/月	-%
	0人/月	0 人/月	-%

参考

【サービス利用者の利用先】

令和6年度実績数(令和7年(2025年)3月の利用者実人数)の利用先を記載しています。

なお、利用者が複数の事業所を利用する場合、その全てでカウントしています。

【市内事業所】

定員数は、令和7年(2025年)4月現在の「障害福祉情報サービスかながわ」によります。

●児童発達支援

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	114 人
市外の事業所利用児数	54 人

【市内事業所(定員総数:165人)】

事業所名	定員	事業所名	定員
TASUC 鎌倉	10 人	鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	30 人
TASUC 自立の学校・大船	10 人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10 人
湘南こども村 やまぶき	10 人	PONO KIDS鎌倉	10 人
ADDS Kids 1st 鎌倉	10 人	のびの木大船	10 人
コパールプラス 大船教室 (廃止)	10 人	LITALICO ジュニア大船教室	10 人
児童発達支援・放課後等デイサービス ゆい	10 人	トイロ大船	20 人
多機能型事業所 LEO	5人	ぐるんぱ	10 人

●放課後等デイサービス

【サービス利用者の利用先】

市内の事業所利用児数	518 人
市外の事業所利用児数	116 人

【市内事業所(定員総数:225 人)】

事業所名	定員	事業所名	定員
放課後等デイサービス グローブ	20 人	鎌倉あけぼの園	10 人
はっぴーわん	10 人	障害児活動支援センター	10 人
TASUC 鎌倉	10 人	鎌倉こども学園「チューリップ」	10 人
TASUC 自立の学校・大船	10 人	ぐるんぱ	10 人
e-キッズひろば大船	30 人	ミライエ鎌倉	10 人
のびの木大船	10 人	湘南こども村 やまぶき	10 人
PONO KIDS鎌倉	10 人	トイロ大船	20 人
コペルプラスジュニア鎌倉教室	10 人	KAMALABO	10 人
児童発達支援・放課後等デイサービス ゆい	10 人	多機能型事業所 LEO	5人
のんびりスペース大船	10 人		

令和7年度(2025 年度)新規

事業所名	定員	事業所名	定員
鎌倉・森の家 (令和7年(2025 年)4月1日指定)	10 人	e-キッズひろば大船3 (令和7年(2025 年)4月1日指定)	10 人

●保育所等訪問支援

事業所名	
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	LITALICO ジュニア大船教室
TASUC 鎌倉	コペルプラスジュニア鎌倉教室
トイロ大船	

(2)障害児相談支援サービス

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

	令和6年度(2024 年度度)		計画対比
	見込量	実績	
障害児相談支援	116 人/月	75 人/月	64.7%
※令和6年度 (2024 年度)3 月の 計画相談支援導入者数	—	460 人	—

参考本市の障害児相談支援事業所名及び相談支援専門員数(相談員数は令和7年(2025 年)3 月時点)

事業所名	相談員数	事業所名	相談員数
地域生活サポートセンター とらいむ (令和6年(2024 年)2月 28 日 廃止)	7人	相談支援事業所 ひびき鎌倉山	3人
地域活動支援センター キャロットサポートセンター	2人	鎌倉やまなみ相談支援事業所	2人
鎌倉地域支援室	6人	虹の子相談支援事業所	1人
ハーモニー	4人	鎌倉市発達支援室	5人
みどりの園鎌倉	1人	ADDS Kids 1st 鎌倉	2人
小さき花の園	2人	相談支援事業所めいげつ (令和7年(2025 年)10 月1日廃止)	1人
鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園	1人	のびの木 Support	1人
相談支援事業所この子キャリア応援団 (令和 6 年(2024 年)5 月 1 日指定)	1人		

令和7年度(2025 年度)新規

事業所名	相談員数
医療法人光陽会 ハートケア鎌倉居宅介護 支援センター (令和7年(2025 年)4月1日指定)	2人

(3)家族支援体制整備

見込量及び一月(各年度の3月)当たりの実績

	令和6年度(2024 年度度)		計画対比
	見込量	実績	
ペアレント・トレーニング	1単位 8講座	1単位 8講座	100.0%

4 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

事業名		令和6年度(2024 年度)		計画対比
		見込量	実績	
①	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	－
②	自発的活動支援事業	実施	実施	－
③	相談支援事業			
	障害者相談支援事業	3 箇所	3箇所	100.0%
	基幹相談支援センターの設置	有	有	－
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	－
	住宅入居等支援事業	実施	実施	－
④	成年後見制度利用支援事業	21 人/年	23 人/年	109.5%
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	－
⑥	意思疎通支援事業			
	手話通訳者派遣事業	254 回/年	210 回/年	82.7%
	要約筆記者派遣事業	45 回/年	36 回/年	80.0%
	手話通訳者設置事業	1.5 人/日	1.5 人/日	100.0%
⑦	日常生活用具給付等事業			
	介護・訓練支援用具	2件/年	1件/年	50.0%
	自立生活支援用具	8件/年	15 件/年	187.5%
	在宅療養等支援用具	4件/年	18 件/年	450.0%
	情報・意思疎通支援用具	22 件/年	19 件/年	86.4%
	排泄管理支援用具	3,814 件/年	3,850 件/年	100.1%
	居宅生活動作補助用具	1件/年	0 件/年	0.0%
⑧	手話奉仕員養成研修事業 (入門・基礎 養成講習修了者数)	20 人	15 人	75.0%
⑨	移動支援事業	446 人	454 人	101.8%
		27,553 時間/年	27,225 時間/年	98.8%
⑩	地域活動支援センター機能強化事業	10 箇所	10 箇所	100.0%
		164 人	146 人 (※ I 型を除く)	89.0%

参考 相談支援事業 令和6年度(2024 年度)年間相談支援事業実績

【委託相談支援(一般相談)を利用している障害児者等の実人数】

	身体 障害	重症 心身 障害	知的 障害	精神 障害	発達 障害	高次脳 機能 障害	その他	合計
障害者	63 人	1人	73 人	340 人	44 人	46 人	13 人	580 人
障害児	0人	0 人	24 人	0人	15 人	1人	0人	40 人
合 計	63 人	1人	97 人	340 人	59 人	47 人	13 人	620 人

※障害児者の人数については、重複障害の場合、主な障害種別でカウントしています。

【支援方法(延べ件数)】

訪問	来所 相談	同行	電話 相談 (メール・FAX を含む)	個別支 援会議	関係 機関	その他	合計
377 件	536 件	192 件	3,568 件	93 件	2,642 件	3 件	7,411 件

【支援内容(延べ件数・重複あり)】

支援内容	件数
福祉サービスの利用等に関する支援	1,856 件
障害や病状の理解に関する支援	2,107 件
健康・医療に関する支援	1,809 件
不安の解消・情緒安定に関する支援	1,909 件
保育・教育に関する支援	541 件
家族関係・人間関係に関する支援	1,281 件
家計・経済に関する支援	982 件
生活技術に関する支援	806 件
就労に関する支援	714 件
社会参加・余暇活動に関する支援	323 件
権利擁護に関する支援	427 件
その他	124 件
合 計	12,879 件

※鎌倉市委託相談支援事業所(鎌倉地域支援室、キャロットサポートセンター、地域生活サポートセンターとらいむ)の月次報告の合計

参考 本市の地域活動支援センター事業所

事業所名		定員	契約者数	契約者数の内訳
Ⅰ型	キャロットサポートセンター	※延べ利用者数：1,896人		
	地域生活サポートセンターとらいむ	※延べ利用者数：3,320人		
Ⅱ型	虹の子作業所	20人	23人	知的：23人
Ⅲ型	NPO法人スローライフ 障害者地域活動支援センター	15人	12人	身体：7人 知的：2人 精神：2人 その他：1人
	特定非営利活動法人よあけ	10人	19人	身体：9人 知的：3人 精神：3人 その他：4人
	地域活動支援センターひかり	10人	15人	身体：11人 精神：3人 その他：1人
	地域活動支援センター「ぶどうの木」	13人	12人	身体：1人 知的：10人 精神：1人
	地域活動支援センターⅢ型 サンタ・ハウス	10人	11人	知的：9人 その他：2人
	地域活動支援センター麦の穂	10人	19人	精神：19人
	倶楽部「道」	10人	35人	身体：1人 知的：4人 精神：30人

<地域活動支援センターについて>

Ⅰ型：専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進をはかるための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

Ⅲ型：地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業所。このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設されることもある。

(2)その他実施する事業(市任意事業)

事業名		令和6年度(2024年度)		計画対比
		見込量	実績	
① 訪問入浴サービス事業		495回/年	386回/年 (うち清拭2回)	78%
② 日中一時支援事業		225回/年	1,541回/年	684.9%
③ 巡回支援専門員整備		実施	実施	—
④ 点字・声の広報等発行		実施	実施	—
⑤ 障害者虐待 防止対策支援	緊急一時保護の 体制整備	実施	実施(29日/年)	—
	障害者虐待防止法の普 及啓発事業	実施	実施	—

第5章 鎌倉市障害者福祉計画の進行管理

1 障害者福祉計画推進会議、障害者福祉計画推進委員会

市では、計画の進捗状況等を把握するため、毎年度、「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を作成しています。

この報告書を作る過程において、庁内においては関係課の委員で構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」で進捗状況についての確認等を行い、分析、評価、計画の見直し等の検討を行います。

さらに、外部の学識経験者、関係機関、福祉団体、市民などで構成する「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」でも同様に進捗状況を確認し、分析、評価、計画の見直しなどの検討を行います。実際に計画内容を見直す場合は、「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」で決定することとなります。

2 PDCA サイクル

計画を見直す際の手法は、PDCA サイクルの考え方を使います。

(1)計画(Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定めます。

(2)実行(Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

(3)評価(Check)

成果目標及び活動指標について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害者福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。

(4)改善(Act)

中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障害者福祉計画の見直し等を実施します。

3 鎌倉市障害者支援協議会

「鎌倉市障害者支援協議会」は、地域の福祉、雇用、教育、医療などの分野、障害当事者などの委員で構成され、地域の課題等について協議等を行い、障害福祉の増進を図るため様々な取組を行っています。協議会は、地域生活支援部会、精神保健福祉部会、こども応援部会などテーマごとの協議の場となる複数の専門部会と、それらを束ねる全体会から構成されています。協議会で協議をした内容で、市の施策へ反映すべき内容については、適宜、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会へ提言等をするという役割を担っています。

～ 鎌倉市障害者福祉計画の基本理念 ～
障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち

鎌倉市障害者支援協議会

【目的】障害者の地域での生活を支援するため、課題を把握し、その解消に向けて施策への反映等、課題解決のための支援体制整備に関する事項を協議する。

全体会

- ・専門部会からの報告・提言内容の評価、検討と、承認に基づく市への意見
- ・協議会の運営内容についての評価

協議を委ねる

報告 提言

専門部会 (実質協議の場合)

- ・主たるテーマごとに課題対応策、方針を決定し、全体会に報告

地域生活支援部会

作業部会 (適宜設置)

精神保健福祉部会

作業部会 (適宜設置)

こども応援部会

作業部会 (適宜設置)

運営会議 (議題調整等) (協議会のエンジン)

運営支援
課題整理依頼

地域課題の
提起等

相談支援(新規位置づけ)

相談支援事業所 連絡会 (新規位置づけ)

地域事例 みえるか会議 (課題把握・整理等)

プロジェクトチーム (適宜設置)

地域交流活動

事務局

(鎌倉市障害福祉課 鎌倉市基幹相談支援センター)

鎌倉市関係課(例:地域共生課、発達支援室、市民健康課、高齢者いきいき課、生活福祉課、総合防災課、地域のつながり推進課)
鎌倉市教育委員会(教育指導課)等

関係団体

(障害サービス、高齢福祉、地域福祉、教育、児童支援、就労、当事者、医療分野等)

サービス提供事業所連絡会等(新規位置づけ)

- ・居宅介護支援事業者連絡会
- ・児童通所支援事業所連絡会
- ・就労支援事業所連絡会
- ・鎌倉市障害者地域作業所連絡会(障作連)
- ・鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会(市精連)

協議会に課題を提起し、協議会からは協議内容についてフィードバック(報告)を受ける。
サービス提供事業所連絡会等については、協議会に委員を派遣する。

横須賀・三浦障害保健福祉圏域自立支援協議会

圏域内市町の協議会情報の共有や課題の検討など

連携

神奈川県自立支援協議会

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

令和6年度(2024 年度)
鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

第4期鎌倉市障害者基本計画
(令和6年度(2024 年度)～令和11 年度(2029 年度))
第7期鎌倉市障害福祉サービス計画
(令和6年度(2024 年度)～令和8年度(2026 年度))

令和8年(2026 年) 9月

発行:鎌倉市
編集:健康福祉部 障害福祉課
〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号
電話:0467(23)3000
FAX:0467(25)1443